

平成28年 3 月定例会

南伊豆町議会会議録

平成 28 年 2 月 24 日 開会

平成 28 年 3 月 17 日 閉会

南伊豆町議会

平成 2 8 年 3 月 南伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (2月24日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長の施政方針、予算編成方針及び行政報告	4
○一般質問	2 4
漆 田 修 君	2 4
加 畑 毅 君	4 1
岡 部 克 仁 君	5 0
横 嶋 隆 二 君	6 1
渡 邊 哲 君	7 9
○散会宣告	8 6
○署名議員	8 7

第 2 号 (2月26日)

○議事日程	8 9
○本日の会議に付した事件	9 0
○出席議員	9 0
○欠席議員	9 1

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	9 1
○職務のため出席した者の職氏名	9 1
○開議宣告	9 2
○議事日程説明	9 2
○会議録署名議員の指名	9 2
○一般質問	9 2
清水清一君	9 2
○諮第1号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	1 1 3
○報第1号の上程、説明、質疑	1 1 4
○報第2号の上程、説明、質疑	1 1 5
○報第3号の上程、説明、質疑	1 1 6
○報第4号の上程、説明、質疑	1 1 7
○議第1号～議第7号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
○議第8号～議第14号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
○議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 3
○議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
○議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 9
○議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 1
○議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 2
○議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 3
○議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 4
○議第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 5
○議第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 8
○議第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 0
○議第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 6
○議第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 9
○議第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 2
○議第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 4
○議第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 6
○散会宣告	1 5 8

○署名議員	1 5 9
-------	-------

第 3 号 (2月29日)

○議事日程	1 6 1
○本日の会議に付した事件	1 6 2
○出席議員	1 6 2
○欠席議員	1 6 2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 6 2
○職務のため出席した者の職氏名	1 6 3
○開議宣告	1 6 4
○議事日程説明	1 6 4
○会議録署名議員の指名	1 6 4
○議第30号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 6 4
○議第31号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 6 8
○議第32号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 7 0
○議第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 1
○議第34号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 7 3
○議第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 4
○議第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 8
○議第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 0
○議第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 3
○議第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 5
○議第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 6
○議第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 7
○発言の訂正	1 9 0
○議第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 0
○議第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 1
○議第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 2
○議第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 4
○議第46号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 9 6

○議第47号の上程、説明、質疑、委員会付託	200
○議第48号の上程、説明、質疑、委員会付託	203
○議第49号の上程、説明、質疑、委員会付託	207
○議第50号の上程、説明、質疑、委員会付託	208
○議第51号の上程、説明、質疑、委員会付託	209
○議第52号の上程、説明、質疑、委員会付託	210
○議第53号の上程、説明、質疑、委員会付託	212
○議第54号の上程、説明、質疑、委員会付託	213
○議第55号の上程、説明、質疑、委員会付託	216
○議第56号の上程、説明、質疑、委員会付託	218
○議第57号の上程、説明、質疑、委員会付託	219
○議第58号の上程、説明、質疑、委員会付託	221
○散会宣告	225
○署名議員	227

第 4 号 (3月17日)

○議事日程	229
○本日の会議に付した事件	230
○出席議員	230
○欠席議員	230
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	230
○職務のため出席した者の職氏名	230
○開議宣告	231
○議事日程説明	231
○会議録署名議員の指名	231
○町長の南伊豆町非核平和都市宣言	231
○議第30号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	232
○議第31号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	234
○議第32号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	236
○議第34号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	237

○議第46号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	239
○議第47号～議第49号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決	249
○議第50号～議第53号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決	252
○議第54号～議第57号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決	254
○議第58号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	256
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	258
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	259
○各委員会の閉会中の継続調査申出書	261
○閉議及び閉会宣告	262
○署名議員	263

平成 28 年 3 月定例町議会

(第 1 日 2 月 24 日)

平成28年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

平成28年2月24日(水)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の施政方針、予算編成方針及び行政報告
日程第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	岡部克仁君	2番	渡邊哲君
3番	比野下文男君	4番	加畑毅君
5番	長田美喜彦君	6番	稲葉勝男君
7番	清水清一君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	梅本和熙君	副町長	松本恒明君
教育長	小澤義一君	総務課長	橋本元治君
企画調整課長	菰田一郎君	建設課長	鈴木重光君
産業観光課長	齋藤重広君	町民課長	渡辺雅之君

健康福祉課長	黒田三千弥君	教育委員会 事務局 局長	大野孝行君
生活環境課長	飯田満寿雄君	会計管理者	鈴木豊美君
総務係長	山本広樹君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大年美文	主幹	渡辺信枝
--------	------	----	------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（稲葉勝男君） 皆さん、おはようございます。

本町一大イベントでありますみなみの桜と菜の花まつりのちょうど今日で折り返し地点となりました。しかし、外を見ていただければわかるように、もう既に満開、あるいはちらほら散っているというような状況で、先が心配されるような状況です。でも、3月1日には、20年たった銀の湯会館がリニューアルオープンということで明るい話題もございます。そういう中での28年3月定例会でございます。よろしく願いいたします。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成28年3月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

◎議事日程説明

○議長（稲葉勝男君） 議事日程は、印刷配付したとおりでございます。

◎開議宣告

○議長（稲葉勝男君） これより本会議第1日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

8番議員 漆 田 修 君

9番議員 齋 藤 要 君

◎会期の決定

○議長（稲葉勝男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの23日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から3月17日までの23日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（稲葉勝男君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

平成27年12月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので報告いたします。

◎町長の施政方針、予算編成方針及び行政報告

○議長（稲葉勝男君） 日程第4、町長より施政方針、予算編成方針並びに行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） おはようございます。3月定例議会、よろしくお願い申し上げます。

それでは、施政方針及び予算編成方針を申し上げます。

平成28年南伊豆町議会3月定例会の開会に当たり、施政方針及び予算編成方針についてご説明申し上げます。

施政方針。

本年1月1日発表の内閣総理大臣年頭所感及び同4日の総理大臣年頭記者会見では、20年余り続いたデフレ脱却に向けた経済再生の実績が掲げられ、100万人を超える雇用の創出、17年ぶりの高い賃上げ、有効求人倍率の上昇ほか、地方創生の着実な進展が示され、新たな挑戦として、少子高齢化という長年の懸案事項に真正面から取り組み、「戦後最大のGDP 600兆円」、「希望出生率1.8%」、「介護離職者ゼロ」とする新三本の矢をもって「一億総活躍・元年」の幕開けとし、ロケットスタートを切るとしております。

本町においても、少子高齢化による人口減少やライフスタイルの多様化などにより住民ニーズも複雑・高度化しており、このような行政課題に対応するためにも、絶えず情報収集に努めるとともに、自治体を取り巻く環境を的確に捉え、開かれた町政の推進と町民の負託に応える職員の資質向上及び行政組織の体制整備に向け邁進してまいります。

また、本町の財政状況は依存財源比率が極めて高く、国等の動向に左右されやすい状況にあることなどから、不測の事態に柔軟に対応できるよう、ふるさと寄附等による財源確保を推進し、財政調整基金等の充実を図りながら、住民の安全・安心を担保する町政運営に努めることが肝要であると考えております。

このような中で、第5次南伊豆町総合計画に基づく事業推進を図りながら、町の将来像である「次世代につなぐ光と水と緑に輝く南伊豆町～ひとにやさしく自然にやさしく未来につなぐまちづくり」に向けて、職員一丸となって取り組んでいるところであります。この取り組みをさらに深化させるため、私は「21世紀、わたしたちの住むまち、あなたと造るまち」を基本理念に掲げ、「町民の町民による町民のための町政」を行政手法とし、南伊豆町町民参画及び協働の推進に関する条例を整備いたしました。今後も、「いつでもどこでもミニ集会」を精力的に開催するとともに、町民参加型町政の実現に邁進してまいります。

また、まち・ひと・しごと創生法に伴う南伊豆町人口ビジョンや、南伊豆町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっては、町民参加方式を推進する中で100人委員会を設置いたしました。今後も地域を経営するという発想のもとに、町民参画・協働による地域力の強化、持続可能なまちづくりに向けて引き続き取り組んでまいります。

具体的な施策といたしましては、1、石廊崎ジャングルパーク跡地等の観光開発。

石廊崎ジャングルパーク跡地の利用計画については、同跡地利用計画審議会から提出のありました答申の趣旨に基づき、「誰もが行きたくなる石廊崎」を念頭に、石廊崎区との協議を進めた上で、平成28年度中には施設内整備に係る実施設計を完了するほか、前倒しで事業化が可能な環境整備等も精力的に実施するとともに、平成29年度からの本格的な園内整備事

業の着手に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、当該事業の実施に伴い発生する文化財保護法及び自然公園法による法的規制に対しても適切に対処することが必須となりますが、万人が認める伊豆半島最南端の壮大な景観美をもって、かつてのにぎわいの復活が切望される中、内外の方々から寄せられる期待は極めて大きく、何よりも名勝石廊崎を基点とした観光再生は、半島振興の礎であることは自明の理であります。

今後も、私に課せられた使命と捉え、最優先課題として取り組むとともに、迅速な事業推進に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2、東京都杉並区との自治体間連携による特別養護老人ホームの建設。

杉並区及び南伊豆町との自治体間連携による特別養護老人ホームの整備については、南伊豆町高齢者保健福祉計画第6期介護保険事業計画に基づく中で、施設運営事業者による設計・建築工事が進められ、平成29年度の供用開始に向けて事業展開しております。

また、施設運営に不可欠な介護人材の確保・育成、医療体制の整備等についても、開所までの工程表に従いながら着々と進捗しているところでありますので、今後も静岡県のご指導を仰ぎながら、平成29年度末の開設を目指してまいります。

3、健康福祉センターの建設整備。

(仮称)南伊豆町健康福祉センターの整備については、自治体間連携による特別養護老人ホームの整備とともに開所を目指すもので、町民の健康増進と福祉サービスの向上に資するための施設として事業推進しております。

平成27年度において同健康福祉センター設計業者が決定いたしましたので、基本設計及び実施設計が完了次第、建設工事を発注し、平成29年度末の完成を目指してまいります。

施設運営面においては、隣接する特別養護老人ホーム運営法人との連携を図りながら、本町保健福祉行政の拠点にふさわしい環境整備、施設機能の充実に努めてまいります。

4、自然再生可能エネルギー（地熱資源等の活用）。

平成22年、緑の分権改革から始まる新エネルギー活用の取り組みは、平成26年度の経済産業省による地熱開発理解促進関連事業及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、通称JOGMECによる地熱資源開発調査事業へと引き継がれ、平成27年度においても経済産業省及びJOGMECによる全額補助事業として継続し、2カ年にわたる事業費の総額は2億2,307万円余となりました。特に平成27年度においては、平成26年度調査の再解析を実施し、南野山深部に熱源の存在が示唆されたところでありました。

加えて、環境省が公募する「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業には、本町提案の「温泉熱等活用による低炭素のまち・南伊豆」が全国17自治体の一つとして採択されました。

本年度においては、この低炭素・循環・自然共生に資する取り組みを通じ、地域活性化を実現するモデル事業を進めるほか、これまでの地熱資源開発調査報告に基づく調査井の試掘を実施するなど、風力・太陽光・バイオマス発電等のエネルギーミックスによる新たな産業、雇用の創出を目指してまいります。

今後も地域活性化に向けた地熱資源等の活用によるまちづくりを推進するとともに、最終的には熱電併給等によるスマートコミュニティ・スマートタウンを目指してまいります。

5、日本版CCRC、生涯活躍のまち～ワープステイ（夢を語り合うことのできるまち）～お試し移住。

東京一極集中など都市部への人口流出により地方は疲弊し、このような人口減少の時流は、さらに都市部をも消滅させることとした危機的予想が日本創成会議・人口減少問題検討分科会で指摘されました。

本町では、移住・定住者増加策として移住セミナーや空き家バンク等に加え、地方創生交付金による空き家バンクリフォーム補助金、空き家バンク発掘事業、空き家借り上げによるお試し移住推進事業等を展開してまいりました。

加えて、いわゆる団塊世代も再雇用期間が終わり、完全リタイアとなったことで高齢者の仲間入りとなりましたが、このような都市部の元気な高齢者、アクティブシニア層をターゲットとした移住促進施策としてワープステイ構想を掲げ、構想実現に向けた事業化を推進しております。

このような中で、アクティブシニアのヘルスアップステイ及び広域連携による日本版CCRC事業及び温泉・地熱資源の活用を中心とした南伊豆健康ブランドの創出事業が地方創生広域連携上乘せ交付金として採択を受けたことから、より具体的な自治体間連携型CCRC事業基本計画の策定を進めております。

これらの事業は杉並区との連携に基づく高齢者施策によるものでありますが、国が推奨する地方創生において、自治体間連携による新たなモデルケースとなるべく事業推進してまいります。

加えて、本年1月20日可決成立した国の補正予算のうち、地方創生加速化交付金の申請を行い、地方創生の本格的展開を図ってまいります。

6、光ケーブルの敷設整備について。

情報・通信回線の高度化については、住民ニーズのほか、定住・移住及び企業誘致施策においても極めて重要な社会インフラであり、全国レベルで情報・通信設備が高度化される中、光ケーブルでは100メガビット毎秒速の確保が通常レベルとされております。本町においては情報・通信環境の整備が急務となっております。

また、町内全域を対象とした光ケーブル整備には、事業費で5億円から10億円とも想定されております。加えて、ケーブル敷設後も年間1,000万円を超える経費を要するほか、10年後の設備更新を見据えた場合、3,000万円から4,000万円の資金積み立てが必須となります。

このため、本町では、企業独自による事業展開を奨励するとともに、補助金の活用、初期投資への助成制度など検討を進めてまいりました。

このような状況の中、通信事業者複数社からの町内世帯の75%を占める62局を対象とした単独整備等の提案が示されたことから、同事業提案等の精査を早急に進めるとともに、安定かつ長期的に事業継続が可能な通信事業者を選定し、光ケーブルによる新たなまちづくりの創造に取り組んでまいります。

7、観光の振興。

本町最大の観光イベント、みなみの桜と菜の花まつりでは、期間中の菜の花結婚式や夜桜・流れ星、南伊豆・下賀茂温泉夜桜マラソン等が開催され、早春の訪れを告げる南伊豆の風物詩として定着してまいりました。また、弓ヶ浜海水浴場での弓ヶ浜スプラッシュウォーターパークは、全国レベルによる情報発信がなされ、近年にない活況を呈しております。本年度も同施設を中心に、オープンウォーター・スイムレースや参観灯台、伊勢えびまつりなどのさまざまなイベントを展開してまいります。

さらに、大幅な増加が見込まれる外国人観光客に向けては、誘客に特化した環境整備が急務とされることなどから、観光協会及び観光事業者等との連携強化を図り、さらなるインバウンド事業の充実に努めてまいります。

また、3月1日にはリニューアルオープンする町営温泉銀の湯会館の利用者拡大を図りつつ、道の駅下賀茂温泉湯の花を核とした新たなにぎわいの創造など、さらなる観光振興に鋭意取り組んでまいります。

8、津波防災地域づくりの推進。

静岡県では、第4次地震被害想定に基づく地震・津波対策アクションプログラム2013により、想定される犠牲者を今後10年間で8割減少させる減災施策として、津波対策に特化した

静岡モデルを発表いたしました。このため、当該市町に津波対策検討会地区協議会を設置し、住民合意に基づく津波対策を決定することになります。

本町では、昨年11月に竹麻、南崎、三坂、三浜の4地区で協議会が設立され、各地区でレベル1の津波高による津波防御施設等の整備方針など、ワークショップ形式による協議が進められております。

また、町単独による津波避難対策事業においては、レベル2の津波高を想定した迅速な住民避難を基本とする詳細な津波避難地図のほか、避難に必要な施設整備等を含む実施計画の策定に向けて、地区住民との検討会を随時開催してまいります。

今後も津波避難に特化した訓練の充実に努め、地域住民のさらなる防災・減災意識の高揚を図るとともに、職員による本部運営訓練にも意欲的に取り組み、限られた防災要員でも適切な本部機能が維持できる体制整備を図るほか、備蓄食料等の継続的な整備、自助・共助に即した自主防災組織の育成及び組織強化に努めてまいります。

避難所整備については、非常用電源切りかえ装置の設置が完了し、さらなる避難所機能の充実に努めるとともに、三坂幼稚園及び差田保育所跡地を活用した三坂地区防災拠点施設建設事業に着手いたしました。同敷地施設内には、会議室、調理室、浴室、避難ホール等を備えた床面積約350平方メートルの避難所本体施設のほかに、200平方メートルの防災資機材倉庫を併設し、平成29年3月の完成を目指してまいります。

このほか、迅速かつ的確な情報提供ツールである防災行政無線固定系（同報無線）のデジタル化については、基本設計の完了を受け、国県補助金等の活用による資金計画を踏まえた中で実施設計に着手し、事業費の平準化を図りながら施設整備を推進してまいります。

9、その他。

全国の小規模自治体では、行財政改革並びに定員管理等からも行政組織の再編・集約化が求められ、行政効率にさらなる向上に向けて、適正な組織規模、人事配置などで身の丈に合った体制整備が急務とされております。

このような中、国の主要施策でもあるまち・ひと・しごと創生法を掲げて、地方創生に向けた体制整備が急務とされるほか、少子高齢化による人口減少という喫緊の課題克服に向けて持続可能な南伊豆町の実現を目指す中、子育て支援体制の強化、多様化・複雑化する住民ニーズへのきめ細やかな対応において、新たな組織体制の整備が急務であることから、以下のとおり機構改革を実施いたします。

(1) 企画調整課を企画課に改め、同課内に地方創生室を設け、杉並区との自治体間連携

の強化・推進、C C R C 事業など、地方創生に特化した事務体制の整備充実を図ります。あわせて、企画係、情報政策係を置き、1課1室2係体制といたします。

(2) 健康福祉課に子育て支援係を新設し、こども園に関する全ての所掌事務及び子ども・子育て支援事業計画の推進を図るほか、児童・母子福祉事務を所管し、子育て全般にわたる総合的窓口として利用者の利便性向上を図ります。

(3) 産業観光課を商工観光課に改め、基幹産業である観光政策に特化した観光推進係のほか、ふるさと寄附を所管し、返礼品等の拡大強化・開発等による商工業の振興、活性化を推進する商工振興係の2係を配置いたします。

(4) 建設課を地域整備課に改め、公共管理係及び建設整備係に農林水産振興係を加えた3係体制とし、建築基準法、占用等の許認可に、自然公園法、農地法許認可事務を加えた総合窓口体制として利用者の利便性向上を見込むほか、広域連携による地籍調査事務を所管いたします。

この組織再編により7課2局2室25係体制とし、町政推進と町民の負託に応えるべく、時代に即した住民ニーズを的確に捉え、今後も行政組織の体制整備を進めてまいります。

また、山積する課題の解決に真摯に取り組み、町のさらなる活性化に努めてまいりますので、本議会及び町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、予算編成方針について、ご説明申し上げます。

予算編成方針。

政府は、昨年12月24日の閣議において経済再生と財政健全化の両立を目指し、持続可能な社会保障制度の確立、事前防災・減災対策の充実と老朽化対策を含めた国土強靱化の推進に向けて、総額96兆7,218億円とする平成28年度予算案を閣議決定いたしました。さらに、平成27年度補正予算においては、一億総活躍社会実現に向けて緊急に実施すべき対策や、TPP関連政策の実現に向けた施策など、総額3兆3,213億円を計上し、本年1月20日に成立いたしました。

一億総活躍社会実現に向けた緊急対策費としては、1兆1,646億円を確保した中で、臨時給付金3,624億円のほか、子育て及び介護支援に3,951億円を充てるとしております。

また、静岡県の平成28年度予算案においては、一般会計予算1兆2,490億円を見込み、「富国有徳の理想郷“ふじのくに”」の早期実現を目指し、後期アクションプランを着実に推進するため、地震・津波対策、雇用・新成長産業育成の実施、少子化対策の充実など“ふじのくに”づくりの総仕上げに向けた重点施策8項目を掲げ、予算規模では、3年連続とな

る前年度対比0.8%の増となっております。

本町においては、主要産業である観光業等の低迷や、人口減少に伴い、税収の伸びが期待できない現状にある中、歳入の約7割を依存財源に頼らざるを得ないことから、補助金・交付金などの制度改正等の影響を受けやすい体質となっており、財政状況は依然として厳しい状況にあります。

このため、国・県の動向に十分留意しながら情報収集に努めるとともに、将来を見据えた長期的な財政ビジョンが求められております。

一般会計の歳入では、町税等の減収がある中、地熱開発関連事業や石廊崎ジャングルパーク跡地整備や健康福祉センター建設等による国県支出金及び町債のほか、ふるさと寄附金の大幅な伸びを見込み、予算全体では、前年度対比3.3%増となる57億8,300万円を計上いたしました。

このうち、施設整備や増加を続ける社会保障費等による財源不足を補うための財政調整基金からの繰入金5,585万5,000円としたほか、健康福祉センター建設工事、道路改良等に係る普通建設事業等に充当する町債の総額を8億8,620万円とし、ふるさと寄附金4億円を見込んでおります。

平成28年度の予算編成に当たりましては、第5次南伊豆町総合計画の基本理念及び将来像を具現化すべく、1、安心・元気・温かさがあふれるまちづくり、2、優美な自然を生かした観光と交流のまちづくり、3、地域・自然の恩恵を生かしたまちづくり、4、地域を担うひとづくりと町の歴史・文化を継承するまちづくり、5、人、町、自然が共生する快適でぬくもりのあるまちづくりとする5つの基本目標のほかに、「自らが創り、守る南伊豆の未来」とした共通目標を含め、6項目の重点目標を掲げて予算編成に臨みました。

特に、石廊崎の再生、健康福祉センターの建設、地熱資源開発事業及びまち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略実現事業等を最重点項目として取り組み、平成28年度からの南伊豆町過疎地域自立促進計画、南伊豆町公共施設等総合管理計画等を踏まえた中で、住民ニーズを的確に捉え、事業効果と優先順位に配慮し、適切な予算配分に努めたところであります。

平成28年度の一般会計は、11特別会計及び水道事業会計を合わせた予算総額は、前年度対比1.3%増の97億7,483万9,000円といたしました。

なお、各会計別の予算総額、前年度との比較は次のとおりであります。ご一覧ください。

次に、各会計別予算の概要について、ご説明申し上げます。

一般会計予算。

一般会計予算については、財源の確保は、財政運営の基盤をなすものであることから、継続的かつ安定した住民サービスの提供において必要不可欠なものであります。

内閣府による本年1月の月例経済報告では、景気の基調判断を、景気は、このところ一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いているとしておりますが、本町並びに周辺自治体を取り巻く環境は依然として厳しく、景気回復基調が見えない状況の中、財源不足を補うため財政調整基金からの繰り入れ、ふるさと寄附金の増加等を見込み、予算編成を行いました。

まず、歳出予算の概要について申し上げます。

第1款議会費につきましては、町議会の運営活動に要する経費として、前年度対比265万5,000円減の6,315万6,000円を計上いたしました。

第2款総務費につきましては、総務管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費等で、前年度対比1億8,886万1,000円増の17億1,948万4,000円を計上いたしました。

その主なものは、15団体への各種補助金5,000万円、基幹業務電算事務費6,193万9,000円、ふるさと寄附金記念品代2億円、路線バス維持事業補助金5,450万円、地熱開発理解促進事業委託料500万円、地熱資源開発調査業務委託料5億円、各種選挙費780万3,000円などであります。

第3款民生費につきましては、前年度対比3億1,034万7,000円増の15億4,680万5,000円を計上いたしました。

その主なものは、重度障害者(児)医療扶助費2,118万3,000円、自立支援介護給付費1億3,206万円、障害者(児)地域生活支援事業2,076万9,000円、地域活動支援センター事業補助金1,469万円、健康福祉センター等建設工事4億1,000万円、老人福祉施設事業費3,442万3,000円、国民健康保険特別会計繰出金3,739万2,000円、保険基盤安定繰出金7,984万5,000円、後期高齢者医療費事務1億5,415万8,000円、児童福祉施設費2億1,607万1,000円、児童手当事務1億1,101万8,000円、子育て支援事業2,519万6,000円、放課後児童クラブ運営事務659万7,000円、介護保険特別会計繰出金1億5,425万5,000円などであります。

第4款衛生費につきましては、前年度対比1,835万9,000円減の6億905万円を計上いたしました。

その主なものは、各種ワクチン医薬材料費・予防接種委託料等の感染症予防事務1,675万9,000円、不妊治療費助成金・未熟児養育医療扶助費等の母子衛生事業1,130万7,000円、浄化槽設置整備事業費補助金370万5,000円、老人保健ヘルス事業2,469万5,000円、下田メディ

カルセンター負担金及び出資金8,436万1,000円、清掃センター包括運転管理業務委託1億7,388万円、ごみ収集事務6,739万7,000円、最終処分場事業2,606万7,000円、南豆衛生プラント組合負担金6,679万7,000円、水道事業会計繰出金4,708万6,000円などがあります。

第5款農林水産業費につきましては、前年度対比329万7,000円減の1億3,203万3,000円を計上いたしました。

その主なものは、遊休農地美化業務委託324万円、有害鳥獣対策事業858万9,000円、森林整備事業1,593万2,000円、森林病虫害等対策事業169万9,000円、稚貝稚魚放流事業補助金225万円、漁業集落排水事業特別会計繰出金2,733万円などがあります。

第6款商工費につきましては、前年度対比3億590万円減の1億5,063万7,000円を計上いたしました。

その主なものは、宣伝委託料3,372万8,000円、湯の花観光交流館指定管理委託料557万円、伊豆半島ジオパーク構想推進事業費補助金240万円、青野川利活用観光活性化事業補助金300万円、公共交通機関等利活用観光活性化事業補助金500万円、町営温泉施設指定管理委託料400万円などがあります。

第7款土木費につきましては、前年度対比9,251万1,000円増の5億2,838万3,000円を計上いたしました。

その主なものは、住宅リフォーム振興事業補助金600万円、道路維持事業2,245万2,000円、道路改良事業1億9,420万1,000円、橋梁長寿命化修繕事業3,900万円、河川維持事業1,284万5,000円、青野川ふるさとの川関連整備事業744万6,000円、港湾管理事務2,209万4,000円、公共下水道事業特別会計繰出金1億4,223万2,000円、町営住宅長寿命化修繕事業1,236万円などがあります。

第8款消防費につきましては、前年度対比5,084万1,000円減の2億8,338万5,000円を計上いたしました。

その主なものは、常備消防費1億8,658万2,000円、非常備消防事務2,670万円、消防施設管理事務1,053万7,000円、防災行政無線及び防災機器等保守点検委託料等を含む防災施設管理事務1,071万5,000円、防災備品及び三坂地区防災拠点施設整備などの大規模地震対策事業4,071万6,000円です。

第9款教育費につきましては、前年度対比1,943万5,000円減の2億9,866万3,000円を計上いたしました。

その主なものは、教育資金利子補給補助金等を含む事務局費4,504万3,000円、英語教育事

業403万8,000円、小学校管理費8,331万1,000円、小学校教育振興費4,277万1,000円、中学校管理費3,584万8,000円、中学校教育振興費3,521万8,000円、社会教育総務事務費1,770万5,000円、文化財管理事務費883万4,000円、図書館費1,383万7,000円などであります。

第10款災害復旧費につきましては、前年度対比97万2,000円増の607万円を計上いたしました。

その主なものは、単独道路河川等災害復旧事業307万円であります。

第11款公債費につきましては、前年度対比720万4,000円減の4億3,533万4,000円を計上しました。

第12款予備費は、前年度と同額の1,000万円を計上いたしました。

次に、歳入予算の概要について申し上げます。

自主財源は、16億5,218万6,000円で、前年度対比5,508万8,000円の減となり、構成比は28.6%となりました。

本町歳入の根幹であります町税収入につきましては、平成27年度調定額等実績値から勘案し、379万円減の8億7,891万2,000円を計上いたしました。

そのほか自主財源では、分担金及び負担金等で4億8,287万8,000円、使用料及び手数料6,258万9,000円、財政調整基金等からの繰入金5,780万7,000円、繰越金1億7,000万円あります。

一方、依存財源につきましては41億3,081万4,000円で、前年度対比2億4,008万8,000円の増となり、構成比は71.4%となりました。

本町の歳入で最大のウエートを占める地方交付税につきましては、昨年度より微増の総額18億9,300万円を計上し、構成比は32.7%となりました。

このほかに地方譲与税は昨年度と同額の5,400万円、地方消費税交付金は600万円増の1億5,500万円、自動車取得税交付金は同額の900万円、国庫支出金は1億8,019万2,000円減の8億278万2,000円、県支出金は2,558万円減の3億1,533万2,000円、寄附金は2億9,010万円増の4億10万3,000円を計上いたしました。

また、町債では、商工債780万円、地方財政計画通常収支不足に対する臨時財政対策債1億、単独道路改良事業等の土木債1億500万円、緊急防災・減災事業等の消防債590万円など、前年度対比3億8,510万円増の8億8,620万円を計上いたしました。

国民健康保険特別会計。

国民健康保険特別会計予算につきましては、直近の医療費動向に対応するための予算を、

国からの予算編成通知に従い編成し、歳入歳出予算の総額を前年度対比3,692万6,000円の増となる17億9,348万1,000円といたしました。

歳出の主なものは、保険給付費11億2,206万7,000円、後期高齢者支援金等1億8,550万3,000円、介護納付金7,545万5,000円、共同事業拠出金3億8,016万9,000円及び保健事業費1,580万9,000円であります。

歳入の主なものは、国保会計における主要財源であります国民健康保険税が2億9,176万4,000円、国庫支出金3億5,134万8,000円、退職者医療に対する療養給付費交付金5,254万9,000円、前期高齢者交付金5億56万2,000円、県支出金7,957万円、共同事業交付金3億6,191万9,000円及び繰入金1億1,723万8,000円であります。

近年においては、医療保険制度が複雑化していることなどから、医療費等の動向を見きわめるとともに、適切に対処してまいります。

介護保険特別会計。

介護保険特別会計予算につきましては、平成27年度から平成29年度までの3カ年を計画期間とし、第6期介護保険事業計画に基づく介護サービス事業のほか、地域包括支援センターによる介護予防事業等を見込み、予算編成をいたしました。

歳入歳出予算の総額は、前年度対比2,362万7,000円の減となる11億337万1,000円といたしました。

歳出の主なものは、要介護・要支援者等が利用する各種サービス等の保険給付費10億3,949万3,000円、地域包括支援センターが行う地域支援事業費5,101万9,000円であります。

歳入の主なものは、第1号被保険者保険料2億1,222万円、国庫支出金2億7,338万5,000円、支払基金交付金2億9,731万2,000円、県支出金1億6,225万5,000円及び一般会計繰入金1億5,425万5,000円であります。

後期高齢者医療特別会計。

後期高齢者医療特別会計予算につきましては、保険料の徴収事務及び広域連合への保険料納付事務に係る予算を見込み、前年度対比287万8,000円の増となる1億1,095万7,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金1億276万円及び事務費負担金558万8,000円であります。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料6,932万4,000円、一般会計繰入金4,129万7,000円であります。

運営主体の静岡県後期高齢者医療広域連合との連携を図り、適切に対処してまいります。
また、平成28年度から2年間にわたり本町職員1人を派遣いたします。

南上財産区特別会計。

南上財産区特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ56万8,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、全額総務管理費として56万8,000円を見込み、歳入では、財産収入48万4,000円、繰越金8万4,000円といたしました。

南崎財産区特別会計。

南崎財産区特別会計予算につきましては、歳入歳出にそれぞれ43万6,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、全額総務管理費として43万6,000円を見込み、歳入では、財産収入34万円、繰越金9万6,000円といたしました。

三坂財産区特別会計。

三坂財産区特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ777万5,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、全額総務管理費として777万5,000円を見込み、歳入では、財産収入770万5,000円、繰越金6万8,000円が主なものであります。

土地取得特別会計。

土地取得特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ60万1,000円を計上し、歳出につきましては、土地開発基金繰出金60万1,000円を見込み、歳入は、財産収入60万1,000円です。

公共下水道事業特別会計。

公共下水道整備事業につきましては、供用開始から既に15年が経過しており、クリーンセンターの維持補修並びに下賀茂処理分区管渠整備事業を推進してまいります。

歳入歳出予算の総額では、前年度対比5,280万9,000円減の4億611万6,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、クリーンセンター処理槽に係る改築工事委託のほか、管理棟耐震補強工事委託及び湊手石下賀茂処理分区管渠工事などの公共下水道建設事業で2億4,323万4,000円、下水道管渠維持管理事業1,063万5,000円のほか、南伊豆町クリーンセンター等の下水道施設管理事業2,824万円及び公債費1億776万5,000円です。

歳入の主なものは、下水道受益者負担金701万円、下水道使用料4,400万2,000円、国庫支出金1億1,685万円のほか、一般会計繰入金1億4,223万2,000円及び下水道債9,600万円であります。

子浦漁業集落排水事業特別会計。

子浦漁業集落排水事業特別会計につきましては、平成8年4月の供用開始から20年が経過する中、排水処理施設の改修を見込み、2,474万4,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、施設管理委託料478万8,000円、公債費838万1,000円及び排水処理施設等改築工事1,100万円を見込み、歳入では、受益者分担金145万円、使用料478万8,000円、一般会計繰入金865万7,000円のほか、国県補助金700万円及び下水道債280万円であります。

中木漁業集落排水事業特別会計。

中木漁業集落排水事業特別会計につきましては、平成14年4月の供用開始から14年目を迎える中、施設維持管理費等として863万2,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、施設管理委託料448万8,000円、公債費359万7,000円を見込み、歳入では、使用料収入448万8,000円及び一般会計繰入金384万8,000円であります。

妻良漁業集落排水事業特別会計。

妻良漁業集落排水事業特別会計につきましては、平成21年4月の供用開始から7年目を迎える中、施設維持管理費等として1,922万1,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、施設管理委託料406万8,000円、公債費1,457万8,000円を見込み、歳入では、使用料収入406万8,000円及び一般会計繰入金1,482万5,000円ほかであります。

水道事業会計。

水道事業会計につきましては、業務の予定量を総配水量155万6,000立方メートル、給水戸数を5,302戸と見込み、予算編成いたしました。

収益的収支予算では、事業費用として上水道・簡易水道施設経費及び減価償却費等として営業費用3億122万2,000円、企業債償還等に係る営業外費用として2,667万7,000円などを見込み、費用の総額を3億2,889万9,000円といたしました。

事業収入では、3億3,650万2,000円を見込み、このうち給水収益に2億3,819万1,000円、他会計補助金で4,247万円などを計上いたしました。

また、資本的収支予算では、支出の予定額を3億2,527万円といたしました。

主なものとしては、国県補助による水道施設耐震化事業として、南上簡易水道改良事業及び毛倉野簡易水道区域拡張事業に1億83万円、町単独事業による天神原専用水道施設整備事

業1,000万円のほか、下水道整備事業に伴う配水管布設がえ工事1,650万円及び企業債償還金6,030万4,000円などであります。

これに対する収入予定額では、1億7,945万4,000円を見込み、国県補助金6,346万円、企業債1億40万円及び建設改良工事負担金1,098万円などが主なものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億4,581万6,000円は、過年度損益勘定留保資金及び当年度消費税のほか、地方消費税資本的収支調整額で補填する予定であります。

水道事業における健全経営に向けて市の取り組みといたしましては、地方公営企業に求められる独立採算性を旨とし、極めて厳しい経営環境にあることを認識しつつ、より一層の経済性を追求し、経営の合理化と安定給水に努めてまいります。

以上で、平成28年度における施政方針及び予算編成方針の説明を終了いたします。

引き続きまして、行政報告をいたします。

平成28年度南伊豆町議会3月定例会の開会に当たり、平成27年12月定例会以降の主な事項について行政報告をいたします。

1、（仮称）健康福祉センター等建設整備について。

（仮称）南伊豆町健康福祉センター等につきましては、昨年12月3日に総合評価落札方式一般競争入札公告を実施し、12月28日に入札を行った結果、以下のとおり設計事業者を決定いたしました。

名称は、株式会社松田平田設計横浜事務所、所在地は、神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目26番2号、代表者は、横浜事務所長、白井達雄。

現在、基本設計及び実施設計を進めておりますが、隣接整備する特別養護老人ホームとの連携を図ることで介護サービスの供給、町民の安全・安心を守るための健康と福祉の充実、地域包括ケアシステムの構築における拠点施設として整備してまいります。

また、同施設整備費については、本町の厳しい財政状況を踏まえ、12月21日に森竹治郎県議会議員を初め本議会の皆様にもご同行いただき、川勝静岡県知事、土屋副知事ほか関係知事部局及び静岡県議会に対し、同施設整備に関する補助事業の適用及び過疎債における地方創生特別分の継続について要望書を提出いたしました。

今後も、静岡県、東京都杉並区及び社会福祉法人梓友会とも協議を重ね、早期施設整備に向けて取り組んでまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

2、ふるさと寄附金について。

本町においては、ふるさと寄附制度については、平成20年度から取り組んでおります。平成26年度末までの基金積立額は4,000万円ほどとなっております。

平成27年度では、昨年12月末までの寄附金総額は3億4,104万8,102円となり、ふるさと納税ワンストップ特例制度による税制改正に加え、10月からのふるさと寄附金ポータルサイトへの参入のほか、クレジットカード決済等の導入が大きく影響しているものと考えられます。寄附金の約7割が10月から12月の3カ月間で納金されたものでありますが、最終的には3億5,000万円を目標としております。また、100万円を超える高額寄附者も増加傾向にあり、これから企業を対象とした寄附制度もスタートすることになることなどから、寄附者への返礼品の選定及び調達等が今後の課題となっております。

積み立てられた基金については、魅力あるまちづくりの事業推進に活用し、大切にに使わせていただく考えであります。

3、地熱資源の活用について。

昨年7月に505万2,670円の交付決定を受けた地熱開発理解促進関連事業につきましては、9月末から本年2月までの間に5回の温泉ワーキングと2回の地熱利活用協議会を開催いたしました。

同じく3,659万7,284円の交付決定を受けた地熱資源開発調査事業については、平成26年度に収集した調査データの数値再解析を実施いたしました。この調査報告では、加納地区から南野山を通り、下賀茂地内にかけて地熱上昇の可能性がある断層が再確認され、南野川流域においても同様に何層かの地層も確認されたことから、平成28年度において当該地点での調査井の掘削を目指してまいります。加えて、昨年12月21日、静岡県への陳情による成果のあらわれとして、利害関係者の同意を前提としながらも、制度上においては短期の噴気を伴う調査井の掘削が可能となっております。

ご多用の中、ご参加を賜りました森竹治郎県議会議員を初め、本議会の皆様には厚く御礼を申し上げます。

4、ジャングルパーク跡地利用について。

石廊崎ジャングルパーク跡地の利活用については、昨年12月22日付をもって石廊崎区の住民合意に基づく要望書が提出され、同跡地敷地内の維持管理・施設運営を石廊崎区が担いたいとした趣旨のものであります。町では、継続的かつ安定的な施設の運営と、地元石廊崎区にご賛同いただける事業者選定等に苦慮しておりましたので、同区の判断に後押しをいただいた形となりました。

平成28年度には設計事業者を決定し、園地内整備に係る設計業務を進めてまいりますが、周辺の景観整備等のほかに進入路整備など、前倒しが可能なものから事業着手に努めてまいります。

5、健康創造型生涯活躍のまち（日本版C C R C）基本計画の策定について。

地方創生広域連携上乗せ交付金による自治体間連携に基づくC C R C計画事業につきましては、基本コンセプトを「健康創造」とし、「健康創造型生涯活躍のまち」の創造に向けて基本計画の策定作業を進めております。

この計画は、日本版C C R Cへの取り組みを進める上で重要な要素となる健康づくりに町を挙げて取り組み、町民全体の健康を増進することにより、南伊豆町が健康な地域として認知され、さらには地域の魅力を高めるとした大きな目標を掲げたものであります。

共立湊病院跡地及び周辺地域に、自立型サービスつき高齢者向け住宅を中心とした多世代共生型施設を整備し、健康づくりや交流施設をもって、当該施設居住者及び地域住民との共生、活躍の場づくりの創造を目指すものであります。

今後は、国の平成27年度補正予算に計上された地方創生加速化交付金の事業採択をもって、事業実施計画の策定、同計画に基づく施設整備事業者の選定を経た後、事業化を推進してまいります。

また、静岡県においても、伊豆半島を中心とした広域C C R C構想が推進されており、本町事業化の進捗状況によっては、同構想の動きをより加速させることにもなりますので、皆様からのさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

6、賀茂地域広域連携会議について。

平成27年4月に発足した賀茂地域広域連携会議については、定期的な首長会議の開催のもと、テーマごとの専門部会も随時設立され、消費生活センターの共同設置、教育委員会の共同設置、税の徴収事務の共同処理、災害時における人的・技術的支援体制の構築、賀茂地域における地籍調査の推進、賀茂地域の地域包括ケアシステムの構築・運用、監査事務の共同化、官民・民民の連携という8部会が現在稼働中であります。

このうち、消費生活センターの共同設置及び税の徴収事務の共同処理については、本年4月から下田総合庁舎においてスタートいたしますが、残るテーマについても、早期開設に向けて引き続き協議を進めてまいります。

7、南伊豆町津波対策検討会地区協議会について。

静岡県では、第4次被害想定に基づくレベル1の津波想定高をもとに、県下21市町におい

て津波対策検討会地区協議会を設置し、津波による人的被害の8割軽減をめどとした静岡モデルを推進しており、本町では、本年1月18日の竹麻地区を皮切りに、南崎・三浜・三坂の順に第2回の地区協議会を開催いたしました。

同協議会では、地域の魅力を認識した上で、堤防のかさ上げや水門整備などのハード対策による地域メリット・デメリットについてワークショップを実施いたしましたが、今後の協議結果をもとに、各地区の整備方針を取りまとめてまいります。

加えて、町ではレベル2の津波想定高に基づく津波避難計画を策定中ではありますが、静岡モデルとの整合性を図りながら、住民の安全確保と津波被害のさらなる軽減に向けて事業推進してまいります。

8、町立南上小学校学校統合に関する答申書について。

南上小学校の統合に関する審議等については、平成18年2月27日提出の学校統合審議会からの答申書から、平成26年度以降も複式学級が解消されない見込みであることが判明したときは、改めて学校統合審議会を設置することが適当であるとの審議結果に基づき、検討を進めてまいりました。

町では、平成26年度に同校第2、第3学年が複式学級となったことから、同年11月に当該答申書に基づく学校統合審議会を設置し、本年2月1日までに計8回の審議会を開催してまいりました。

このような状況の中で、本年2月19日付をもって教育委員長宛てに、南伊豆町立南上小学校学校統合に関する答申書の提出があり、同月22日に、委員長から答申に関する報告を受けましたので、皆様のお手元にも同答申書の写しを配付させていただきました。

審議会の結論といたしましては、複式学級が2学級発生する見込みのときは、統合に向け、速やかに再度統合審議会を開催し、統合年度を明らかにするとしておりますので、本答申内容を踏まえながら、地域住民や保護者からのご意見等も真摯に受けとめ、学校教育における適正配置のあり方、方向性について検討してまいります。

9、産業振興等について。

(1) 空き店舗対策（補助事業）の実績等につきまして、本町唯一の商店街、下賀茂商店街につきましては、大型店舗やチェーン店の進出に加えて、経営者の高齢化や後継者不足等による店舗数の減少が進み、今後もさらなる空洞化が予測されております。

このため、地域の暮らしを支える商店街の活性化と地域の活力維持を目的とした補助金制度を創設し、空き屋店舗等を利用する新規開業者の創業支援として、店舗に係る改装費や家

賃等の補助を行う下賀茂商店街空き店舗対策事業を実施しております。事業内容としましては、同対策委員会が現所有者等に意向確認した後、貸借の同意を得た店舗物件に横断幕を掲げ、商工会や不動産会社のホームページの掲載などPRに努めております。

なお、当該物件に対する問い合わせは十数件に上り、うち4件は具体的な調整が進められているところであります。

今後も、当該事業窓口である商工会と連携を図りながら、地域活性化に向けた事業推進に努めてまいります。

(2) 各種イベント等について。

ア、町営温泉銀の湯会館の完成。

町営温泉銀の湯会館につきましては、昨年6月12日から改修工事に着手し、本年1月27日に完成いたしました。また、2月18日には内覧会が挙行され、同月20日には第3回南伊豆・下賀茂温泉夜桜マラソン大会参加者の更衣室として利用し、3月1日午前11時からのテープカットをもってリニューアルオープンといたします。

今回の大規模改修により、露天風呂の充実、脱衣所やサウナの拡張、食事どころの整備に伴う施設入り口の変更等が行われ、日帰りの温泉施設としてこれまで以上に魅力ある機能の充実を図ることができました。

長期間の休館に、利用者の方々には大変ご迷惑をおかけいたしました。皆様のご理解とご協力に心から感謝申し上げる次第であります。

イ、第18回みなみの桜と菜の花まつり。

みなみの桜と菜の花まつりにつきましては、今回で18回目を数え、2月10日から3月10日までの1カ月間、道の駅下賀茂温泉湯の花をメイン会場として開催されております。今回は、温暖傾向を受けて、桜の開花時期が比較的早くなっており、今後の開花状況が心配されるところであります。開幕日の10日には菜の花畑ステージにおいて神事がとり行われ、関係者による安全祈願を行いました。

また、14日の菜の花結婚式には、手石在住の下宮様ご夫妻が選ばれ、下田高校吹奏楽部の奏でるメロディーが流れる中で、黄色いじゅうたんを敷き詰めたような菜の花畑をバックに、同席されたご親族を初め、観光客等からも多くの祝福を受けておられました。

このほか、祭り期間中には、伊豆急行や南伊豆東海バスによる割引乗車券が発行されるほか、28日には役場駐車場を会場に、商工会青年部による軽トラ市も予定されており、毎年ご好評をいただいている夜桜・流れ星は、ボランティア、夜桜サポーターズのご支援のもとに、

3月4日から6日までの3日間を予定しております。

町民の皆様には、交通規制等でご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

ウ、第3回南伊豆・下賀茂温泉夜桜マラソン。

2月20日、町営銀の湯会館をスタート・ゴールに、第3回南伊豆・下賀茂温泉夜桜マラソンが開催されました。当日は、5キロ、10キロ、20キロの各部門に全国からエントリーのあった480人の選手が青野川特設コースを駆け抜けました。

競技中には、観光協会による、おもてなしブースが設けられ、参加選手からも大変ご好評をいただきました。

(3) 観光客等入り込み状況について。

平成27年4月から12月までの観光客等の入り込み状況がまとめ、別表のとおり報告いたします。ご一覧ください。

分野別に見ますと、宿泊施設では16万596人で前年度対比101.3%、観光施設では10万2,493人で前年度対比101.9%、町営温泉施設では4万1,294人で前年度対比49.6%となりました。

町営温泉施設の利用者減につきましては、昨年6月からの銀の湯会館休館によるものですが、3月からのリニューアルオープンを契機とし、これまで以上の入館者数が期待できるものと考えられております。

以上、平成28年3月定例会の行政報告を終わります。

○議長（稲葉勝男君） これにて施政方針、予算編成方針並びに行政報告を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時50分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（稲葉勝男君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 漆 田 修 君

○議長（稲葉勝男君） 8番議員、漆田修君の質問を許可します。

漆田修君。

[8番 漆田 修君登壇]

○8番（漆田 修君） 昨年の12月議会で、実は平成27年3月の教育再生実行会議の第6次提言を受けて、それにかかわる質問をいたしました。今、通常国会で、この地方教育行政法の改正が議論されております。したがって、その関係をまず最初に。

そして、2点目が、今年度の4月から人事評価制度が採用されるということで、予算的には、補正対応になるかと思うんですが、その関係が第2点目。

そして、この3月は、予算議会であるということもありまして、行政評価に絡めての質問、行政評価と個別政策についての質問、そういった3点についてご質問を申し上げます。

まず最初に、教育関係であります。12月の定例議会、私、申し上げましたね、今、6次提言中、表題のCS、コミュニティ・スクール、皆さんのところにいておりますが、以下CSと申し上げますが、CSについて、当町の現状と教育長のご認識について一般質問をいたしました。保護者や地域住民が、学校運営に参加するコミュニティ・スクール化の設置が、今後、各教育委員会の努力義務になりそうであります。まだ国会を通過しておりませんので、まあ、なるでしょう。

政府は、この通常国会に地方教育行政法の改正案の提出を検討しており、成立すれば、自治体ごとに目標値を掲げるなどの形で拡大しそうです。

中教審は、昨年末、全ての公立学校がCSの指定を目指すべきだとする答申を提出いたしました。いじめや不登校、貧困など、子供を取り巻く環境が複雑になっている中で、保護者や地域住民と学校が協力して課題に取り組む必要があると判断したのであります。

第6次提言の翌月、3月中であります。4月1日に、教育長のさきの答弁のとおり、全国指定割合が7%、2,700校でありました。政府は、これを300校にしたいということらしいんですが、指定割合が今、全国で47都道府県の中で一番高い山口県の場合を例にとらせても

らって、以下説明を加えながら質問したいと思います。

山口県は、中学校区を単位とした保・幼・小・中などの学校圏と、それから住民関係機関をつなぐ地域教育ネットを一体的に運営していく仕組みです。この組織を通じて、区内の学校運営協議会の委員や学校関係者、住民らが集まり、地域ごとに取り組み、議論し、そして中学校区に1人統括コーディネーター、これは住民の代表者ですが、の配置を進めており、協議会の運営や議題に応じて、事前調整などを行うということです。

ちなみに、山口県萩市の協議会では、本年度9月、9年間を見通した重要項目や地域を挙げたキャリア教育の進め方などを議論しており、学校が住民に協力を頼む一方ではなく、子供たちの成長を通して地域の人たちに還元できるような関係を築きたいと話しております。これはある文献に載っておりました。

一方、こうした学校外の人たちの協働にふなれな学校現場を支えるのが県内各地に配置されているCSコンダクターと呼ばれる人たちで、CSを経験した退職校長などが任命され、各学校を循環、訪問しながら具体的な取り組みを助言しているそうであります。

その後、行われた山口県内のフォーラムでは、実は非常におもしろい保護者の発言があるんですね。保護者からは、CSよりも勉強にもっと力を入れてほしいという声がありまして、そのCSは何のためにあるのか、その意義を丁寧に説明し、充実させていくことが重要だと話したと聞いております。

また、教育再生実行会議のある委員会では、これは内閣府のほうですね、実行会議の委員は、CSの数を求めて形骸化してはいけないが、CSの形が中身を育てていくんだということも事実であると強調しております。

このような先進地の山口県でも、実行会議の中でも多様な意見があるようであります。

ここで法制化を前提とした現時点の教育長のCSに対するご認識を改めて賜りたいと思っています。よろしく申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 教育長。

○教育長（小澤義一君） お答えいたします。

議員のほうの山口県の先進的な事例と、私のほうもある程度まで研究させていただいてございます。

このコミュニティ・スクール、CSと言われていましたけれども、今、最近の経緯として、復唱させていただきますが、前回、平成27年3月、教育再生実行会議が第6次提言を出して、その後、この12月定例会で質問があり、答弁をさせていただきました。そうしましたら、27

年12月には、中央教育審議会が答申を出したと。その答申も3答申がなされております。1つが、コミュニティ・スクールに関する学校と地域の連携・協働に関する事、これはコミュニティ・スクール。もう一つは、学校の組織の運営に関するチーム学校、この答申。もう1本が教員の資質、改革に関する問題、この3つが一体となって答申されたのが中教審の先ほどの答申でございます。

これを受けまして、文科大臣の馳大臣が、馳プランというのをこの28年1月に出しました。それによりますと、この中教審の答申を踏まえたプラン、すなわち3答申の内容の具体化、これを推進していきたいということでございます。その中で、制度の改正などの時期、それから工程表、これらを明示してまいりました。それが平成28年から32年の5年間ということの中で、制度改正が動いてきたわけです。

これを受けまして、私どものほうもこのコミュニティ・スクールの件につきましては、先ほども言ったように、12月定例会の際にもご質問をいただき、このメリット、デメリットを分析し、関係機関と連携のもとに検討していきたいと、こういう旨を答弁いたしましたところでございます。

ついでに、コミュニティ・スクールは、地教行法第47条の5項によって、学校運営協議会、これを設置している学校をいうわけでございますが、その中で学校と保護者、地域の皆さんとがともに知恵を出し合って、学校の運営に意見を反映させていこうと。一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める仕組みでございます。

12月の定例会でも答弁いたしました。小規模校の本町にあっては、従来から保護者、それから地域住民の方々との連携、それから協力体制がある程度構築されてきております。そういう中で、地域の方々の人材を教育活動に積極的に取り入れてまいった経過がございます。

過日、皆さん方もご存じのように、町内のある小学校におきましては、PTAや地域住民が子供たちの学習や学習活動、この充実を目指し、あるいはコミュニケーションづくりを目的として立ち上げた団体がございます。例えば、「体験学習サポーター」などと称しているようでございますが、記念行事として、その子供たちと餅つき大会を実施した等々の記事が新聞に掲載されておりました。

こういった地域、それからPTAの自主的な盛り上がりから団体が発足し、学校運営にご協力をいただいているということは、本当に喜ばしいことでございます。地域とともにある学校づくりを進める、ある面で大変いい事例になることと考えております。

こういった流れの中で、本町においては自然にコミュニティ・スクール化への道が出てき

ているのではないかと思います。また、こういう方向でいくのがある面でベストなのかなと
考えているところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 教育長、ご答弁ありがとうございます。

法制化される場合には、これ、当然各教育委員会の努力義務になるわけですね。その中で
先取りしてどういう対応をするか。確かに学校支援事業というのは、いろんな部分的には、
大きな柱が4つありますが、そのうちの1つは、既にもう走っているわけですね。ですから、
そういったことも踏まえて、もっと消極的なご答弁かなと実は思ったんですが。

実は、消極的なご答弁が来たときには、次の質問を用意していたんですが、ついでに関連
ございますので、地域の拠点と先ほど申し上げたので、いじめとか子供の貧困の問題である
とか、そういったこともかかわりますので、ちょっとあわせて、第2番目の質問をさせてい
ただきます。

学校には、CSを半ば義務化する形で増やすことは、非常に慎重な意見もあります。山口
県のフォーラムでも、たしかそういう意見が出ました。今回の中教審答申の内容を検討して
きた、地域とともにある学校のあり方、その中で、ただいま教育長がその中を説明されたと
思うんですが、その部会では、各教育委員会に対して積極的にCSの設置に努めるという努
力義務を課す部分、努力義務化することについては、再生会議でも非常にもめたんですね。

と申しますのは、教育委員会の仕事の一つであります教職員の任用の乱用問題ですね。そ
ういったことまで、ある部分がCSの機関の中で議論されるのではないかとという危惧がある
ゆえに、それが反対されたという意見なんですね、再生会議の中では。

それが実は逆に、先ほど言いましたが、その形をつくって、後から魂を入れれば、その機
関なんていうのは何とでもなるよという意見が主流、そのぐらいに厚労省というか文科大臣
の圧力もあったと思うんですが、そういうことで、その主流を逆に義務化しようというこ
とになって、第6次提言の最終的な平成27年3月の提言になったという経緯が実はあるわけ
ですね。

ですから、そこで今、問題になっております前回の12月ではいじめ問題も言いました。そ
れから、地域の拠点としての学校のあり方も問題にしました。おかげさまをもちまして、い
じめは根絶というか、全く皆無の状況です。いじめられている子供に実はいろいろお話しし

ました。私は、校長とも話しました。それで、担当の担任の先生もいろんな作文を聴取しまして、その中には実際にいじめられているという表現も実はあったんですよ。ですから、それで私は問題視した。そして、そのいじめられている子供、直接話しました。「おじさん、僕は死にたいよ」と、そういう言葉ですよ。これは絶対見逃してはおけないですよ。そして、その結果、校長も見守る。その子供とそれ以降お話ししました。「どうだ、いじめられているか」、「おじさん、もうないです」と言っている。これやっぱり教育長初め学校の校長、そして先生、地域ぐるみでそういういじめ根絶をする、いじている親なんて一切わかりませんよ、自分の子供がいじているということは。

ですから、そういうことは既得していい状況をつくっていく、これ教育委員会の一つの仕事だと思います。そのためにはCSをさらに推し進めて、そしていじめの問題、子供の貧困の問題とか、それを真摯に対応していただきたい。これを要望しておきます。

まず、そういう状況になったことを教育委員会、教育長を初め皆さんにこの場で敬意を表したいと思います。

そう言いながら、次の質問に移らせていただきます。

実は、2番目に行政評価の関係なんですけど、実は2番目に、先ほど冒頭申し上げました今年度4月から人事評価制度が出る。そして、昨年の暮、町長も言っていましたけれども、東大の大森教授を囲む懇親会が差田カントリークラブで行われましたね。席上、先生と話す機会がありまして、本年4月から施行される人事評価制度についてご教授をいただきました。いろいろ話しました。住民自治の話もしました。私個人的には、議員になる前、ある企業においてその当該制度の導入施行に対する企画立案業務にかかわった経験があるんですが、特に気をつけたことは、一定の基準に従って、その各部門ごとに評定点が管理部門に最終廻附された後、まず最初にやるべきことがございます。それは「ハロー効果」という表現なんですけど、これは労働の関係の文献を見ますと、「ハロー効果」と載っています。それを見ていただければわかるんですが、評点の平準化調整を最終的にしなければならぬんですが、その配付された中において、甘くて極端に高い評点する人が、ここで、役場でいいですと課長だと思ってしまうんですが、逆に厳しく低い評点をする、こういうことをハロー効果と申しますが、そのハロー効果の調整を誰がどのポジションで、どのタイミングで先生、行ったらいいんでしょうかと聞いてみました。

先生がおっしゃるには、屋上屋のようなポストをつくって、取締役会なり自治会の役員会の承認の調整権限を委任し、公正・公平な業務化を図ることが望ましいという、これ要約、

実際は話は長いですよ。要約するとそういうような話でありました。これは私の実践上の想定内の答えでありました。実際、私はそうやってきたんですね、当時、でありました。

問題は、人事評価の結果をその職の職能給にどう反映し、個別化を図るかが問題で、今般の制度導入は官民の大きなその差異の壁があるんですよ。違いの壁があるんですよ。より難しさがあるかと思慮されますが、その資質の性質別区分である義務的経費の中、人件費及び扶助費算定のもとになる賃金は、従来の積み上げ方式による予算構成であれば、人事評価そのものの存否に係るものであり、制度採用が何も意味を持たないことになるわけで、私は次に述べます、たくさん述べますが、その行政評価と絡めて初めて個人あるいはグループの個別評価につながるものと考えるものであります。

そして、業務全般に要する費用は、これは予算書を見ればわかるんですが、目的別に集約され、人件費等は性質別であり、2つの異なった要素を評価に際して、いかにして組み合わせるか、また評点のよしあしをどのように反映させるかが大きなポイントと思料されるというのであります。

人事評価指標の目的は、能力的な個別化であり、人件費全体としてはラスパイレス等が考えられます。ちょっとこのお話をさせていただきたいんですが、かつて人件費をめぐってその科学的合理性をめぐって激しい論争が旧自治省と自治労の間で展開されましたが、その合理性は崩されることはなかったのであります。確かに、ラスパイは100%の合理性はないが、ゆがんだ自治体の企業体系の是正に一樣の指針となりました。自治体における人件費抑制の指標として重宝されているが、行政指標としてどのようにしてその効果を発揮したかであります。

その第1は、国家公務員と地方公務員との類似団体との比較であり、比較指標としては大きな支障はなかった。その意味では今後自治体間の比較指標も有効であります。

そして、第2には、人事構成を単純平均で比較する算定式でなく、荷重平均による比較指標の算出であります。それなりの合理性を持っていたということで、その意味では行政評価においても単純な指標ではなく、補正された指標の創出が、創出、クリエイトですね、創出が重要となります。

第3には、ラスパイを支援する住民運動、地方議会などの動きがあり、総務省も地方交付税などで外圧を加えていった。これ算定基準がありますね。公務員の頭数で地方交付税の算定がありますが、そういった面で外圧を加えていったということです。この3点が大きな効果と言えます。

そして、現在では、その給与規定の行政的な使命は一応完了しているんですね。しかも、ラスパイは全職員に対する適用でなく、自治体内部の職種、職階などの区分はなく、地域的給与の格差などの配慮などに欠けているのであります。今般の人事評価の仕組み、評価制度の仕組み、そしてハロー効果の調整をいかがするか。また、予算策定段階が目的別積算と並列化した性質別の人件費及び扶助費をいかが表示させるのか、基本的な考えをお答えいただきたいと思います。

予算措置は、その時点で法律が成立した時点で補正対応という形になるかと思うんですが、基本的な考えで、今後どうするのかということをお答えをいただきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

平成26年5月14日に公布された地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律により、能力及び実績に基づく人事管理が徹底されることになり、平成28年4月1日から人事評価制度の導入が義務づけられました。議員のおっしゃるとおりでございます。

人事評価は、任用とか給与とか分限と、あらゆる人事管理の基礎とするために、職員の職務上の行動等を通じ、顕在的な能力を評価する能力評価と、職員が果たすべき職務をどの程度達成したかを評価する業績評価の両面から評価するものであると考えております。

人事評価制度の導入に伴う課題としては、いかにこの制度を定着させるかであり、そのために公平な評価制度の運用と職員の納得度を高めるための評価者の評価能力の向上ということとは、当然必要になってこようかと思っております。

先ほどいろいろと話の中で、労働の対価みたいなことも言われていたわけですがけれども、労働に対する対価をどのように判断していくかというのは、非常に難しい部分があるかと思っております。いろんな考え方があろうかと思っております。どちらにしても、そのような人事評価の中にはそういう労働の対価に対する考え方をどのようにしていくかということも組み込まれているのかなという気もしております。

こういう形の中で導入を評価項目とか評価結果の適応方法については、当町に適した制度とするための見直しを随時実施することを考えており、高い能力を持った職員の育成と能力の業績を評価することで、組織全体の士気高揚による公務能率の向上を目指し、この人事評価制度を活用していきたい、このように考えております。

ある意味では、公務員が分限により守られているということは、非常に民間と違った部分

かなど。この辺における民間と公務員の身分の保護の仕方が非常に違っているということに関しては、果たしてそういう形でいいんだろうかという疑問は常に持っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） ありがとうございます。

確かに、公務員の場合は、特別な法律によって身分を保障されております。ですから、一律の一定以上の能力を持ったグループ、人たちであるよという評価の上に立った評価制度でありますから、差別化とか特定化するというのは非常に難しさはあろうかと思うんですね。これは総務省の一種のモデルというかスケルトンみたいなものは当然手元に来て、まだ来ていませんか。それ、後で一緒にやってください。多分来ておると思うんですよ。もう今2月ですから。ですから、それに基づいて個別にチェックされて、担当部署で中堅の管理職に対する説明会であるとか、そういった手続を踏まえた上で多分なされることだと思いますが。町長がおっしゃった難しさをはねのけて、総務省のそのスケルトンに沿ったやり方を忠実にやっていただけるのが、一番波風の立たないベターなやり方かなとは考えております。ぜひともその時点でまた教えてください。いろいろ教えてください。

次の質問に移ります。

平成の第2次合併ですね、これ西伊豆と東伊豆を除く1市3町の間で協議されたことは、皆さん、記憶に新しいところであります。当時当局は、総務課長は鈴木博志さんでしたが、行政の減量経営を目的とした全ての行政事務を網羅した事務事業評価システムを創生し、あわせて消耗品等の発注業務の一元化や任意の資機材の入出庫一元管理を行うなど、事務事業全般の整備、合理化を行いました。

一方、南伊豆町議会は、行財政改革特別委員会を立ち上げ、行政評価システムの検討及び導入についてのテーマで報告を行っております。これページは、57ページですが、当時、副町長、これ承知しておりますのは副町長ぐらいでしょうか、町長は議会側で委員会側でいましたので。非常に中身のある行政評価であると私は自負しておりますが、そういったもので議会もこのように身を締める、頭数を減らす、報酬を減らすだけじゃなくて、こういう前向きにやっているんです。議会憲章も自治憲章もやっていますよと。そういう証を当時やりましょうということでスタートした記憶があります。

これに関する質問は、次の件名でさらに敷衍し、議論いたしますが、近年町は、指定管理

者制度の援用や、各種最適ソリューションの選択など、ソリューションですね。これ、特定の委託管理契約というような本体をスリム化するという手法を採用したと思うんですが、そういうソリューションの選択であるとか、その努力の跡がうかがえます。この事務事業評価業務の採用後の今現在の推移や決算ごとの業態評価、業態評価はわかりますよね、どういう意味か。業態評価との関係を以下どのように認識されているかお答えをいただきたいと。これを最初に答えてください。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

平成18年度に策定しました第3次南伊豆町行財政改革大綱において、行政の担うべき役割を明確にし、その役割に応じて簡素で効果的な組織に転換するため、行政評価システムの構築と活用について検討してまいりましたが、同改革大綱の策定により、指定管理者制度の導入及び町有施設の維持管理のほか、一部事務組合のアウトソーシングにも鋭意取り組んできたところであります。

事務事業においては、計画、実施、評価、見直しといったPDCAサイクルが毎年繰り返されており、行政評価は、このサイクルの中の評価の役割を担うもので、評価方法としては、自己評価を含め内部評価のほか、専門性の高い有識者等を交えた行政評価組織などや、町民が直接参加する手法などが一般的とされております。このような行政評価に自己診断、自己改善のほか、住民に向けた情報提供ツールとしての役割も強く求められることから、町ホームページによる詳細な財政指標の開示を目指し、事業別による目的成果が明確にされた財務書式の整理などを進めているところであります。

現在、本町においては、評価基準等を用いて行財政システムの導入に至ってはおりませんが、予算を計上する際に行う資料作成やヒアリング等による事務事業における目標管理、必要性等を十分に検討しながら、事務事業に取り組んでいるところであります。

先ほど、それで合併等の話がありましたけれども、どちらにしても、この行財政改革をやっていくという考え方の中には、非常に財源が我々弱いと。今般も、これは予算規模をちょっと大きくしたから財政力指数が下がりましたけれども、非常に財政力、依存財源が大きい。そういう中で自治体運営というのは果たしてどこまでできるんだろうか。そして、よくやゆされる言葉で、3割自治という言葉があるわけでありまして。もう賀茂郡の1市、1市と言わないけれども、ほとんどの市町が3割自治の状況の中で四苦八苦していると。行財政改革し

なければ、どちらにしても相当厳しい未来が待っている。これはあくまでもいわゆる社会福祉の方向ですから、介護とか、そういう方向を考えたときに、これはやらざるを得ないなどは思っておりますが、また、そして、この小さな政府ですか、そういう方向性を私は目指していくのが本当だとは思いますが、果たしてどこまで自治権を我々が持っていられるのかな、そういう状況の中でというのは危惧をしております。

そういうことを含めて、大事なことでありますから行財政改革ということは。当然自治権を確保していくために、どのように頑張ればいいのかということは頑張って、努力していきたいなど、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） ありがとうございます。

非常に難しいんですがね。これは一部最後の質問の行政評価のシステムを採用するかという問題とも実は関連すると思うんですね。ですから、ただいま難しさの中で最終的に採用するとか研究するという言葉はいただけなかったんですが、話を進めていく中でそれはお願いしたいと思います。

実は、まず最初に今申し上げたいのは、町長も言ったとおり、非常に難しさはあろうかと思うんですが、減量経営、これ自治体のね、減量経営の手段としての域にとどまっていけないということなんですね、まず最初に言えますことは。先般の9月の決算委員会でも申し上げましたが、その行政の管理の循環サイクル、これはP D C AではなくT T Cというんですが、T T Cを地方自治の行政に引用し始めたのは平成10年から15年の間ですね。このころ非常にはやりました。前に講習を受けました北川さん、三重県知事の北川さんであるとか、増田寛也さんであるとか、政令市では神戸市であるとか北海道、こういったところがそういうシステムを次から次へと採用していったのが当時であります。

確かにP D C Aは、管理を循環し、もとの計画にそれを反映し、使用するということですね。弁証法でいうところのアウフヘーベンですが、あるものに対してより時限の高いアンチテーゼで再生し、そしてそれが定置化したとき、また別のアンチテーゼをつくり上げるという弁証法ですね。そういったものを行政の財政、もしくは予算に生かそうというやり方、これがP D C AやT T Cであります。

こういったことが行政評価について、実は監査論をひもときますと、これ監査論じゃなくても監査必携にも載っていますが、単なる経費支出という数値上のチェックのみでなく、行

政システムが円滑かつ公正に運営されているかという業態監査も当然議論されるべきで、私自身、先般の決算委員会で地方自治法の第92条の2項の逐条解釈と政令実務との関係議論が決算審議になじまないということで中断されましたね。いつからこのような議会になったのか、全くもって私は理解しがたい。参議院の予算委員会、衆議院の予算委員会を見てください。数値だけじゃないでしょう。その裏にある行政システムが公正かつ円滑に動いているか、これは当然委員会としての審議の対象にならなければならないということなんですよ。

ですから、この問題は答弁要りません。議会人としての識見の問題でありますので、行政当局には内部権勢の神髄をよくそしゃくしていただいて、管理の仕様を図っていただきたい、これだけ申し上げます。

時間ないので、次の問題にいきます。

次は、行政評価と個別政策について少し長くなりますが、ちょっと聞いてやってくれませんか。先ほどの町長答弁にありましたね。それとリンクします。

先日、夜に、議会前に言われたとおり、議会は、その行財政改革特別委員会で本テーマに対する約57ページに及ぶレポートを取りまとめました。そのほとんどを私がやりましたんですがね、それを議会に報告しております。行政評価が脚光を浴びたのは、平成10年から12年ごろです。このころ当該システムが急速に普及したのであります。このような科学的行政評価は、本来地方自治体自身が最も忌み嫌う改革であり、にもかかわらず、自治体が率先して導入しつつあったのは、自己改革への意識改革か行財政環境の外圧によって利用されたのか、いずれであれ、行政評価の時代が始まったのであります。

副町長あたりはご存じだと思うんですが、ご承知のように、1970年代のP P P Sであるとか、マスタープランですね。シビル・ミニマムの環境基準設計計画、こういったものが全てことごとく失敗したんですね。その失敗に見られるように、行政評価が自治体に定着して、自己改革の促進剤となるかどうか、楽観を許しません。

現在、多くの自治体の行政評価を見ると、事務事業評価方式が主流であり、減量行政的色彩が濃いのであります。これでは地方自治の復権をもたらす政策行政への発展も挫折するおそれがあります。

そのためにも、第1に、ちょっと長くなってごめんなさいね、行政評価が意義、効用を自治体の首長、議員、職員が十分に理解しなければなりませんし、自治体は住民から生命、健康、財産、サービスを公共信託されているのであり、効率的行政の展開であるとか政策選択の最適化を追求する義務がございます。

第2に、従来の自治体の自己改革がリップサービスの域を出なかったが、行政評価システムは数値による行政評価という異質の改革方式であり、また市民運動においても自治体改革の決め手を欠いたが、情報公開制度に加えて行政評価システムが整理されていけば、自治体の住民統制の有効性は倍加することになるであろうと言われております。これは2番目ですね。

第3に、事務事業を全て指標化していく方式であるため、このような科学的な管理方式は技術的にかなり困難を伴います。これ後で述べます。3Eの現存を述べます。それで理解されると思います。困難を伴うのです。しかし、自治体はその行政能力を発揮していけば、指標化による運営システムの創出は不可能ではないということです。

第4に、現在の事務事業評価に見られる減量経営の手段としての域にとどまっていけないのであって、行政評価システムは効率化を目指す行政経営方式の、行政経営ですね、のかけがえのない戦略的要素であり、さらに政策選択を通じて自治体運営の民主化、自立化、政策化を達成する政策経営の基盤をつくり出すものであると。

以上申し上げました行政評価システムを自治体運営に浸透させていけば、地方自治体は再生していくであります。自治体は、近年の地方財政危機を、さっき町長が言いましたね、近年の地方財政危機を制度論や財政の配分論等に転嫁することなく、また行政運営の減量化、地方に賠償化してはならないのであります。地方自治体は、自治団体として政策能力を高め、環境変化に適応し、財政危機を自治能力の試練と捉え、自己改革をすべきであります。そのためにも事務事業評価にとどまらず、行政評価制度の検討をお願いしたいと思います。

このお答えは最後にしてください。最後から2番目にしてください。先に言いたいことがもう一つあるんでね、重要なやつが。するしないでもいいんですよ、簡単に。

そして、これがちょっと問題なんですね。これ企画課長いいですか、これは経費のうち、評価基準というのは、私、後ほど3Eの原則で申し上げますが、その効果性について、例えば地熱の理解促進事業がありました、2年前。秋田へ行きました、北海道へ行きました、どこどこ研修しました。その効果性がどうであるかと話が結びつくんです。ですから、ここが今回の質問で一番大事なところなんですね。企画課長、後でじっくり、あなた一番よく知っているからお答えください。

さて、予算策定と経費支出の評価基準の質問に移ります。

一般的に行政評価の効果は次の5つが考えられますが、そのうちの1つが次の質問につながるわけでありまして。

効用の第1は、行政活動の評価によって自治体運営における政策選択の最適化を図っていくと、政策決定の土壌を培養していくことになるということが1つ目。2つ目が、地方自治体内部の行政運営の政策部の科学化によって自治体の行財政運営の改革に寄与し、行財政運営の技術水準の飛躍的向上を保障する、2つ目。3つ目は、システムの導入は自治体の内部管理運用体制における官治的システム、官僚的と言ってもいいです。官僚的意識の変革を目指すこととなります。4つ目、これが企画課長いいですか、4つ目です。自治体運営における行政サービスの効率化への有効な基準を設定することになると。この基準については、細かく後ほど申し上げます。第5は、行政活動の数値化、その公表を通じて市民参加の実質的な保障を図っていくシステムとなります。

以上、概念的にずっと流しましたが、4番目のサービス、効率化の基準について詳細質問いたします。

自治体は日常的には投資あるいはサービス団体であり、その経済的、効率的、効果的、これとともにエコノミー、エフィシェンシー、エフェクティブネス、ともにEが頭文字につきます。これ副町長あたりお勉強家だからよくわかると思うんですが、3Eの原則と申し上げますね、3Eの原則と申して、その運営の追求は重要な政策課題であることを自覚すべきであります。行政評価方式は、自治体行政におけるコスト分析に一定の基準を設定し、コスト意識の欠落という欠点を治癒していくことになるでしょう。すなわち、行政評価システムは、行政活動の実態を経済効率効果性の視点から分析し、公務員に本当の意味のコスト意識を育成していく手法であると言えます。

ここから申し上げます。同じ原稿が行っていますから、わかっていると思うんですが、経費支出の評価基準は、行政活動の実績は、経済性掛ける効率性掛ける効果性なんですね。では、経済性は何ですかというと、費用を単位の行政量で割ったものなんですね。効率性は何かといいますと、その費用で活動量を割ったもの。そして、効果性はその活動量で効果、目標達成度を除したもの、割ったものです。

これだけではわかりませんから、具体的にどういうことかといいますと、例えば経済性は投入費用とコストの関係であると言えますが、例えば公共用地の買収価格をより安価に確保できれば、経済的に対応したと言えるし、補助金の巧みな導入ですね。ビジネスが該当すると私は思っていますけれどもね。巧みな導入も経済的行動とも言えます。もっとも選択評価はしばしばこの経済性に幻惑され、事業を開始しやすいのであります。効率性は、算出と費用の関係で、この点は比較的わかりやすいんですね。例えば保育所のサービスは1人当たり

10万円ですのと、15万円ですのとは、10万円でのサービス供給のほうがより効率的と言えます。ただし、ここで質などは問題とされていないということなんですね。

効果性は、サービスの質の水準でもあります。例えば研修の場合、研修の参加者はアウトプットであり、研修成果や効果性、すなわちアウトカムであります。しかし、研修によってどれだけ意識啓発ができたか、一般的に多くの場合、測定不可能であります。そのため、測定手法として満足度の測定、それから事業実態の追跡調査などが住民のサンプル調査とか電話アンケート調査の方法で行っていますが、施設サービスの場合、これを例にしますと、電話、施設利用者の満足度の問題となる需要の充足度と費用との関係では、先ほど保育所の例で言いました10万円の保育所サービスの市民の充足度が、15万円の充足度の半分以下であれば、10万円の保育所サービスの効果性では、15万円の保育所サービスよりも実質的に低いこととなりますね。これ当たり前のことなんですが。

このように評価基準としては、正確な成果指標を作成することが極めて重要であります。つまり、執行指標は成果指標によって補正されなければならないということですね。先ほど町長言いました行政評価でPDCAを管理の循環サイクルを回しております。それは執行指標なんですね。プラン・ドゥー・チェック・アクションですから。それを、例えば成果指標によって補正しなければなりませんね。特に継続事業においてはそういうことが言えると思います。

そうした経済、効率、効果の3つの条件を全部充足しなければ、合理性ある支出とは言えないんですね、合理性ある支出。経済性だけで幻惑されて、得てしてやっつけてしまいますが、そういった3つの合理性ある考えをお願いしたいと思います。

そして、経済効率化が必要条件であれば、効果性は十分条件ですね。必要条件、十分条件、全く意味が違います。したがって、重要なのは効果性であり、自治体はこの十分条件を無視しやすいのであります。

この関係は、一番最後の質問、2の3のABCの関係ですが、まずAのほうを最初に、これ簡単ですから、最初に答えてください。そして、行政評価システムにおける執行指標の評価は、従来の財源主義、支出主義に基づく行政供給サイドの評価であるが、成果指標における効果性は、住民、受益者サイドの評価であり、このようなマイクロ分析発想こそ公務員の体質と行為を改革していく鋭利な手術のメスと言えるのであります。

そこで、今回、平成28年度予算を策定しました。当然査定する部門ですね。国でいえば、財務省の主計局みたいなものですが、そういう査定する時点でそういった管理の循環サイク

ル、そして3Eの原則をどのように反映させて査定に当たったのか。その辺をまず大まかな話ですので、お話を、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

非常に難しい質問で、質問内容がなかなかわかりにくいんですけども、まず、予算の策定においては、予算編成方針に基づき限られた財源の中、先ほどから言っていますけれども、町の将来図である持続可能な南伊豆町の実現を念頭に、住民満足度を重視した、先ほどから言われているように効率的、効果的な行政運営を目指し、予算の編成に臨んでおります。

具体的に、議員のおっしゃられた合理性ある資質かどうかということに関しましては、我々としては当然そう思って行動しているわけでありまして、もしそういう違う予算があるんでしたら、具体的に指摘をいただければ、それに対して我々はこう考えていますというようなことも言えるんじゃないかなと思います。

主たる施策におきましては、まちづくりの視線で第5次総合計画、（仮称）自立促進計画を基本とし、多様化、高度化する住民ニーズや自治体を取り巻く環境を的確に把握し、予算に反映しているつもりでございます。

主たる施策や内容や経費配分につきましては、部署ごとに当初予算資料を作成し、予算ヒアリングでその詳細について説明を受け、いわゆる執行部でいろいろと判断をして、今般の予算になったわけでありまして。

平成28年度予算から主要事業に係る予算資料の書式は変更いたしまして、事業の成果目標や総合計画の位置づけなどの記述を記載することで、その事業の必要性とか効果を判断する資料といたしました。これは議員のほうが判断する資料といたしたわけでありまして。私ども当然その資料に基づいてあれなんですけれども、そういう形の中でこの資料等も適時議会にも、そして町民の皆さんにも開示していく、このようなことで考えております。

また、評価基準という数値化されたような明確な基準ではないが、経済性とか効率性、効果性に十分考慮して、予算編成には取り組んでおります。

それから、先ほど議員がおっしゃったようにアウフヘーベンですか、弁証法ですか、PDCAですか、こういう形のことは当然人間としてやっていくわけでありまして、事業をいろいろやっていく上では、当然そこを無視しながら次の事業展開とかそういうことはあり得ないのかなと思います。

いろいろな意味でこの行政評価をどのようにしていくか、最終的には町民の皆さんが評価をされるのかなど。あの事業がよかったねとか悪かったねとか。それが本当にポピュリズム的な判断じゃなくて、しっかりした客観的な評価の中で判断されるもの、評価されるものであるように我々は努めていきたいなと思います。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 町長、こういった行政評価システムを自治体としての行政システムに組み入れる、あるいは研究するというご意見のお答えを一言いただけませんか。しないならしないでもいいですよ。しないならしないでもいいですから。残り時間を別なやつにちょっと使いたいんですが。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

行政評価は、政策及び事務事業について事前とかその事中、事後を問わず一定の基準、指標をもって妥当性や達成度、成果を判定するものと定義されております。県内では約80%の市町が行政評価制度を導入し、主な評価指標として業績測定、事務事業評価業務、棚卸し表等を利用しております。指標ごとに特徴と課題があるため、評価で何をどこまでやりたいかを考えた上でそれに当たった指標を選択する必要があると、静岡県が実施している行政経営研究会でも行政評価指標についての検討がなされていると認識しております。限られた予算の中でより有効な事業を行うために、行政評価制度の導入は必要なものと考えております。当町に合った行政評価の進め方、手法等を研究し、今後、導入に向けて検討を進めてまいります。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） ありがとうございました。

そんな前向きなお言葉を賜るとは思わなかったんですがね。確かに、静岡県の棚卸し方式の評価システムは非常に難解です、ややこしいです。結局、建設の表単価の数だけそろえるというやり方なんですね。かつてのPPPSみたいなものですが、非常に難しい。

ですから、したがって事務事業評価までいかなくて、その前に前の総務課長がやりましたね。その域でとどまっているというのが実態ではないでしょうかね。後で見ればわかり

ますが。それはそれでいいです。非常に前向きなお答えをいただいたということで。

そして、実はさっきの経費の資質の基準があります。評価基準があります。その中における効果性についてであります。当時、過去2年、秋田県の地熱発電、それから北海道ですか、北海道に行きましたね。当時の課長さんで残っている方はもういませんね。企画課長もいませんし、総務課長かかわっていないですね。企画課長ですね。いいです、それはいいです。ちょっと時間ないので。

ここが効果性については、果たしてどうだったんだろうと私は思うんですね。当時、私は議会人ではありませんでした。議会には出ていませんでした。議会は、どういう対応、予算が通ったから議会は100%了解されているという姿勢で、そういう認識でいたのか、逆にその中で反対とかそういうのはありましたでしょうか、ちょっとそこを先にお答えいただいて、次へいきたいと思います。ちょっと答えてください。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 地熱開発理解促進事業のことを議員聞かれていると思いますけれども、特別反対というのはなかったような気がいたします、そのことをやることについて。議会の中では、一部理解促進、挙手とかそういう予算化に関しての反対はあったと思います。誰が予算化に反対したかというのは、ちょっと私記憶にありませんが、あの予算化に反対の意見はあったと思います。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 時間ありませんから、ちょっと1つだけ申し上げます。

一昨年9月議会の後、大きな金額を、斜め掘りを補正いたしましたね。補正して残った金額はどうするんですかと言ったら、実は地震の地下の探査法の再解析をするんだと。再解析の結果が、実は南野川の中流域に地下の断熱層があると。4つの大きな貫入岩の中のうちの2つは今現実に生きているんですね。地下の断熱層から上がってくるのは、地下学という学問があります。地下学の平行運動というのがあるんですね。実は、南野川の中流域は140度なんですね。狩野川が、こっちが150度。どうして向こうを選んだのか。こっちの、どうして選ばなかったのか。しやすいのか。周りに対する批判を防ぐためにあえてそこにしたのか。ないですね。これ予算委員会でやります。この続きは、予算委員会で私質問をたくさん用意していますので、それはやらせてもらいます。もう時間ありません。ちょうどびった

り45分ですね。

じゃ、中途半端ですが、以上をもちまして私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君の質問を終わります。

◇ 加 畑 毅 君

○議長（稲葉勝男君） 4番議員、加畑毅君の質問を許可します。

加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 4番議員、加畑です。

本日は、2つの質問を用意しましたので、順に聞いていきたいと思えます。

まず1つ目が、地方創生に絡みます映画、テレビのロケ誘致、それからマスコミを活用した町のPRというテーマで一つ質問させていただきます。

それから、2番目に、町外で活躍する南伊豆町出身者によるパネルディスカッション等の開催というテーマで質問させていただきます。

まず、最初の質問です。地方創生、これ今、全国的に各自治体で努力されているという形なんですけれども、近隣の市町でいきますと、河津町の河津ブランド定着化プロジェクト、それから松崎町のテレビロケ地、ドラマのロケ地誘致、それから熱海市においては今V字回復という形で非常に景気が回復しているという話をよく聞きます。情報番組の中ではロケ地のメッカになっていると、そんな紹介のされ方もしておりました。

以前、私、議会に入ってから質問の中でも受けたことがあるんですけども、いわゆる松崎町などで開催しているフィルムコミッションのような形の活動にもっと力を入れたほうがいいんじゃないかと思うわけですけども、これについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

本町におけるロケ地等の誘致に関しましては、フィルムコミッション伊豆、静岡県観光政策課を介した事業のほか、本町の直接照会のあった案件等について、地方観光協会との連携

により、撮影許可交渉や現地案内などに努めております。

とりわけ本町におきましては、ジオパーク構想においても認知度が高い石廊崎を初めとした海岸線で、壮大な景観美のほか、内陸部においても自然美豊かな場所が数多く存在しており、このような素材を背景にCMロケ地としてのお問い合わせなども受けていると聞いておりますので、今後もこのような機会を捉え、ロケ地誘致活動に積極的に参画するとともに、さらなる観光施策の推進を図ります。

また、南伊豆町がロケ地であることを視聴者の方々にいかに知っていただくかが課題になりますので、スマートフォンのQRコード等による情報案内システムの活用のほか、タウンプロモーション事業などが周遊観光の推進につながっていることも全国的に実施されてきておりますので、このような仕組みづくりにつけて事業推進してまいりたいと思います。

具体的なロケ地、CMのロケ地等に関しましては、必要なら担当課長、簡単に担当課長から。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

場所ということではありますが、最近というか昨日の中で、歌手の方のミュージックビデオとか、そのやつで桜まつりの始まったころのその下賀茂の青野川沿川のところをやったり、あとは自動車のCMですね、あれで弓ヶ浜とか町内全域を走っているような部分のところというのは出ておまして、基本は直接来ている部分については、町で産業観光課のほうで対応しておりますが、それ以外につきましては、フィルムコミッション伊豆とか県のほうにも静岡フィルムコミッションというものがあまして、そのネットを通じた中でうちのほうへ回ってきたものについては対応をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 今の答弁の中で対応は個々に行っているという話があったんですけども、前回私が質問したときも多分同じようなレベルでの対応じゃなかったかなというふうに思います。今現在、情報発信ツールというのはたくさん出てきていまして、情報を共有することもできますし、逆に同じようなことを考えている自治体にとっては、競争率が激しくなっているんじゃないかなというふうに思っております。

一つ例としまして、今、全国一のロケ地王国と言われているのが茨城県だそうです。ここ

は映画やテレビのドラマのロケ隊、これを官民が積極的に受け入れる態勢ができ上がっているということです。これで全県でそういう態勢をとっておりまして、過去12年間の経済波及効果、これが54億円に上るという話です。

一つ有名な例を挙げますと、「清須会議」という映画があります。これ監督が三谷幸喜さんが監督ですね。これ内容というのが、本能寺の変の後に明智光秀を羽柴秀吉が倒して、その羽柴秀吉の後、本来の織田家のほうに跡目を戻そうというような会議から始まる内容なんですけれども、このキャストの中には、羽柴秀吉、これが大泉洋さんがやっています、役所広司とか佐藤浩市とか剛力彩芽とか、有名な方々が出ているわけですね。こういうロケ地がそこに誘致できることによって、かなりファンの方々というのはそこを訪れる率が高まるんじゃないかなということがあります。

それから、どうしてもその観光地のイメージとか色というのがあると思うんですけれども、映画の質によっては年齢層が異なってくるんじゃないかなと。若い人だけじゃなくて、高齢の方の好きなテーマで撮影が行われれば、そのロケ地を見てこようという動きも出てくるんじゃないかななんて思うんですけれども、その点一つ聞く前に、実は南伊豆でも映画のロケの例というのがありまして、多分当初、松本副町長、かかわったかもしれませんが、「血族」という映画、貫井勇志監督が撮影しました。これは今、吉祥の市民農園のあの辺で行ったんですね。内容は、都会で働いて、疲れた若者がもう疲れ果てたと。命を絶とうかみたいな雰囲気のところから始まって、田舎の実家のほうに帰って、そのときに先祖がどういう思いで生きてきたのか、そもそもはその地をおそれるところから、その一族は戦って、村の人たちが一同となって戦ってからその村を守ったということからというようなストーリーがありまして、この中のその戦闘シーンと田舎の回帰の部分が南伊豆をメインに撮影されたということがあったんですけれども、当時、そのときかかわった職員の方とか、松本副町長、その当時の様子とかというのをどんな思いで見たとか、そういう効果があったのかななんていう話もし聞ければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 副町長。

○副町長（松本恒明君） お答えいたします。

今、加畑議員おっしゃったことかどうかちょっと記憶が曖昧な部分もあるんですが、確かにかつて女優の黒木瞳さんですとか、桑田佳祐さんですとか、役場、旧庁舎を訪れたことがある、あるいは海や山を中心に「稲村ジェーン」ですとか撮影した記憶もございます。

当然その、色々な好き嫌いは別にしても、スターが動けば、撮影場所であれば、当然訪れ

る人も見学する人もいるでしょうし、当然撮影するところもあるでしょうし、ましてこういった現代のような地方創生とか経済効果ですとか、ある意味ちょっと短期的なこと、なおかつ中長期な視点から見ても有効な手段ではあるのかなとは思いますが。

なおかつ、今年、28年度が企画調整課が担当する予定になっていますけれども、プロモーション事業、ここら辺がもう少し体系的に整ってくれば、より効果的に情報発信できるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 今、副町長の答弁の中にもありました。弓ヶ浜で「稲村ジェーン」の撮影も行われたと。当初、そのセットを、例えば利活用できないものかなんていう話もあったんですけども、残念ながらそのまま解体してしまって、活用する場面もなかったというようなこともありました。その点から考えても、本当はそういうものを利活用する組織が前もってあれば、もう少し経済効果が高めることができたんじゃないかなんていうふうにも思っております。

実は、先ほど私が言いました貫井勇志監督の「血族」という映画は、平成15年の夏に撮影されているわけです。それで2年後に上映されたんですけども、そのとき私も一事業者として協力していました。NPOの会員でもあったということであったんですけども、とにかく撮影する場所の選定からスタッフが泊まる場所、その他もろもろの準備をばらばらに行っていかなければならない。当時は観光協会の事務局長だった山口さんが非常に一生懸命にやっていたんですけども、もしもその期間があつて、きちっと順序立てて受け入れることができたなら、もっとうまくいったんじゃないかなというような話が今でも思うんですけども。

例えば茨城県で行っているいばらきフィルムコミッション推進室ということに関しましては、ポイントはワンストップサービスで行っていこうと。要するにロケ地の相談から案内から撮影に伴う許可申請から宿泊とか飲食情報、それからエキストラの手配、それから地元の人たちへの調整、それらを要するに1カ所でまとめ上げるというところから順当に進んでいくように。要するにたらい回しにならないようなシステムづくりがポイントであるということが述べられているわけですね。

これはやはり僕も平成15年の撮影のときに思ったんですけども、急遽話が来て、その空

き物件がないかと言われて、お金も出せませんという中で十数名のスタッフを1カ月間滞在させるというところから話が始まってかわらせてもらいました。その映画のクレジットの中には、うちの事業所名も入れてもらったということがあったんですけども、これ最初から狙っていく組織づくりができていたら、これだけ自然が豊かな、素材がそろっている我が町にとっては、本当に有利な展開ができるんじゃないかなと思うんですね。

この点は、一歩進んだ考え方を持っていこうという動きはないのでしょうか。来るたびに一つ一つ受け入れていくという姿勢はわかるんです。これはどこの自治体でもできると思うんですけども、これだけのロケーション地を持っているのであれば、こちらから仕掛けていく時期に来ているんじゃないかなと思うんですけども、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

このロケ地招致活動というか、そういうことに関しましては、余り積極的にやってこなかったことは事実かと思えます。

今後は、それに関して、いわゆる対応する係的なものを検討してまいりたいと思います。具体的に経済効果も大分あるでしょうし、いわゆるあそこがそういう場所なのよということは、非常に町の宣伝効果を発揮すると思えますもので、担当課はどこになるかちょっと検討しながら、こういう対応する係をつくっていききたい、このように思っていますもので、それではよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） ありがとうございます。ぜひ今までよりも前向きに1歩も2歩も進んだ形で進めていければ、もっと効果があるんじゃないかなと思います。

例えばCMなんかで出る場面とか、大河ドラマの一場面とか、もっと言えばカラオケのバックの映像で流れている映像なんかの中でも、実は皆さんが知らなくて地元で行われる場面なんてたくさんあるわけですね。人から聞いたりとか、よその人から聞いて初めて知ったというような形はあるわけですね。

余りそのロケ地を有名にしてしまっていて、その撮影の邪魔になるようなことまでしてはいけないんですけども、ある程度地域の人たちは、その事実を知っていて、周りの人たちに効

果があるようなコメントができるぐらいのレベルにはなっていないんじゃないかなというふうにも思います。

その効果として、今、観光といいますと、どうしても今は桜まつりの時期、それから夏のトップシーズンですね。この時期がどうしても人が来るが多くなるので、そこにイベントを当て込むという傾向が強くなってしまおうと思うんですけども、本来は、通年通して人がにぎわっている形が一番いいとは思うんです。それは、ただの理想という形じゃなくて、商売やる側としても、ハイシーズンだけのために店を構えて、お客さんが来ない時期は、経費だけが散っていくというような形になってしまいますので、本来は平均的に来て、年間を通じてお客さんが来るような形をつくるのが一番いい流れだと思いますので、その点も含めて、ジオパークのこともありますし、あと2020年には東京オリンピック・パラリンピックの開催も視野に入れて、観光地、通年型の観光地にシフトをしていていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

2番目の質問に入ります。

12時になりましたけれども、そのまま続けさせてもらいます。

町外で活躍する南伊豆町出身者によるパネルディスカッション等の開催というテーマで質問させていただきます。

ふるさと納税をキーワードにする話が出てきたときに、町の出身者であって、現在は町外で活躍している人たち、これたくさんいると思うんですけども、その人たち、要するに成功をおさめた方々が町外からこの町を見たときにどんな思いで見ているのか、それからどんなふうにしたらいいのかという思いを話す機会はたくさんあると聞くんですけども、そういう方々を集めての、例えば会合みたいな形式のものがあつたらいいんじゃないかなと思うんですけども、そういう形は考えたことはありますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

南伊豆町が石廊崎や下賀茂温泉でのにぎわいといった活況下にあり、人口も1万5,000人以上という時代に町を離れ、首都圏に暮らしながら、高度経済成長期にバブル期を過ごされ、成功された方々の体験談等は極めて貴重なものであろうと思料しています。また、ふるさとを憂える思いの中で当町におけるこの半世紀での人口減少や急速な高齢化によるにぎわいの創出などについても、端的なアドバイス等がいただけるのではないかと考えております。

何が不足し、何が余計であったのか、そのような視点による捉え方は往々にして町の内外からだけではわからないものでありますし、外を知り、内を知り、加えて各分野などで名をはせた方々のご意見もあれば、行政運営においても重要な指針となるのではないかと。

大変残念ではありますが、役場内の情報網では、そのような方々の存在やご活躍の状況などについて、なかなか捉えることができません。今後、議員の皆様からご紹介やご協力をいただきながら、当初は勉強会といったものというのではないかと思います。名士の方々と交えた町政懇談会などの開催に向けて前向きに検討してまいりたいと思います。

具体的な話としましては、やはり町を憂える方々から、そのような形、今議員がおっしゃるような形の会合をやったらどうかというお話は確かにございました。これもまた具体化していきたいなと思っていますもので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 今、町長の答弁の中で、役場のほうで調べてもなかなかそういう方が、著名人が見つかってこないという話がありましたけれども、確かに有名な方がいますと、親善大使とかという形で芸能人とかスポーツ選手の成功した方とかというのがいると、その町のイメージとか一気によくなって、名前もネームバリューも上がっていくんですけども。

どうですか、その場面でないとしても、例えば経済人とか、その辺で、そこそこ有名と言っては失礼ですけども、そういう形の人たちからのお話をいただけると。要するに対外的に全国的なPRにならないまでも、町民の方々のやっぱり希望になっていくんじゃないかなと思うんです。

ふるさと納税の話をするときに、なるべくその人材を外に出さないような話にもなりがちなんですけれども、本来、僕はそうは思わないんですよ。外に出ていく人がいるということは、中央で活躍するチャンスも広がるわけですよ。その方々がふるさとのことを思って納税する額の一部をこっちに向けてくれるということであれば、これはそれでも構わないんじゃないかなという思いがありまして、いる人を出さずにここだけで囲ってしまうということであれば、まるで鎖国のような形になってしまうわけですよ。そうすると、ここから出ていった人材が中央で活躍する場面はなくなってしまいますよ。

その形をちょっと違っているという意味合いでも、そういう方たちの講演とか、できれば複数集まっていたいただいてのパネルディスカッション、それを1回じゃなくて定期的に行うような形というのを行っていただけないかなと思うんですけども、その辺はやっていこうと

いう話出ないですか。例えば企画のほうとか産観のほうとかでそういう話ってないんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

今議員のおっしゃられた形というのは、非常にいいし、町外へ出身者が出ていって、その方たちがこちらへ戻ってきて、いろいろな会合とかをやるということは、本当に大事だなと。

今日、一つヒントになりましたのは、下田市の同窓会何ですか、補助でしたっけか。下田市内で同窓会をやる場合はとか、いろんな細かいことは別に置きまして、やる場合は補助を出しますよというような事業がありました。ああいうものも参考にしながら、例えば今議員が言われたような形で町外者で著名な方に限らず、町外で生活されていて、一定の形の町外で生活されている方々にこちらに来ていただいて、そこで例えばいろんな話をさせていただく、ふるさと納税をしていただくとか。そのふるさと納税をしていただいた、いわゆる感謝券みたいなもので来ていただくとかという話とか、そういうことをどんどん広めていっていただくというのは、非常にいいことではないかなと思っています。

どっちにしても、今そのような方向性というのは、やはり地域連携ということも含めて、地方創生の中で地域連携を進めているわけですが、今、杉並区とやっています。できれば、杉並区に居住されている南伊豆の方々を対象にした話にしていってもいいし、全国的な話にしていってもいいし、まだまだ、これから皆さんとご議論しながら、どういう形がいいのか。そして、そこへ例えば財政的な支援というか、町の予算をつぎ込んでいいものかどうか、そういうことも含めて考えていきたいなど、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 課長のほうからの答弁がもしもらえればと思いますけれども、ありませんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君） お答えいたします。

実は、このようなお話、提案は以前から議員のほうからいただいているところではございました。それで、何件か、やはり南伊豆町出身の方で日本全国展開をしている会社、もしくは

は世界展開をしている会社の執行役員クラスというんでしょうか、社長、専務、部長といった方も何人かは名前がわかりましたので、お声もかけてみたところではあります。

ただ、皆さんやはりある程度こちらでつかめた情報というのは、ご高齢な方が多く、ちょっと80を過ぎたあたりでパネルディスカッション等をやらせていただくのは僭越なので、ちょっと遠慮をしたいという第一弾のお答えはいただいております。それだけで、またそういった方々でもっと若い方々等を探していきながら、そういう機会が持てればぜひ開催していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） ありがとうございます。今の現状がよくわかりました。

ただ、それでも進めていくべきことではないかなというふうには思っております。というのは、今、ふるさと納税のキーワード出ましたけれども、今、西伊豆町がふるさと納税をすごく伸ばしているんですけれども、これももとの理由というところは、西伊豆町と賀茂村が合併して特例債を10年間いただいていたと。その特例債が切れるところで次の展開を考えなきゃいけないというところでふるさと納税に着目したという展開があったと聞いております。

今、このふるさと納税に関しましては、確かにうちのような過疎地域に指定されているエリアとしてみれば、これはどんどんふやそうという傾向ですけれども、例えば政令指定都市なんかからすれば、逆にとられる側になるわけですよ。川崎市の市議会、ちょうど今3月議会手前の各派閥の何か会合みたいのをテレビで見たことがあったんですけれども、川崎市は約13億円がこのふるさと納税で減っていると、とられていると。大きな都市からしてみれば、これはそういう問題もこれから抱えていくわけですから、いつまでも中央からしてみれば、地方自治とはいえ、ふるさと納税に制限かかってくる時期が来るんじゃないかなという心配もあります。だとすると、お金だけのことじゃなくて、人的なやはりフォローアップということが一番重要になってくるんじゃないかなと。最終的にはそこに行きつくと思いますので、ぜひともこの話も進めていただきたいと思います。

ちょっと時間は早いですけれども、以上で私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時20分まで休憩とします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時20分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 岡 部 克 仁 君

○議長（稲葉勝男君） 1番議員、岡部克仁君の質問を許可します。

岡部克仁君。

〔1番 岡部克仁君登壇〕

○1番（岡部克仁君） 通告書に従いまして質問をさせてもらいたいと思いますけれども、まず、質問の前にちょっと訂正をお願いしたいと思います。

質問要旨のところの1番の（2）増設を含め、和式から洋式への改装はというところで、洋式が「様」になっているので、洋風の「洋」に変えていただきたいと思います。それと一番下です。一番下の私の名前のところですけれども、南伊豆町議会議で「員」が抜けていますけれども、これもつけ足していただきたいと思います。大変失礼いたしました。

それでは、まず1番目のトイレの整備について質問させていただきます。

観光立町である本町にとっては、県道下田石廊松崎線を利用する来誘客の減少があるもののまだかなりの車が通行しています。また、今後は石廊崎の再開発に伴い、利用客の増加も予測されると思います。そのため、休憩所となる各箇所でのトイレというのは、大変重要になるのではないかと私は思いますけれども、今現在、海岸線を含め、庁内各所に点在している公衆トイレという数をお教え願えますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

町内には、静岡県観光施設整備事業補助金を活用して設置した公衆トイレが、海岸沿いを

中心に20カ所ございます。また、今後の予定といたしましては、平成28年度に妻良地区で1カ所新設工事を予定しており、入間地区でも新設に向けた実施設計を予定しております。

なお、これら公衆トイレの設置につきましては、施設完成後における清掃等維持管理を条件とする中で地元区で責任を持って対応していただいております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 岡部克仁君。

〔1番 岡部克仁君登壇〕

○1番（岡部克仁君） そのトイレが、私も何カ所か既存のトイレを見たことがあるんですけども、ちょっと今の時代にはそぐわないようなトイレ、地元の管理というところが怠っているのかとは思んですけども、余り清潔感がないトイレが多い。利用したくないようなところもあり、実際に若い女性がここでは嫌だということも言っていたこともありますので、これは何としても既存のトイレも整備ということに前向きに考えていただきたいと思います。

今では高速道路を初め各幹線道路の高速道路のサービスエリア、パーキングエリア、それから幹線道路の道の駅、それからコンビニエンスストア等を利用するというお客さんが大変多い中、どうしてもそういうところに寄ると、コンビニエンスストアでもトイレを利用させてもらいながら、何かを購入したりという経済的に消費もふえるということも考えられるので、何とかそのトイレに関しては前向きに考えていただきたいです。

インバウンド観光客の対応としても、これからはいろんな国の方が見える可能性もあります。トイレが今現在ほとんどが和式トイレという形の中で、洋式トイレ、洋式化等への改装、それから増設ですね、愛逢岬ですか、愛逢岬のトイレもやっぱりちょっと小さいので、そこも増設も含めてという、その町の方向としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃられたトイレのいわゆる環境というか清潔なトイレという、非常に大事なことだと思います。

そういう意味でも管理している各区の人たちに観光地としての体制というか、そういうのを整えていくために、ぜひトイレの清潔感というのは保っていただきたいということ、また申し添えるようにいたします。

また、利用者の利便性や観光地としての受け入れ環境整備面からも、昨今の生活様式と環

境の変化を踏まえて、和式から洋式への改装や多目的トイレの増設は必要だと思料しております。このため、施設の更新時期や利用状況、地元地区の要望などから総合的に判断した中で適切な時期に改修等に取り組んでまいりたいと思います。当然ここには財政的な問題も起こってこようかと思います。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 岡部克仁君。

〔1番 岡部克仁君登壇〕

○1番（岡部克仁君） 今のお話の中で環境が変わっているということで、その観光地等の公衆トイレについては、確かに財政的なこともあるし、前向きにまたご検討いただければと思いますけれども、今、家庭環境が大分数年前とは変わって、新しく家を建てたり、トイレの改装をしたりして、各家庭で余り和式トイレというのがないわけではないですけれども、減ってきてはいます。ただ、現在学校等、小中学校でも基本的には和式トイレが多かったんですけれども、子供たちが中学生ぐらいになればなれるんでしょうけれども、小学校入りたての子供たちは、余り和式を使いなれていないということで、和式トイレから洋式にという、またその改装の考えは予定はどうなんでしょうか、教えてください。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

小中学校のトイレの洋式化については、順次進める予定でいます。現在の状況については、教育委員会の事務局長から答弁をさせます。

○議長（稲葉勝男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えいたします。

ユニバーサルデザイン化に買いかえる小中学校のトイレの改装につきましては、各小中学校におきまして、1フロアにつき最低1基は洋式トイレが存するように、静岡県市町村振興協会による公共事業ユニバーサルデザイン化事業助成金を活用した中で、平成26年度から3カ年の計画で和式トイレの洋式化を進めております。今年度までの実績で12基の洋式化が完了をしております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 岡部克仁君。

〔1番 岡部克仁君登壇〕

○1番（岡部克仁君） ありがとうございます。

やはりトイレというのは、いろんな意味でどうしても必要不可欠なので、子供たちの利便性も考えて、町で進めていってもらっているのは大変ありがたいと思います。また、今後とも1基でも多く洋式、また使いやすいトイレにしていただければと思います。

続きまして、漁業被害への対策ということで質問させていただきます。

現在、里山等では鳥獣対策等での駆除となっているイノシシ、鹿、猿等はあるんですけども、今現在、海で漁業被害の対策として駆除対象となっている品種等はあるのでしょうか。お教えてください。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

近年キンメダイ漁において、バラムツやサメ等による漁業被害が発生しており、全体的な漁獲量低下の一つの要因となっております。このような状況の中で、伊豆漁業南伊豆支所所属の漁業者が実施するバラムツ等の駆除に対して、町では漁場環境維持保全対策交付金として財政的支援を行っております。伊豆漁業南伊豆支所からの報告では、平成27年3月に船舶6隻により石廊崎にて駆除を試みた結果、11本のバラムツを釣り上げたと聞いております。

今後も伊豆漁業と関連市町が連携した中で定期的の実施していくことが、漁業の支援安定にもつながるものと思われまますので、本町としても継続的に支援をしていきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 岡部克仁君。

〔1番 岡部克仁君登壇〕

○1番（岡部克仁君） そのキンメを、キンメ漁をしている漁業者のお話を聞いたんですけども、1月26日に伊豆漁協と議員との意見交換会がありまして、そのときは漁協の問題点という形でこの話は出なかったんですけども、漁業者のほうからはやっぱり大変頭を悩ませているということで、バラムツ、サメ、それからイルカですね。イルカもキンメを食べてしまうということで、釣り上げるときに食べられ方というんですか、その被害の内容が、サメはもう仕掛けから全部食べてしまう。イルカは頭がいいので、尻尾のほうをくわえて引きちぎっていくという、そういう違いがあるらしくて、これも先ほど町長が言われたように所得的にも大変厳しい問題があるというふうに考えます。

須崎地区でマグロを釣ったという漁業者がいて、そうすると、確かに金額的に大きい金額を動かすことになったんですけれども、その影響でキンメじゃない、これからはマグロだといって動き出すぐらいの漁業者がいるんですけれども、実際にその所得が、町長もずっと言われるように、漁業者の所得を向上させるということで、上がらないと、やはり後継者の問題とかキンメ、地キンメというのが地元の観光客にも喜ばれる地元産品ということで、大変これは何としても守らなくてはならないと思うんですけれども、これからバラムツ、サメ等の対策は漁協と一緒にやっておられるようなんですけれども、このサメ対策というのに関しては何か方案というか、考えとかはあるでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、キンメダイ漁における被害対策につきましては、伊豆漁業南伊豆支所に所属の漁業者が実施するバラムツ等の対策駆除に対し、町では漁業環境維持保全対策交付金としての財政的支援を行っております。

議員がご指摘のサメ、イルカによる被害等については、議員のお話はありましたけれども、特段の報告は受けておりません。サメの場合は、漁業被害のみならず、夏季海水浴シーズンにも影響が大きいことから、効果的な駆除対策は必要とは思われます。一般的に個体を釣り上げる駆除方法は狩猟と伺っておりますので、町内漁業関係者との情報を共有しながら、適切な駆除対策を検討してまいりたいとこのように思っております。

また、イルカについては、伊東市富戸地区で行われている追い込み漁などが有名であります。しかしながら、動物愛護団体等による世界的規模での保護活動により、これらの漁法等は課題が多く、忌避効果の高い超音波発信装置なども市販されて、これらで対応していきたいんですが、とても高価で現実的ではないようだと伺っております。

今後も伊豆漁協と関係市町が連携した中で、被害実態に即した対策を定期的を実施していくことが漁場の資源安定等にもつながっておりますので、継続的な支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 岡部克仁君。

〔1番 岡部克仁君登壇〕

○1番（岡部克仁君） わかりました。何としても漁業者を守ることでも、ぜひ支援のほうをお願いしたいと思います。

続きまして、障害児童生徒の通学について、質問させていただきます。

障害児とか障害者に関しては、なかなか家族以外の方が意見するというか、話をするのは、何かちょっと言いにくい、聞きにくいことがあるんですけども、逆にその障害児をお持ちの保護者の方もなかなか人に相談しにくいというところがあるようでして、実際に重度障害のお子さんを持っている保護者の方は、地元の小中学校に通うことができなく、下田の小中学校に現在通っております。

その障害児童、下田の小中学校に通っている障害児童または生徒の数は、今、南伊豆町では何人いらっしゃいますか。お教え願います。

○議長（稲葉勝男君） 教育長。

○教育長（小澤義一君） お答えいたします。

下田小学校内にごございます東部特別支援学校伊豆下田分校に通学している町内の児童生徒数でございますが、小学生が2人、中学生1人の計3人でございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 岡部克仁君。

〔1番 岡部克仁君登壇〕

○1番（岡部克仁君） 3人のお子さんが通っていらっしゃるということですが、これは基本的に保護者の方が各自、車で送迎をしているようなのですが、大体下田まで片道30分弱の朝夕2回、2時間程度にはなりますが、この時間を送迎に費やすというよりは、家事や仕事に使ってもらってとは思いますが。

そのため、障害者の保護者ともお話ししたところ、障害児に対する支援というのが、南伊豆町ではほかの市町より大変よろしいらしくて、すごくいいんだよ、南伊豆はと。逆にそういう言葉をいただいて、大変感謝しているということです。実際に、この3名の中のうちのお1人の方かわかりませんが、障害児に対する支援が手厚いということで、ほかの市町から南伊豆に越されてきているという事例もあるそうです。これは僕も話を聞いている中で、私が何をしたわけではないですけども、大変うれしく思いました。町の関係者には、ここで改めてお礼を言いたいと思います。ありがとうございます。

それで、ただ一言、一つ、できればいいというのが、送迎をしている自分たちが送り迎えをするのではなく、福祉車両、基本的にはバスに乗って通うことができない子供たちなので、専用の福祉車両等を使っての送迎ができればと言っておりましたが、そのようなお考えはあるでしょうか、お願いします。

○議長（稲葉勝男君） 教育長。

○教育長（小澤義一君） お答えいたします。

東部特別支援学校伊豆下田分校の児童生徒の通学手段について、同校に確認いたしましたところ、西伊豆方面からの通学バス1台を借り上げ、今、運行をしているとのことでございます。これは通学する児童生徒の数に応じて対応しているとのことございまして、今後の通学者数によっては、運行経路の変更もあり得るけれども、増便は財政的な面からも難しいとのことございました。それ以外の通学手段は、当町と同じく保護者による送迎が現状のようであります。

町内からの通学者は3人でございまして、この3人の通学者は、町内に散在しているということから、通学用車両を運行させた場合、運行行程上、一番遠方の乗車者は、保護者が送迎する場合よりも早い時刻に家を出て、遅い時刻での帰宅となると、こういう結果がございまして。複数車両による送迎も車両の確保、それから財政的見地からも困難と思われまして。少しでも保護者の皆様の負担軽減となるよう、関係諸機関と協議しながら今後、よりよい方を模索していきたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 岡部克仁君。

〔1番 岡部克仁君登壇〕

○1番（岡部克仁君） この通学に関しては、三浜小学校が南中小学校と統合するに当たりバス代の補助があったりとかということがありますが、これに関しては補助とか金銭的な支援というのはあるのでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えいたします。

町単独では補助という形はないんですが、県からの補助が出るというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 岡部克仁君。

〔1番 岡部克仁君登壇〕

○1番（岡部克仁君） 中学校まで義務教育なので、中学校まではこの下田の東部支援学校下田分校ですか、そこに通うと思うんですけども、その後、やはり親御さんが心配しているのは、学校を卒業した後のことが心配なんですけれども、松崎高校ですか、そういう障害者

の通う高校があるようですけれども、それに関しては県の補助というのがそれは使えるんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） 今のすみません、議員の質問というのは、卒業後のあれということなんですか、高校へ行くに当たりということなんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律により、市町村及び都道府県が障害者及び障害児に必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業、その他の支援を行い、また児童福祉法においては都道府県が援護の実施機関となり、障害児入所施設への入所支援を行います。

また、特別支援学校中等部卒業後は、特別支援学校高等部への進学、障害児者施設への入所、在宅及び通所による障害福祉サービスの利用が考えられます。障害福祉サービスの利用に関しましては、学校、行政及びサービス事業所等の関係機関で必要な障害福祉サービスの利用に関する支援を行うとともに、町が指定する相談支援事業所が障害福祉サービスの相談事業業務を行い、障害福祉サービスの利用計画書を作成し、サービス提供事業所につないでいくこととなります。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） 岡部議員の高等部の通学支援に関してでございますが、私どものほうでの福祉サイドの支援はございません。

ただ、重度の方ですと、公共交通機関等の、手帳を所持しますと半額とか介助者も半額とか、そういうことがございますが、恐らくそういう公共交通機関、バス等は難しいのではないかなどご質問のケースの場合には。そうした場合にそういう支援というのは、私どものほうでは今のところございません。

○議長（稲葉勝男君） 岡部克仁君。

〔1番 岡部克仁君登壇〕

○1番（岡部克仁君） それと卒業後、高校もそうですけれども、何とか障害者の就労についても何か新しい方向が見出せないかと思うんですけれども、就労という面では今、町では

どのようにお考えでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） お答えいたします。

私ども当然その障害を持った子供様から今度は成人になられて、さっき町長申しました障害者総合支援法というのが法律で全て対応していきます。就労というのが非常に正直言って難しいです。高等部ですと、2年生ぐらいからインターンシップ等でいろんな行政機関等、学校の就労の担当の先生とか、下田のほうに「わ」という事業所がございまして、就労支援をやっている事業所ですけれども、そういう関係機関が協議いたしまして、どのような就労先がよろしいのかといろいろ検討を始めます。

一般論で申しますと、南伊豆町、賀茂圏域には、たまたま私も行ったんですけれども、賀茂地区の障害福祉計画というのがございまして、どの程度の障害を持った方がどの程度のサービスが必要かというのを計画を3年間を予測してやっていきます。今、就労と申しますと、南伊豆町には、就労移行支援B型という施設がございまして、ご存じかと思いますが、あしたば作業所さんが、たしか15名定員で実施されています。当然農業主体の就労継続支援なものですから、非常に身体的に重たい障害を持った方は厳しいのかなというのがありまして、要はもう一つ、生活サービスを提供するという通所ですね、希望の里にございます。

当然南伊豆の方は南伊豆でということではなくて、自分に合った事業所を選ぶことが可能なものですから、下田にはすぎのこ作業所がございまして、その希望、あとはそこに通いたいよということを最重視いたしまして、うちのほうの関係機関が対応いたしております。

しかしながら、現実的に一般企業に就職するというのはなかなか難しいというのが現実でございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 岡部克仁君。

〔1番 岡部克仁君登壇〕

○1番（岡部克仁君） わかりました。

それでは、次の質問にいきます。

ふるさと公園の整備ということで、ふるさと公園は私も何度か質問させてもらっていますが、けれども、まず親水公園ということで建物構築物が無理と言われたけれども、これは基本的にはやっぱり無理なんではないでしょうか、まずそれを教えてください。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

平成27年9月の定例会においても同様のご質問がございました。青野川親水公園内においては、構築物ができないという答弁ではなくて、河川断面内の浸水域にある公園であるため、許可も含めて施設整備は難しいので、公園に隣接する既設のトイレのご利用をお願いし、仮設テント等による代替をご提案したところであります。

その後、議員からのご指摘もございましたので、折に触れて所管する下田土木事務所の所長等にも要望しておりますので、ぜひ具体的な実現ができるような方向での施策の進め方をしていきたいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（稲葉勝男君） 岡部克仁君。

〔1番 岡部克仁君登壇〕

○1番（岡部克仁君） 先に全部言われてしまったところがあるんですけども、観光協会長が先日グラウンドゴルフで誘客をするんだと。観光の資源にするからということでお話をいただいたときには、これからは観光も桜を見たり海で遊んだりということではなくて、よく町長が言われる交流人口ですね、人が来てくれて、地元の人との触れ合いがある中での観光につなげていくという意味でグラウンドゴルフは大変大きいと思うのです。やはり9月にも申しましたけれども、熱射病、熱中症の対策であったり、温暖気象状況の中、急な雷雨等にも備えるという意味でも、どうしてもそんなにがっちりした建物というよりは、簡易的なものでいいと思うんですけども、できればと思います。ぜひこれは何とか形にさせていただきたいと思っております。

それから、同僚議員も何名か質問されることもありましたけれども、遊具の設置も同時にやってもらえたらと思います。親水公園ということでありますと、実際には、ただ親水公園でなくて浸水域ということがあったので、ちょっと僕のほうもそれをただの親水公園とばかり思っていたので、ほかの熱海市や川根本町の事例をちょっと親水公園として見たところ、熱海市のあのサンビーチも親水公園であったり、それから川根本町においては親水公園がくわのき親水公園キャンプ場というキャンプ場になっておりまして、いろいろ売店や管理棟や炊事棟、ましてやグラウンドゴルフ場までであると。その親水公園をうまく使っての観光に結びつけているというのが、熱海とたまたま川根本町、僕は見たんですけども、そういう事例があるので、何とかこれを、観光に最終的には結びつくとは思っておりますので、またぜひお願いしたいと思っております。

また、今後はできることは私も一生懸命やりたいと思いますので、土木との関係もよろしくお願ひしたいと思います。ちょっと中途半端になりましたけれども。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおりでありまして、塩尻市の草競馬、高ボッチ高原の草競馬、昨年も行ってきました。そこで、塩尻市の観光協会長でしたか、自分がゴルフ場を経営していると。ゴルフの交流をやらないかとか、やはりグラウンドゴルフの交流をやらないかとかというお話がございました。

そういう中で、今、南伊豆町もシニア層の方たちが非常にグラウンドゴルフを盛んにやっておられるわけでありまして、この方々がやはり健康を維持していくというか、いわゆる寿命と健康寿命がなるべく長くなるということは大切なことでありまして、そのような流れの中でやはりCCRCの中でも健康を標榜する町であります。ぜひそういう方向性をつくっていききたいなど。

そして、そのためにはあそこのグラウンド、いわゆる河川敷でグラウンドゴルフをやるときに、やはりいい環境をつくってあげる。いわゆるトイレがちゃんとしているとか、いわゆる日陰があるとかという部分での考え方は持っております。それについては、詳しいことはまた今、進捗的にいわゆる計画をまだ進めている段階ですけれども、建設課長から少し答弁はさせます。

そして、先ほど言われた熱海市とか川根本町のことですが、議員がご指摘のとおり、この運営については、所管する静岡県とどのような協議、許可の内容で実施されたかは、詳細ではありませんが、熱海市の事案では、静岡県がサンビーチ整備を進める中で、海岸区域に施設等を設置し、これを熱海市が管理運営していると伺っております。

また、川根本町の事案では、大井川が大きく蛇行し、川幅が数十メートルある洲だまりの場所にキャンプ場公園が整備されているようではありますが、建物等の構築物はあくまでも河川区域外に設置されているとのことであります。

本町におけるふるさと公園は河川区域内にありますので、ご指摘の2事案とは明らかに状況が異なるものと理解しておりますが、今この計画について検討を始めています。その検討内容を担当課長から答弁をさせます。

○議長（稲葉勝男君） 建設課長。

○建設課長（鈴木重光君） お答えをいたします。

今、私のほうに提案されているのは、やっぱり遊具の関係の設置と、あとはグラウンドゴルフ用の日よけ設置について私のほうに要望があることは理解しております。それで、検討しています。絵を描いていきたいと思っています。それで土木のほうで協議をして、承諾を得て、予算化をして、設置の方向でいきたいという方向で今進んでおります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 岡部克仁君。

〔1番 岡部克仁君登壇〕

○1番（岡部克仁君） ありがとうございます。大変頼もしく感じました。ぜひ高齢者を初め、グラウンドゴルフだけでなく、あそこは週末にサッカーをやったり、夜もそうですけれども、いろんな方が交流をしたりする町の今、中心的なスポットになっていると思いますので、ぜひ前向きに進めてもらって、一日も早く完成ができればと思います。

今日はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君） 岡部克仁君の質問を終わります。

ここで2時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（稲葉勝男君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） それでは、通告に従いまして、私は南伊豆住民と日本共産党を代表して、一般質問を行います。

通告の第1番目は、地域経済の振興と中小企業振興基本条例についてであります。

この間、さまざまな施策、今日は施政方針で細かなことまで報告がされました。同時に、これ南伊豆町を取り巻く環境というのは、日本全体で例外なく不況が長引いていて、現在ではアベノミクスの政策、これが声高に言われておりますけれども、賀詞交歓会を初めとした挨拶では、地方にはアベノミクスの波及効果はないという、実感できないという、そういう声がある中であります。

町民の皆さんのところを回ってみますと、事は本当に深刻です。今まで頑張って小・零細企業、事業をやっていたけれども、本当に仕事がない。どうやってつないでいこうか、そういう状況があります。

まず、ここにも冒頭にも書きましたけれども、今日は施政方針でアベノミクス、安倍政権の政策について、20年余り続いたデフレの脱却に向けた経済再生の実績、100万人超える雇用の創出、19年ぶりの高い賃上げ、有効求人倍率の上昇ということが、いわゆる総理大臣の年頭所感あるいは同1月4日の年頭記者会見のことが述べられておりますが、改めて現在でもこの認識に変わりはないのかということ。もう一つは、こうしたもとの首相は、消費税、現状から10%への増税について延期はないということをおっしゃられます。アベノミクスに対する認識と町民の実情をどう捉えているか。そして、消費税10%に対して町全体をつかさどる町長としては、どのように捉えているのか、お答えをさせていただきますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

アベノミクスに対する考え方というのは、いささかも変わっておりません。

ただ、心配なのは、共産党の皆さんが国会の開会式に出席をされたこと。憲法の天皇制に対する是認かなど、このようにも思っているわけであります。大分変られてきたこと、ちょっと心配をしております、その辺を。

そのことはそれでおきまして、2017年4月から消費税10%の引き上げが予定されております。また、平成28年度税制改革大綱においては、増税に納める軽減税率制度についても生鮮食品に加工食品を加えた食料品全般とするなど、その対象範囲も確定されたところであります。

しかし、景気の動向が見えない現時点において、果たして増税となるのかは、不確定な状況にあると認識しております。さらに、軽減税率8%を適用する中、年間で約1兆円の税収

減が見込まれ、総合合算制度の見送りで確保できるとする4,000億円以外の財源のめどが立っておらず、消費税増税後に予定する子育てや介護などのほか、社会保障財源が不足するとも言われております。

昨年6月、政府はプライマリーバランスを2020年までに黒字化する目標を閣議決定しておりますが、この時点では軽減税率の導入は織り込まれておらず、この目標についても懐疑的と言わざるを得ません。

本町においては、年金受給者の比率が高く、消費税の増税は家庭に直結いたしますが、一方社会保障制度の財源確保となるものでありますから、高齢化が急速に進む我が国の将来的な展望においては、必須とも考えられます。

町の財政面においては、新年度予算に地方消費税交付金として、1億5,500万円が見込みましたが、2017年度以降は、地方消費税率の引き上げも予定されており、精算基準の見直しに伴う交付金の増税なども想定されているところであり、今後の動向を注目してまいりたいと思います。

さらに、参議院選挙が予定されておるわけですが、共産党さんが野党連合に入るよというような形の中でいろいろ施策を進められているということも聞いております。いわゆる方向が変わってきたのかなと、少し喜んでいる次第です。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 質問以外の質問に関しては、指示を、注意をしていただきたいというふうに思います。

今、アベノミクスの質問をしましたが、現状は、昨年の安保法制、憲法違反の法律を国会で強行採決したということで、これ立憲主義を覆す事態だということ。また、緊急事態条項ということで、かつてナチス・ドイツがたどった道を、これを歩み始めるのではないかと、そういう危機的な状況に今、日本の国政があるという、そういう中での共産党が野党と協力しての対応であります。国民の中にそれが広がっています。

議長、いいですか。私の質問は、アベノミクスに対して、そういう今答弁をしましたが、日銀が金利をマイナス金利にしたということで、アベノミクスは破綻して、日本の近代経済学者もこれは日本だけではなくて、もう諸外国の見方がそうであります。いわゆるその根底には、消費が低迷をして、伸びていないと、一貫して伸びていない。この根本には、実質賃

金が伸びていない。安倍内閣は、第1次安倍内閣、12年の発足時よりも14年、15年と消費動向が減っていると。一方で、あのアメリカでさえ実質賃金比率というのは、いわゆる1995年と現在とを比べると200%、フランスでも220、そういう数字であります。

経済学者が指摘しているのは、原油安がなっていて、消費税3%への、8%までの3%の増税よりも、景気観があるにもかかわらずこれが波及していない、これを深刻な事態というふうに捉えているんですね。

そういうもとで、経済議論の認識は先ほどのご答弁でいいんですが、いいというか、それだけを議論していても始まらないので、では、どうするかということで、町長はCCPとかいろいろやっておりますが、一方でTPPが進行してきて、直近の報道でもその影響について報道がされました。静岡県と農協等では若干認識の差があったようですが、これについては、影響についてはどのように認識をされているか、ご答弁いただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

何か南伊豆町議会なのかな、国会なのかな、質問がというようなちょっと気がいたしました。非常に地方自治の首長が、そのことを答えるべきものなのかなという気が非常にいたしております。

TPPの影響に関する認識ということでございますが、一般論としてこれは述べざるを得ないということでご認識いただきたい。本来なら、これは国会で安倍首相なり担当大臣に質問をされて、その影響とか認識に関する質問をされるのが本来の形じゃないかなと。地方議会で首長がただ認識を言うだけの話であるなら、余り効果がないのではないかなと、このように思います。

ただ、お答えはいたします。

環太平洋経済連携協定、TPPについては、先般参加12カ国による協定文の署名が行われ、今後、国内手続が本格化されるほか、協定発効により国内総生産で世界の4位を占める巨大経済圏がアジア太平洋地域に生まれる道筋がついたとの報道を目にいたしました。

TPPに関する交渉については、2010年3月に始まり、日本は2013年7月から参加したものでありますが、各国の利害が対立し、交渉は難航をきわめた中で、5年半に及ぶ交渉の成果とも言えます。

日本国内の状況から見て、TPPに対するメリット、デメリットについては、これまで多

くの識者、専門家などにより議論がされてまいりましたが、個人的には厳しい選択の中で合意まで至らないのではないかと感じておりました。

世界第2位の経済大国日本がなぜ3位に落ちたのか。過去20年間の中で日本だけが経済成長から取り残されたという事実をどう分析するのかといった新聞社説などからも、経済界における期待の大きさがうかがえるところであります。

我が国では、とりわけ農業部門での課題が多いとされ、農作物が売れないため、生産者が減少し、国内自給率がさらに低下するという負のスパイラルも懸念される中、全国の農業法人へのアンケートなどでは、これを契機に、農産物の輸出がふえるとの予想もされているところであります。関税の撤廃は、消費者に歓迎されるという側面も持ち合わせておりますので、いずれも最大の国益をもたらし、万人にご承認をいただけるのか、これからまだまだ予断を許さない状況にあるのではないかと考えられます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） TPPは、まさに地方末端の国民の生活にも影響があるということで新聞でも報道されて、県も試算をする、JA静岡中央会もこれを試算して、この間記者発表しております。県の試算では、農産物に関しては15.8億円、JA静岡中央会では、これ厳しく見て256億円というふうになっております。

TPPそのものは、本当に末端でも議論して、この影響というのをまさに国政ではなくて、いわゆる日本の国民の生活の隅々に外資が入ってくるという、そういうことなもので、しっかりと捉え、まともな首長は捉える姿勢を示しておりますが。

一見TPPが農業分野において大きな影響を与えるということは広がっておりますが、実質的には国民の生活の隅々にわたる規制改革、もっと端的にいうと、国民生活を守ってきたさまざまな規制が緩和されて、アメリカの多国籍企業、括弧してそこに便乗する日本の多国籍企業も含めて、日本を含む環太平洋で自由にお金もうけできる仕組みがつくられるという、この仕組みの最終的な中身であるということを指摘している動きもあります。

これは先ほど自治体に言及しましたけれども、現状ではそこまで明かされておりませんが、自治体の契約にも入ってくる可能性があるということは、念頭に置いておいてもいいと思うんですね。

私が今回この質問、地域経済の振興、中小企業振興基本条例の提案をするのは、これまで

まちづくりの提案をさまざましてまいりました。梅本町政もさまざま地熱開発とかC C R Cとかやっておられます。同時に私、末端の住民の皆さんと見て、あるいは先進自治体の例をかいま見る中で、いわゆる中小企業基本条例、これをしっかりと制定することで、これは平成26年に、おととしに6月に小規模企業振興基本法（小規模基本法）というのが制定をされました。

この背景には、小規模企業は人口減少、高齢化、海外との競争の激化等我が国経済の構造的変化に直面。他方、日本全国に景気の好循環を浸透させ、地方に強靱で自律的な経済構築するためにも雇用を支え、新たな事業に細かく対応できる小規模事業者の役割が重要です。

平成25年に改正した中小企業基本法では、小規模企業に対する中小企業施策の方針を位置づけたが、今回さらにこれ一步進めて、これを制定、策定するという一方で、よりきめ細かに国も位置づけをして、自治体が先頭になって小規模事業者、中小から零細、賀茂郡下では零細企業が多いわけですが、そういう法律が制定されているんですね。

中小企業振興条例といいますけれども、町によって、例えば昨年12月、行政報告で言われた杉並との交流自治体との会合で、北海道の名寄の近くの下川町というところに行ったそうですが、下川町は、中小企業振興基本条例ということであります。この町は、規模そのものはもう600平方キロあるのかな。それでも中心部はいわゆるコンパクトにまとまっているということで、エコエネルギーをやって、木質バイオマスをやっているそうですが、財政力指数は13%です。人口は約4,000、こういうところでも中小企業基本条例を策定して、自治体の零細小企業、これの援助を格段の割合、利子補給とかそういうことではなくて、事業資金の貸し付けでは2,500万とかという規模で進めているということ。

もう一つの例は、飯豊町、山形県の米坂線ですか、米沢から新潟に抜ける鉄道沿いの幹線から外れたところの町ですが、ここは人口は約8,000、南伊豆町よりちょっと少ない状態で、財政力指数は18%です。ここの中小企業振興条例は、上限1億円を含めた融資をしていると。財政力指数は18%ですが、法人税の割合は3,252万上がっていると。

ちなみに、南伊豆町のデータでいうと、25年の割合で、25年度ですね、同じ年度で法人税割の、法人税は983万ですから、思い切った中小零細の事業者の支援をしていくこと、このことが今アベノミクスでいろいろ認識や判断はあってもやむを得ないと思うんですけれども、現場の実態を上げていくために、そういう条例を制定をしていく必要があるのではないかと。

小規模支援法に関しての点では、これも商工会及び商工会議所が小規模事業者支援に関する法律で改正された中身では、一般社団法人や一般財団法人、またはNPOの場合も、中小

企業者とみなして中小企業信用保険法を適用する、こうして支援をしていくと。製造業や建設業だけではなくて、さまざまな業種で地域の活性化に寄与しているところにしっかりとした支援をしていく、これは国が気づいて一方では計算書でこういうことをやっているんですね。

これは法律は26年に新しくできたものと、振興基本法は新しくできて、支援法は改正をして、これを膨らませております。新たに業を起こす者を含めてしっかりと支援をした体系をつくって、この半島先端の地域でもしっかりと雇用をつくっていく、そういう環境をつくるべきではないかというふうに思いますが、この点のご認識はいかがですか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

まともな首長でないから、まともな答弁ができるかどうかわかりませんが、実際、今、南伊豆町は雇用の促進とかいろいろなことを考えて、いろいろな事業をやっているつもりであります。

また、中小企業振興基本条例の制定に関する問題ですが、全国の多くの自治体で中小企業振興基本条例が制定されております。本来、この中小企業と言っていいんだらうかと、制定されている自治体の。中小企業というのは、それなりの企業体の形を持ったものであろうと、私は認識しております。それで、議員もおっしゃったように、零細という部分が強いのかなという感じはしております。

そのことはさておきまして、その多くが長引く景気の低迷により衰退の危機にある地域経済を中小企業振興は内発型産業振興により活性化させるという自治体としての取り組み、姿勢について意思表示したものであります。

今、取り組みとしては、内陸フロンティアの流れの中で差田にある企業が進出してくるという話も進んでおります。今後急激な少子化・高齢化の進行に伴う財政収入の激減期を迎えるに当たり、地域産業の空洞化等がもたらす自治体の財政破綻という最悪のシナリオを回避し、将来を見据えた基本条例を制定する中で、中小企業を軸とした産業振興を進めることが求められているからにほかなりません。

本町では、これまで企業誘致や利子補給等の支援に関する条例整備を進めてまいりましたが、今後も商工会を中心とし、産業団体等との連携を図りながら、条例制定に向けた検討などを進めてまいりたいと考えております。

先ほど言ったように、内陸フロンティアの形の中で1企業が、これは確かに中小企業と言っていいような企業が進出してくるわけでありまして、さらに後追いするような企業が出てくることを期待しているところであります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 言葉上は、あえて中小企業ということであるんですが、零細や個人事業主が多い状態が実態であります。それを踏まえて、こうしたところで単に内陸フロンティアで来てくれる一般の中小企業は、否定はもちろんしませんし、歓迎いたしますけれども、同時に頑張っている町内の事業者、零細個人事業者にしても、あるいは団体にしても、そういうところにしっかりと応援していくという姿勢、これをしっかりと確立すべきではないかというふうに思うんです。

南伊豆町や賀茂郡下は、非常に製造業が少ないんですが、歴史的に海上交通がかつて発達して、陸路がなかったというのがあります。縦貫道が接合していて、縦貫道も目鼻がだんだんついてくるという中で、いわゆるしっかりと今だからこそ半島先端で産業あるいは凝固していく、そして最大の消費地である首都圏にも出ていく、そういう環境というのは見えつつある。あるいは東京オリンピックを4年後に控えていると。

こういう中でやはりなぜ下川町とか飯豊町の例を出したかということ、財政力はうんと少ないんですね。20%以下のところでも、そういう気概を持って、我々も日常不便なところですけども、そういう不便なところでもやっているということで、ぜひこの点は先ほど商工会と連携をしてということでありましたけれども、検討していつて備えていただきたいというふうに思います。

あわせてこの質問では、公契約基本条例の制定で、町内業者の育成ということがありましたが、要は仕事がなく、公共事業をとるにもたたき合いが行われております。この間もいろいろ出ていましたけれども、公共事業の現場で働く者の賃金の最低基準をしっかりと条例によって保障すると。

国際的には、ILOで1960年代ですね、この条例が採択してありますけれども、日本ではこれが批准されていないと。公契約条例に関しては、これはしっかりとこれもあわせてやるべきではないかというふうに思いますが、これに対するご認識はいかがですか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

公契約条例は、国や地方自治体が発注する業務で働く労働者の官製ワーキングプアの解消を目指し、国の最低賃金法に基づいて規定されている最低賃金よりも高い賃金の支払いを事業者に義務づける条例であります。

平成26年6月には、公共事業の基本となる公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法を中心に密接に関係する公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、入契法及び建設業法も一体として改正されました。いわゆる担い手三法という法律だそうでございます。

この改正内容は、公共工事の品質確保とその中期的な担い手の確保や、ダンピング受注の防止であり、発注者の責務と歩切りを根絶し、事業者に適正な利潤が確保されるよう、最新の積算単価を適用し、市場における取引価格や施工の実態等を的確に反映した適正な予定価格を設定することとしており、当町においては、総合評価方式の導入や低入札価格調査制度並びに最低制限価格制度の適切な活用により実施しております。

また、平成24年度以降、これまでに3度の公共工事設計、労務単価の引き上げが行われ、平成26年2月までに全国平均で28.5%上昇し、本年2月においても全国平均で4.9%ほど上昇しておりますので、現在の賃金水準は、低賃金状態とは考えにくい状況にあります。

このようなことから、条例を制定する当初の目的は達成されていると考え、早急な公契約条例の制定は必要はないと考えておりますが、大企業等における入札などで主流となる総合評価方式による一般競争入札の落札決定基準として、企業等の使用者が、最低賃金を上回る賃金額を支払っているか否かの判断規定等については今後検討してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ご答弁いただきましたけれども、現場を見ている担当の課長、中小企業基本条例あるいは公契約条例に関しては、改めてどのようにご認識されているか、お聞かせいただいてよろしいですか、課長さん。

○議長（稲葉勝男君） 建設課長。

○建設課長（鈴木重光君） お答えいたします。

今、町長が答弁したとおりで、特別低賃金での受注をしているという認識はございません。
以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） そういうことをしっかりと位置づけて、不測の事態がないようにしている自治体もふえてきているということと、先ほど話したようにILOでは、これがきちんと議決をされると。日本政府は批准していないということなので、そういったところは見ただ上で、ぜひご認識をしていただきたいと。

改めて、この項の質問のおさらいですけれども、議論はありましたけれども、ご答弁、担当課長さんとか書かれていて、中小企業基本条例、商工会等々ぜひご検討していただいて、この町の小規模零細事業者、現状でも大変なんですけど、これを維持して、さらに発展させていく、その方向は現場でしっかりと守っていただきたいと。まだ発展させる余地があるということをおっしゃっているもので、その道筋に関してバックアップをしっかりとつくっていただきたいということを述べて、次の項にいきたいと思います。

子育て支援の問題です。

これは繰り返しでありますけど、CCRCの構想の中で、全員協議会でも配られた書類の中でも子育て支援等々もちろんあわせて出ているんですが、西伊豆町が保育料無料という驚きの公表をしました。完全無料化ということでありまして。私も保育料の軽減という提案はしたんですが、随分思い切った提案だなと。

背景、どういうものかなというものもありますけれども、西伊豆町は賀茂村と合併した当初は1万1,000人を超えて、南伊豆町よりも大きい、賀茂郡の町では一番大きい自治体、東伊豆に次いだ自治体になったんですが、残念ながら人口減少率が激しくて、この2月1日の統計でも南伊豆町よりも200人ぐらい下回っているというような状態なんです。

こういう施策が出てくるのは、切実な要求なのかなというふうに思いますが、他山の石として、この地域は保育の問題を提案する際に、毎回、かつてから各地域に保育所を設置して、半猟半漁の労働を支える、そういう保育の人材も培ってきたことが、鉄路から離れているところでも人口を維持してきたという話をしてきましたけれども、思い切った保育料の軽減についてはお考えはあるかどうか、この点をお聞かせいただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

平成24年、子育てしやすい環境を地域や社会全体で支援し、構築することを目的とした子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年から施行された子ども・子育て支援制度では、子供の幼児期の学校教育、保育の一体的な提供、保育の量的拡大・拡充、家庭における養育支援等を総合的に支援するため、本町においても平成27年度から平成31年度を計画期間とする南伊豆町子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。

当該計画においては、使用料の軽減策として、こども園の使用料の軽減、低所得者への経済的負担の軽減、住民税非課税世帯のひとり親家庭における認定こども園使用料の無料化など継続実施することとしております。

なお、各種軽減策の取り組みといたしましては、平成27年度から年齢制限を設けた中で、第2子の半額、第3子以降の無料化を導入してまいりましたが、平成28年度からは低所得者世帯における年齢制限の撤廃により、さらなる負担軽減を目指しております。完全な無料化というところまでは非常に難しい、財政的なこととかいろいろ考えて難しいとは思いますが、さらなる負担軽減、いわゆる高額所得者とか低所得者とかいろいろあるかと思えます。そういうことを勘案しながらの負担軽減、子育て支援をしていくという、これは考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ぜひ西伊豆町のような思い切った施策を、安心して子育てができるということを打ち出して、この地に若い方々が定住できる環境を。もちろん、先ほどの中小企業基本条例等々は、しっかりとした安定した雇用があってこそその生活でありますので。

2つ目は、低家賃住宅の提供、家賃補助の考え、これはやはり若い世代、非正規雇用、臨時、パート、そういう労働形態が今国民、若い世代も4割以上になっていると。この地域も例外ではありません。こうした中でやはり家賃の問題に関しては非常に重要であります。この点での施策は考えられておるかどうか、その点をご答弁いただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

現在、低家賃住宅として町営住宅が設置され、34世帯が入居しております。入居者の状況

では、単身、老夫婦、若者家族世帯等さまざまで、家賃では最も高い家賃の世帯が3万1,100円、最も低い世帯で1,500円となっており、このうち子育て世帯では15世帯が入居されています。町営住宅は、公営住宅法に基づいたもので、福祉的な支援住宅として高齢者向きのものとなっているため、収入等の条件面で子育て世帯が入居できないケースも多々あることから、今後、公営住宅法に基づく既存住宅とは別に、子育て世帯向けの住宅整備が求められているところであります。

一方で、このよう新たな施設整備は、厳しい町財政をさらに逼迫させることにもなり、子育て支援という町の最重要課題との両立に苦慮しているところではございます。

今後、このような課題解決に取り組む中で、民間借家の家賃補填等による支援策なども検討し、増加する空き家対策とも絡めながら、子育て支援体制の充実に努めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 現在でも出されている長野県の下條村ですね、特殊合計出生率が非常に高い町で有名になった町ですけれども、そこは公営住宅法によらない若者定住住宅をつくって、そして、今でも、若干減ってはいるけれども4,000人の人口を維持しているという状況があるんですね。

この財政の問題と全体どうするんだ。私は、将来を担う若者の定住策は、しっかりと財政がかかってもやるべきだと。現在の町営住宅をつくったのは、かなり前です。20年近く前です。やはり思い切って、今日そういうものを整備をして、定住促進をすることは、極めて重要ではないかというふうに思うんですね。繰り返し言いますが、伊豆縦貫道の貫通がいわゆるまだ秒読みではないですけれども、目鼻はついてくる。そういう中でやはり先を見越した施策をしっかりと、この地で育つ子供たちにも、いわゆる将来展望をきちんと明るくしてやると、そういう点での財政支出をなぜちゅうちょするものかということ。ここはぜひ全体で、担当も含めて考えていただきたいというふうに思います。

3つ目の病児保育の実施、病気のときの保育環境は充実していると思うんですが、改めて病児保育に関しては、これは実施している自治体がまだ少ないんですけれども、伊豆半島の函南町だったですかね、これに関してご認識をお伺いします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

南伊豆町子ども・子育て支援事業計画においても多様な保育サービスの充実に努めることとされ、ニーズ調査の結果においても、およそ1日3人の利用量が見込まれていますので、病児・病後児保育事業についても、その実施について検討をするとされております。

しかしながら、病児・病後児保育事業を実施するには、国の定める病児保育事業実施要領により看護師等と保育士の職員配置が必要となりますので、現状においては事業導入できておりません。

このような中、平成27年12月、厚生労働省児童家庭局長通知により、看護師等と保育士の常駐要件については、利用児童が見込まれる場合には、近接病院等から看護師等及び保育士が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば常駐を要件としないなどの柔軟な対応が可能となりました。

今後においては、医療機関との連携など課題も多く、さらなる検討を要しますので、先進事例等を参考にしながら、導入に向けて調査研究をしてみたい、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 続いて、学童保育に関して、学童は南中小でやり始めて久しいですがけれども、学校単位でやることは検討されているかどうか。

○議長（稲葉勝男君） 教育長。

○教育長（小澤義一君） お答えいたします。

学童保育につきましては、現在、議員ご指摘のように、南中小学校の空き教室においてNPO法人「風楽」に業務委託し、放課後児童クラブとして放課後等に子供たちが安全に過ごせる居場所を確保し、子育て家庭の保護者の方々が安心して働ける環境づくり、これを実施しております。

利用状況では、通常時は1日30人程度で、長期休業時には70人程度の子供たちを預かっているところでございます。遠方からの子供たちにつきましては、委託事業者がそれぞれの学校から現在、南中小学校まで送迎を実施しております。

それで、今後の利用人数によっては、他の学区への拡充も視野に入れて検討することも当

然必要となつてまいります、委託業者側の受け入れ態勢等の現状もございまして、これらも踏まえ、幾つかの課題はあろうかと考えております。

いずれにいたしましても、今後も子育てしやすい環境の整備に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 学童保育に関しては、委託業者の話が出ましたけれども、ぜひそういう団体も育てる、あるいはつくることも含めて、ぜひいわゆる学区ごとにつくる話が出ているのは、もう当然当事者ご承知であると思うんですね。親が移動できるのであれば何も、またその往復の時間も東小から中小でも往復30分かかりますので、そういう時間を下校の際に割くということは、あるいは効果のほどもいろいろいかほどもあろうと思うので、就労の体系等を含めて、いわゆる子育てあるいは合計特殊出生率の問題で、この間、正規雇用が多い地域では合計特殊出生率が高いんですね。つい1週間くらい前、1週間以内に出された統計でも静岡県では、長泉とか清水町とか高い。もちろん企業が集まっているということもありますけれども、地元の企業であっても、中小企業であっても、正規の雇用があるところでは安心していただけるということ。それと、先ほどの学童はそれを補完する重要なことであって、パートでも自営でも、その時間を割くということが厳しい今の地理的環境の中で生活する自営の方々を守る上でも、非常に重要だというふうに思うんですね。

この点でちょっと聞いておきたいのは、定数、こども園ですね、保育園は定数はしっかりしているんですが、いわゆる入りたくても入れないとか、入所基準に関してはどのようにやっているのか。例えば求職中であるけれども、なかなか仕事が見つからないでいるときに、いわゆる就労証明がないと保育所に預けられないとか、そういう実態は生じていないか。きちんと入所希望者の希望はかなえられているのか。その点、把握していればお答えしていただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） お答えします。

現在、認定こども園、2園ございまして、基本的に待機という状態の方はいらっしゃらないと認識しております。担当のほうからそう伺っております。

今、非常に細かなご質問になることになると思います。例えば育児休業中はどうするのか

とか、ちょっと新聞で騒がれましたけれども、その対応については私どもはルールを持ってやっております。当然保育に欠けないお子様につきましては、認定こども園の1号、つまり昔でいうと幼稚園というくくりですけれども、そちらのほうに入所していただくと。2号、3号、3歳以上、3歳未満児については、当然オールフリーというわけにはいきませんので、ルールを持って入所決定をさせていただいております。

今、ちょっと細かな質問で、例えば就労していないんだと。しかしながら、もう求職しているよと。職を探している段階ですよということでは、ちょっと正確なことは控えさせてというかわかりませんので、申しわけございません。何らかの猶予期間というのは、一概にだめと、就労証明を持っていなければすぐはだめだというようなことではなくて、1回雇用契約が切られてしまったと。今、求職している段階であれば、ある程度の猶予期間というのは設定しているというふうに考えております。すみません、ちょっとこれは後で詳しく調べてご報告させていただきます、すみません。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） これに関して、万が一そういうことがないように、柔軟な対応で、この町の若い世代をしっかりと援助をしていっていただきたいということであります。

最後は、石廊崎ジャングルパーク跡地利用計画と観光政策ということであります。

これは行政報告でもされましたけれども、私、細かな何をするかとかというのは全員協議会でも出されて、委員会でもやろうとは思いますが、長い懸案の石廊崎の問題が、いよいよこれをどうしていくかということになってきているわけですけれども、行政報告では、石廊崎区の取り組みですね、担って運営をするという、そういう話が出ているようでありますけれども、全体の、町長も議員の時代にたくさん議会でも質問して、石廊崎は南伊豆町だけでなく伊豆全体だということをおっしゃっていただきましたけれども、どういう戦略的な取り組みをして、戦術的にはどのようなことをお考えされているのか、この点をお聞かせいただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

石廊崎ジャングルパーク跡地の利活用については、昨年12月22日付をもって、石廊崎区の住民合意に基づき要望書が提出され、同跡地敷地内の維持管理、施設運営を石廊崎が担いた

いとした趣旨のものであります。

町では、継続的かつ安定的な施設の運営と地元石廊崎区にご賛同いただける事業者選定等に苦慮しておりますので、同区のご判断に後押しをしていただいた形となっております。

また、本年1月19日には、同地区による経営のために灯台周辺に100台規模の駐車場が必要となる旨の追加要望もいただいたところであります。

今後、石廊崎を基点としたにぎわいの創造に向け、既存施設の解体や造成、道路・駐車場整備といった現地整備を順次進めてまいります。相当な事業量が想定されております。このため、平成27年度末には設計事業者を選定し、一部前倒しが可能な進入路等の整備について28年度中に着手してまいりたいと考えております。

施政方針でも述べましたが、名勝石廊崎を基点とした観光再生は、半島振興の礎であること自明の理でございますので、引き続き総力を挙げて取り組んでまいります。

どちらにしても、石廊崎が自立していける形、いわゆる行政がそこへ財政支援をしなくても運営できるような形態というものを模索していきたい。

よくこれお話しするんですけれども、台湾へ行ったときに、野柳ジオパーク公園があります。ここも入園料を取っている。そして、北海道では、知床の自然公園がやはり入園料を取って自然保護をしている。景観を保護するとかそういうことに関して、やはりそういう形での保護体制、いわゆる維持が私はベターなのではないかなと思っております。無尽蔵に税金をそこへつぎ込むというのは、余り形としてはよくない。やはり景観は国民全員のものでありますが、やはりそれを楽しむというか、景観に癒やされる人たちがそれなりの相応の負担をしていただくということが必要かなと思っております。例えば、桜まつりの湯けむりにおける駐車場の協力金ですか、これに関しましても、やはりそういう観点から進めているものであります。そういう形で、今後、石廊崎を開発していきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 質問の趣旨は、いわゆる石廊崎が南伊豆町だけではなくて、伊豆半島のシンボルだと。伊豆観光のシンボルだということでの戦略的な構想がどういうところにあるかということと戦術的なことを、戦略的なことを余りお話にならなかったんですけれども、もちろん独立採算とかそれはそれでいいんですが、今のみなみの桜のまつりも言及され

ましたけれども、非常にお客さん、率直に言って少ない。道の駅には入っているけれども、ほかの駐車場はばらばらだと。桜まつりのいわゆる交流客のデータもありますけれども、おとしは2月の第1週、第2週と大雪が天城で降って、3日間週末が通行どめになるような状態で激減したんですが、それ以降も減り続けていると。料金取るとかそういう考え方はそれぞれでありますから、要はお客さんが来なければ話にならないと。

私は、それは置いておいて、それは後の考察になると思うんですが、石廊崎の問題に関しては、長いことは岩田町政のときに事を発してからこう来ているんですが、いよいよあそこも多額の予算を導入してやるということになります。いわゆる静岡県を美しい伊豆創造センターとか会議をやられておりますよね。そういうところでは、石廊崎に関して南伊豆の町長として梅本町長は、どのような提案、あるいは県や他町村自治体に対して戦略的な構想を、そういうことを、あるいはやられているのかやられていないのか、今後やられるのか、その点をぜひ聞かせていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

具体的にはまだ美しい伊豆創造センターなどで石廊崎のことについて申し述べてはおりません。

ただ、全ての首長さんたちは、石廊崎は重要な観光拠点であると。まず石廊崎にお客を呼びたいということは言うております。これは今般の施政方針でも説明したとおり、予算編成方針でも説明したとおり、非常に予算がかかります、開発していくのに5億ものお金が必要になります。それに対して町の単独では難しい。やはり過疎債等を利用していかざるを得ない。観光整備事業とか、そういうものを利用していかざるを得ない。

これに対して、やはり県の対応というものがございます。これに対してやはり各首長さんたちのご理解を願いたい。例えば県の理解が薄い、県に協力的な部分が、例えば県のほうでちょっと難しいという話があったときには、各首長さんたちにお願いしながら、県へ説得するとか、そういう方向性は今考えてはおります。どちらにしても非常に重要な問題であると。

ただ、この問題が起こったのは、私は岩田町政だというような認識はしておりません、次の時代の町政から問題が起こってきたというように私は認識しております。そしてまた、議会の質問においても、そういう認識を私は指摘しておりますもので、一応そのようなことで、今後はここをすばらしい観光地、町民一丸となり、そして議会が一丸となり進めていっ

ていただきたい、このように感じております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 岩崎産業が閉園に至ったのは平成15年9月なんだよね。その前に買い取りだ何だという話をしていたのは、岩田町政のときで、ご認識をお忘れになったのかもしれないけれども、いいです、過去のことは。そういうことでやり合うつもりは全くないので、経過の認識はしっかり歴史に刻まれているので、会議録にあるのですよ、そんなことはいいんですよ。

首長であれば、いわゆる石廊崎のめどがついてきたら、どういう構想でやるかぐらいの構想を県議会や県あるいは杉並区とか交流、いわゆる横浜の施設もここにあるわけですよ。大きな人口を抱えているところに。そういうところに内輪でやっていないで、堂々と南伊豆町長として南伊豆をアピールしてきて、こういうふうになったと。お金がかかるのは最初からわかっていることで、それでもぎりぎりにおさめるように用地買収だ何だでも全員協議会で繰り返しやってきたわけで、南伊豆の町長の代表としてのプレゼンが問われるんですよ。それが戦略で、それが余りないというのがよくわかったので、ぜひこれはこれから深めていただきたいというふうに思います。

私、先ほど質問に対して答弁で、私が質問していないことに対して共産党云々とやられましたけれども、日本共産党は、住民の一番大変なところに心を寄せてやるということで、私も議会に出てから、いわゆる高齢化比率が県下で一番高い町で、福祉の施策充実から、合併問題では約10年、事を経過して町を残す取り組みをしていくと。ようやくまちおこしだ産業振興だとやってきたのは、このたかが5年ぐらいですよ。本当はもっと力を、合併のほうに力を注ぐのではなくて、この町を光らせていきたいと。やがて縦貫道が通ってくるときに。まだ時間ありますか。

○議長（稲葉勝男君） 時間、あと10秒。

○11番（横嶋隆二君） そのために力を尽くして、やってきて、誠実な答弁をぜひしていただきたい。

時間来たんで終わります。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時15分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいま健康福祉課長のほうから、先ほどの横嶋議員に対する答弁で追加で説明したいということがあるものですから、許可いたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） 申しわけございません。

先ほど、横嶋議員からのご質問で1点未回答でございましたので、改めて回答させていただきます。

横嶋議員からの求職等をされた場合の入所の延長等猶予期間はあるのかというご質問でございましたが、求職等の場合、3カ月後の月末まで、要は措置解除をせずに猶予ということで対応させていただいております。

以上でございます。

◇ 渡 邊 哲 君

○議長（稲葉勝男君） それでは、2番議員、渡辺哲君の質問を許可します。

渡邊哲君。

〔2番 渡邊 哲君登壇〕

○2番（渡邊 哲君） 通告書に従いまして一般質問を行います。

まず最初に、下田メディカルセンターのことについて、メディカルセンターの現状と、それから町長の認識についてお伺いをいたします。

ちょっと待ってください、町長。その前に言うことが。まだ。

下田メディカルセンターに対しては、平成24年5月に開業いたしまして、地域の中核病院として、また伊豆半島南部の救急病院として、私たち特に南伊豆町、下田市の住民の期待を背負って開業されたわけでございますが、どうも100%とはいかないまでも、これ、果たし

て住民のその期待に沿えているのか、そういう気持ちがいましてし、またそういう声も聞くわけでございます。先ほども言いましたが、その件について、現状と町長の認識をお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

下田メディカルセンターは、内科、整形外科、小児科、皮膚科、婦人科など15科、現在は16科を要望し、常勤医師10名のスタッフをもとに、最新の高機能医療機器をそろえた賀茂圏域唯一の公立の中核病院として、平成25年5月に開院いたしました。24年と言われました、25年。そして、平成25年10月には、回復病棟として運用も開始されたことから、現在では急性期2病棟101床、回復期1病棟49床及び感染症4床の全154床が稼働しております。

平成24年から平成26年までの3年間の実績としましては、入院患者数、外来患者数ともに伸びていると報告を受けております。

今後も賀茂圏域唯一の公立病院として、町民のニーズに的確に応えられるよう、診療体制の確立、医療の質や二次救急の機能の充実、常勤麻酔医の確保等を図るべく組合管理者には働きかけております。

先ほど議員がおっしゃったいろいろな話が私の耳にも入っております。そして、また現実の問題として南伊豆町の人たちが今井浜病院へ何人も行っているという現実も聞いております。これは非常にゆゆしき問題だなと私は思っております。

開院当初、少し南伊豆から行っているという話ならまだわかるわけですがけれども、この中核病院として、第2次救急病院として賀茂圏域の公的病院としてつくったこの下田メディカルセンターに皆さんが、行かない人たちが大分いる、今井浜病院へ行く。このことは何でこのような形になったんだろうと、常々反省しなければいけないなど。

そして、またこの問題をどのように解決していったらいいのかということも常々感じております。特にこのことによって南伊豆町は、非常に厳しい状況の中に医療体制が追い込まれたといいますのは、例えば伊浜地区の人たちが共立湊病院があった場合は、1時間程度で病院に行けたのが、それが下田にかわっても、もう少しの時間。ちょっと時間が延びたなどという程度で済むわけでありますが、これは今井浜ということになると、約2時間とか2時間半とかかからなければいけない。医療体制的に南伊豆町にとっては余りいい状況じゃないなど感じております。

このことに関しては、やはり議会としても、我々当局としても反省すべき点があるかと思えます。

今後も、先ほど言いましたように、今、指定管理者であります下田メディカルセンターに対しては、診療体制の確立をちゃんとしなさいとか、医療の質や2次救急機能の充実とか、その2次救急医療の充実のためには、常勤麻酔医を何でできないんだと。医師の確保は十分自分たちでできるんだという言い方であったわけです、メディカルセンターさんは。だから、なぜそれが今できない。このことに関して、やはり我々は真剣に向き合っていかなければならないなど。そして、メディカルセンターさんにこういうことをちゃんと確立していただきたいと、これが約束事ではないですかということ常々言っていきたいし、私は管理者にもこの旨を伝えております。

以上であります。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊哲君。

〔2番 渡邊 哲君登壇〕

○2番（渡邊 哲君） これは管理者は下田の市長と聞いておりますが、単に管理者だけの問題ではなくて、我々の命を預かる病院の問題でございます。そして、なおかつ今、町で進めている移住者の問題にも、ある面では絡んでくる。移住者の中には、では、この地域の医療体制がちゃんと確立されているのかと、そういう声を発する方も中にはおられると、そういうふう聞いておりますので、それはもちろん病院議会の議員さんもおられます。それも知っていますけれども、そういう方たち、また町長、南伊豆町長、それから下田市長、下田の議員、市議会議員、特にもう東とか西は余り関係ないみたいですね。いや、病院を控えているから。特にやっぱり南伊豆と下田市の皆さんがあそこを利用されていることが多いと、そういうふう認識をしておりますので、これはぜひ町長、お願いするものでございます。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 先ほど開院の時期を25年と訂正しましたけれども、本来24年でした。ごめんなさい、申しわけございません。

それと、今、議員が言われたように、この病院が我々にとっては非常に重要な病院である。そして、これは前の話になるわけですがけれども、今井浜病院、今やっている地域医療振興センターの人たちが国立病院を引き継いで運営をしてくださった間、赤字にならないですと運営してきた。そして、その先生たちの中には、このようなことを言った人がいます。

地域医療にこれだけ一生懸命我々がやったのに、後ろ足で砂をかぶせるようなことを南伊豆町はするのかと。非常にこれは恥ずかしい話だなと、そういう感じが今私はしております。

下田メディカルセンターの方々がいいとか悪いとかじゃなくて、この方々がしっかりと約束を履行していただく、医師供給をしっかりと受ける、2次救急をしっかりと受ける、そういう医療体制を確立してくだされば、何も文句は言わなくてもいいんですけども、そういう体制が今できていなそううわさをよく聞くわけです。先ほど言ったように、南伊豆町の人たちが何で今井浜病院へ行かなければいけないのか、ここのことを一つ考えても、非常にゆゆしき問題がそこにあるなど。そして、今、今井浜病院の先生たちは、やはり地域医療の本髄を持っている人たちですもので、伊浜に診療所いいですよ。それも月に2回ですけども、天神原と伊浜、診療所をやっていております。本当にそういう意味では頭の下がる地域医療振興協会の先生方だなと私は常々思っております。

それで、ぜひこの下田メディカルセンターの指定管理者の先生たちにも、しっかりと医師を供給できる体制を確立して、少なくとも2次救急病院である以上は、麻酔医をしっかりと、常勤ですね、これ。常勤の麻酔医をしっかりと用意していかなければ、2次救急は無理でしょうと。救急というのはいつ来るかわからないわけで、それに対して対応できるだけのしっかりした医療体制をつくっていかなければいけない、このことは管理者にも何度も言いました。そして、回復病棟をつくるという話の中で、それもおかしいじゃないかと。なぜ回復病棟なんだと。本来は救急医療でやる、150床を救急医療でやっていく、こういう約束事で始まったのが、回復期を入れる、50床。これは運営、いわゆるいろんな理由がありましようけれども、回復期がどんどんふえていくというのは、診療体制とすると、経営的には非常に楽になっていくという考え方がそこにあるかと思えます。それはちょっと約束が違うじゃないかという感じが非常にしております。

こういうことを含めて、議員の皆さんも、ぜひやはりこの今の指定管理者に対してちゃんとした体制をやりましようよと、こういう体制ちゃんをつくってくださいよという意見をもっともっと述べていただきたいし、私も首長会の中では述べていくつもりです。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊哲君。

〔2番 渡邊 哲君登壇〕

○2番（渡邊 哲君） 町長の熱意にご期待をいたしまして、私はこの件は終わります。

次に移ります。

次は、消防団の件ですけれども、昭和30年に人口が1万6,376名で、現在人口8,841名。それで、昭和30年には消防団員が1,140人、現在310名。これは人口比からしてみても、今の消防団員というのは常設があるにしても、大分人数的には少ないですよ。

その中でこの間、資料をいただきました、議会事務局から。過疎計画、町長、何でしたっけ、過疎計画何とかと。

[発言する人あり]

○2番（渡邊 哲君） それです。その31ページに、こういうふうに乗っているんです。南伊豆町過疎地域自立促進計画案、31ページ。消防団のOBによる機能別消防団員の確保または分隊の再編成、女性消防団員の導入を検討とありますよね。

その中で、私が特に注目したのは、この消防団OBの活用、このことは私もOBですけれども、そして33歳で現役をやめました。でも、そのときに、私の時代は、ポンプ積載車はありませんから、リアカーの上に可搬のポンプを置いて、それを引っ張って火消しをした時代ですから、議長。とにかくそのころ覚えたことは、これは忘れません、はっきり言って。ポンプ操法、それからこれ全部わかります。

ですから、なぜこういうことを言うかということ、私の地域は、1-1、上賀茂、石井、一條3地区、団員はいるけれども地元人がいないんです、はっきり言って、勤めがよそで。

だから、例えば火事があっても、そこへ行けるのは私と息子ぐらい、今の状態がですね。常設はいます。過去には待っていました、シャッターあけて。1人では行けませんから。本当ですよ。そして、団員が来たら、引き継ぐ。1人足りないから運転をしましたけれども、そのとき。

それでなぜ、ここからです。なぜ、じゃ、我々一般のこの地域民が消防団活動に現在手を出せないかということ、事故があったときに補償はないと、こういうことだそうです。ですから、やめなさいと。ですから、もうお金は過去にいただきましたからいいですけども、せめて消防団保険、事故があったときに保険が適用されるようなOBを、OB、なおかつそこへ出て、そういう活動するよというOBを募って、登録制にして、そういうOBの活用を続けてというか、生かしていただきたい。ちょっと女性消防団員も必要かもしれませんが、やっぱりちょっと重たい。いろんな力が要りますから、筒先にしてもポンプの上げ下げにしても力が要りますから、それよりもOBの活用、そこのところを考えていただきたい。そういう制度ができましたら、私が最初になります。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

消防団経験の豊富な議員の含蓄のある質問で、非常に勉強になります。

今、昭和30年代1,140人いた、現在310人という問題に関し、人口比で考えたら、もっと多くてもいいんじゃないかというような意見ですけれども、これに関しては常設消防ができたとか、高齢化しているとか、財政面の問題とかそういうこともあって、今の310人というのが規定されているのかなというような感じもします。

そして、また南伊豆消防団は6分団17分隊体制で、先ほど言った310名の消防団員を確保し、地域における消防防災のかなめとして日々活動していただいております。

議員のご指摘のとおり、過去には1,000人を超える消防団組織を有しておりましたが、少子高齢化や人口減という生活環境の変化のほかに、一部事務組合の設立に伴う常設消防の強化も相まって、定員数及び退職年齢の見直し、定員削減に伴う報酬改定などについても実施してまいりました。

このような中において、平成27年度では定員310名の団員を確保することができましたが、これも町民の皆さんを初め、各事業所等のご理解によるものと感謝しているものであります。

一方で、地域消防の担い手となる若年層の減少などから団員の高齢化は顕著となり、定員を確保するため、一度退団した団員が再入団により定員を確保している事例なども見られ、消防団を取り巻く環境は依然として厳しいものとなっております。

消防団OBの活用については、近年のほかの自治体などで機能別消防団として活躍される事例も確認しておりますが、導入した場合の役割や位置づけ、女性消防団員の確保なども含めて、消防団本部と検討してまいりたいと考えております。

また、先ほど議員が言いました事故に対応するための保険の関係、こういうことも含めて消防団本部と検討し、なるべくOBの方たちに参加していただけるような消防団ということ、非常備消防団というか、そういうものをつくっていきたい、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊哲君。

〔2番 渡邊 哲君登壇〕

○2番（渡邊 哲君） 町長、役割はいいんですよ、つなぎで。もう正規の団員はいるわけですから、それで常設があるわけですから、我々はOBとしたらあくまでもつなぎ、正規の団

員が来たら引き継ぐ、これは当然のことでございますから、その間のつなぎだけでもしていきたいと、そういう、もうおじいですからね。下手したら本当にけがしてしまいますよね。だから、本当のそのつなぎの部分、このOBの団員、OBの皆さんに手伝っていただいて、もう現役が来たら速やかに立ち去ると、それでいいと思っております。

では、消防団の問題をこれで終わります。

次に、ミニ集会のことで町長にお尋ねをいたします。

町長は、就任当時からミニ集会を推奨といいますか、実践をされて、数々の会合をやられたと聞いております。その成果を町長は、町政運営にどう生かしているのか。また、2月1日は、大変私の興味があった話でございますから、こども園の親の役員さんたちとのミニ集会を行ったと聞いております。町長と、また担当の部局と皆さんとお話できて、大変よかったという話をわざわざ私のところへと伝えてくれた親がいましたので、褒めるわけじゃないですけども、その辺をご答弁いただきたいと思っております。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

いつでもどこでもミニ集会は就任以来いろいろやってまいりました。大体30回を数えるかなと思います。

そのような中で、やはり町民の皆さんと同じ目線でこの町政の運営を考えていくという意味では非常に有意義だなと。いろいろな意見が出てまいります。具体的に、例えば高齢化した人たちの足をどうするかとか、いろいろな意見がそこには出てくるわけで、そういうことに対して具体的に今後どういうふうに私がというか、町政が運営していくのか、そういうことをというような形で、町民の皆さんたちが考えていることを如実に聞けるということは、非常にありがたいなと思います。

そして、議員がおっしゃいました認定こども園の保護者5人とのミニ集会も開催いたしました。この方々は、こども園保護者会の役員であります。事前に町に対する提案、要望等についてアンケート調査が行われ、調査対象者は町内2園の保護者、入園または就学前児童の保護者でありまして、この調査結果を踏まえてのミニ集会ということでありました。

ミニ集会の概要につきましては、広報紙等でお知らせしましたが、ふるさと公園の遊具の設置、また先ほども一般質問で出ていましたが、そういうこと。そして、杉並区の特別養護老人ホームの入居者との交流とか、子供の医療問題についていろいろとご提案がござい

た。

この集会を通して、子育てに関する熱い思いが感じられたほか、子育て環境の整備にはまだまだ課題が多いということを感じいたしました。ご発言の中には、杉並区からの特養入居者は遠方からの入居者であり、寂しいことがあるかもしれないので、そこに地元の子供たちの元気な声が聞けるスペース、さらには交流可能なスペース等があれば、子供たち、入居者、双方ともにすばらしい場となるというようなご意見もいただいたわけであります。

参加者から寄せられる全ての提案にすぐ対応することはできませんが、今後も子育て環境の整備充実に努めてまいりたい、このように考えております。

何しろ、町民皆さんからいろいろな意見をいただきながら、そしてそれを町政に反映していくということは大事なことだと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊哲君。

〔2番 渡邊 哲君登壇〕

○2番（渡邊 哲君） やっぱり町長として、皆さんの本当に細かい意見を聞くことが、ある面では大事だと私も考えます。そういう意味においても、今後ともそういう集会をできるだけ行って、やっぱりいろんな課長はいるんですけども、本当の隅々までわかっている町長になってほしい。

そういうご期待を込めて、私の一般質問を終わります。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊哲君の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議長（稲葉勝男君） 本日の議事件目が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成 28 年 3 月定例町議会

(第 2 日 2 月 26 日)

平成28年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年2月26日(金)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 諮第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 報第 1号 専決処分の報告について(南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 5 報第 2号 専決処分の報告について(南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 報第 3号 専決処分の報告について(南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 報第 4号 専決処分の報告について(南伊豆町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 8 議第 1号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について
- 日程第 9 議第 2号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について
- 日程第10 議第 3号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について
- 日程第11 議第 4号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について
- 日程第12 議第 5号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について
- 日程第13 議第 6号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について
- 日程第14 議第 7号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について
- 日程第15 議第 8号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について
- 日程第16 議第 9号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について
- 日程第17 議第10号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について
- 日程第18 議第11号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について
- 日程第19 議第12号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について
- 日程第20 議第13号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について

- 日程第 2 1 議第 1 4 号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について
- 日程第 2 2 議第 1 5 号 南伊豆町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 2 3 議第 1 6 号 南伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 2 4 議第 1 7 号 南伊豆町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 2 5 議第 1 8 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 日程第 2 6 議第 1 9 号 南伊豆町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 2 7 議第 2 0 号 南伊豆町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 2 8 議第 2 1 号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 2 9 議第 2 2 号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 0 議第 2 3 号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 1 議第 2 4 号 南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 2 議第 2 5 号 南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 3 議第 2 6 号 南伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 4 議第 2 7 号 南伊豆町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 5 議第 2 8 号 南伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 6 議第 2 9 号 南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	岡 部 克 仁 君	2 番	渡 邊 哲 君
3 番	比 野 下 文 男 君	4 番	加 畑 毅 君
5 番	長 田 美 喜 彦 君	6 番	稲 葉 勝 男 君
7 番	清 水 清 一 君	8 番	漆 田 修 君
9 番	齋 藤 要 君	1 0 番	渡 邊 嘉 郎 君
1 1 番	横 嶋 隆 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	梅 本 和 熙 君	副 町 長	松 本 恒 明 君
教 育 長	小 澤 義 一 君	総 務 課 長	橋 本 元 治 君
企画調整課長	菰 田 一 郎 君	建 設 課 長	鈴 木 重 光 君
産業観光課長	齋 藤 重 広 君	町 民 課 長	渡 辺 雅 之 君
健康福祉課長	黒 田 三 千 弥 君	教 育 委 員 会 長	大 野 孝 行 君
生活環境課長	飯 田 満 寿 雄 君	事 務 局 長	鈴 木 豊 美 君
総 務 係 長	山 本 広 樹 君	会 計 管 理 者	

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大 年 美 文	主 幹	渡 辺 信 枝
--------	---------	-----	---------

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（稲葉勝男君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成28年3月南伊豆町議会定例会本会議第2日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（稲葉勝男君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

8番議員 漆 田 修 君

9番議員 齋 藤 要 君

◎一般質問

○議長（稲葉勝男君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇ 清 水 清 一 君

○議長（稲葉勝男君） 7番議員、清水清一君の質問を許可します。

清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） それでは、清水清一、一般質問させていただきます。

通告書に従い質問させていただきます。

まず、1つ目に、定住化に向けた対策ということで質問させていただきます。

南伊豆町も少子高齢化等で人口は減少しているわけですが、この減少はなかなか町の経済にも大分影響が出てきているだろうということを考えますと、そういうことに対しての事業所の減少が非常に大きいということは、これはどういうふうに考えていくのか。また町として、やはり定住者をふやすためには事業所をふやせば、また、雇用もふえるという形もごさいますが、それについて町当局、町長はどういうふうに考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、本町においては人口減少と少子高齢化が急速に進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2060年には約4,000人にまで減少するとされております。

町では、今回の地方創生に基づく南伊豆町人口ビジョン及び南伊豆町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たり、人口問題を含む地域活性化策の検討を行ってまいりました。この総合戦略では、世代別にそれぞれのライフスタイルの創造により、人口減少に歯どめをかけることで地域経済、地域の活性化を推進することとし、その具体的な方策をまとめております。具体的には、子供を産み育てたいという希望をかなえるための子育て、教育環境の整備や支援、南伊豆町で暮らしたいと考える方への暮らし方への提案や移住支援、消費や購買力があり、比較的移住に取り組みやすいアクティブシニア層の移住・定住施策などが盛り込まれており、就業や起業、事業継続や後継者育成等について、町の立場から支援についても総合戦略に基づき進めてまいります。人口減少等に起因する、いわゆる負のスパイラルを人口の維持または増加への取り組みをもって、経済の好循環化につながるような施策となるよう進めてまいりますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） ありがとうございます。

そういう形でうまく定住化促進、人口がふえてくれば大変いいのかなと考えますが、それをしっかり実行していただいて、その総合戦略のとおりになっていくように、職員の皆さんも町長も努力していただきたいなど、議員のほうも努力しますので、そういう形をお願いいたします。

それで、移住者、定年者対策法の移住者の取り組みという形で、町長も計画の中で推進はしている話とか言っておりますけれども、その移住者への取り組み等はどんなふうを考えておられるのか。また、移住セミナーや空き家バンクも行っているわけですが、そのバンクの参加者の問い合わせ、あるいはどういうことを聞きたいのかと、要するに、生活するについての不安等もありますが、それについての質問等がどういうものがあったのかお伺いいたします、その点。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

移住者への取り組みにつきましては、これまでも積極的に進めており、本年度においても移住・定住施策を重点事業と捉え、鋭意取り組んでまいりました。

平成28年度以降につきましては、新たな取り組みとして、お試し移住という方で、一定期間、南伊豆町内で生活しながら南伊豆町への移住について現地で本格的に体感する機会を提供するための事業をスタートさせるべく準備を進めております。

本事業の実施に当たっては、杉並区との協働により効果的に進めてまいりたいと考えており、本年1月23日に実施した杉並区民を対象とした、お試し移住説明会には予想をはるかに超える200人のご参加をいただく中で、本町の取り組みなどをご紹介させていただきました。

また、なお、3月5日から6日にかけてお試し移住に伴う南伊豆町内での現地ツアーを実施する予定であります。いろいろな移住者の希望とか要望とかということに関しましては、担当課長からどういうものがあるのか説明させます。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君） お答えいたします。

生活についてさまざまなご質問をいただいております。

まず、70代までぐらいの65から70歳ぐらいの方々が一番関心を示しておりますので、まずは医療の問題ですね、そういった質問がございます。また、子育てにつきまして認定こども

園等で待機の子供たちがいるかいないか、そういったことも心配されるようです。また、地域に溶け込めるかどうかといったような地域自治会、区との関連の話もございますし、また、どういう建物を借りることができるのか、買えることができるのか、間取りを具体的に知りたい、そういった直接のお話もいただいているところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 医療の問題とか子育て、地域になじめるかという話でございましたけれども、そういうものが大分重点的になってくるのではないかなと思いますけれども、その中で、またその杉並区のもはそうだったんですけれども、空き家バンク等で話が来るとか、あるいはよそから移住者で一軒家を借りて住む方もおられるわけですが、そういう方々が地域になじめないという形が非常に多いのではないかなと。地区の区費を少ししか払わないとか、あるいは払わないとか、あるいは人足等も全然出てこないとかという話がございますけれども、そういう話を私の近所でも聞くんですけれども、そういうものに対して、そういう移住セミナーとか、あるいは空き家バンクとか、あるいはそういう移住の相談があったときに説明してあげる、資料が今から六、七年前に1回つくりましたけれども、分厚い資料、分厚くはないんですけれども、各区で区費は幾らとか、人足は何回ありますかという紙を1回つくったんですけれども、そういうものの更新、あるいはそれをどういうふうにして説明しているのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君） お答えいたします。

各地域の区費、また、村仕事と申しますか集団共同作業にどれくらい時間を割かれるかといったこと、かなり移住を考える人たちにとっては大きな関心事項であるようでして、以前のものについて更新等は申しわけございません。残念ながらしておりませんが、そういった資料をもとに東京のほう、有楽町のほう等へも出向きながら、そこで説明会をしているところでございます。

現在言われておりますのが、もともとは受け入れる側の覚悟ということを言われておりましたけれども、今は都会側のほうの自治体でも送り出すほうの覚悟というんでしょうか、覚悟を持って田舎に移住してもらいたいということを随分関心事というか、政策事にしていただいております、そういった関係もございまして、先日、杉並区役所内で行いました会

のほうには40人のところ200人が集まった状況にはなっております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 各区のまた、決めごと等のものを随時更新してあげれば、移住、住んできた方にもいいのではないかなと、要するに、移ってきた人には、ごみ出しの日が何月何日、あるいは何曜日ですよとかいう形で町民課のほうで、その資料なんかも配っているわけですけども、それに合わせてやはり各地区の区費も役場としてはなかなか言いにくいことかもしれませんけれども、そういうものがありますよという話を言ってあげることが、地区の方も大変助かるのではないかなと思うものですから、それをうまく考えてやっていただくよう町民課と相談して、住民票を移動するときに話ししてあげるのも必要ではないかなと考えます。

それで、この空き家がふえているわけですけども、この空き家をどういうふうに減らしていくのかと、要するに、住んでもらうようにしていくのかと、これも大変大事なことはないかなと思います。その中で空き家対策で空き家のリフォームとかという話もございましたけれども、そういう事業を準公営住宅化みたいな形で考えていけたらどうかなと考えますけれども、そういう空き家対策、あるいは空き家対策の1つとしての準公営化住宅指定の考えはあるのかないのかをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

町では本年度事業といたしまして、各地区における空き家の状況を把握するため調査を実施しております。この調査結果をもとに利用可能な空き家とそうでないものに分類し、有効活用が期待できるものについては、できる限り有効活用してまいりたいと考えているわけがあります。具体的には賃貸借が可能な物件を借り上げるため、仕組みづくりのほか、所有者への働きかけ、インセンティブの検討により、できる限り空き家とならないよう支援策などを考えております。議員の皆様にもこのような物件についての有効活用を進めていただけるよう、お気づきの事案がございましたらご教示いただくとともに、空き家の有効活用推進にお力添えをお願いしたいと思います。

また、空き家の状況については空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対

策計画や関係例規の整備などについても取り組むことを視野に入れて検討を進めております。

さらに、議員がおっしゃる準公営化ということですが、現行の町営住宅においては法的な制約も存在しますので、今後において予定するお試し移住などの移住計画のための町が空き家等を借り上げ、あるいは買い上げ、公営住宅とすることは可能か否か検討する必要があるかと思えます。

また、空き家等々、公営住宅の関係につきましては、平成26年3月に策定いたしました本町町営住宅長寿命化計画との整合性を図りつつ、定住化の推進に資する施策を講じてまいりたい、このように考えている次第であります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） ありがとうございます。

そうしますと、空き家バンクじゃなくて空き家借り上げ事業を、要するに観光案内みたいな形でやってみたいということで借り上げをやっているわけですが、民間の住宅を、これからやりたいという住宅ではないけれども、大きなところがあるわけですが、その形を考えたときに、これをもっと広げていけば、町で借り上げるという形にいけば、それは準公営住宅として集金は町が行うよと、公営住宅だからという形もできるのではないかなと考えますけれども、住宅リフォームができた段階で町として借りてあげるよと、それを町が町民の皆さんに住んでもらうようにするという形も必要ではないのかなと考えますけれども、それについての当局の皆さんの考えをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、その辺のところを今、検討しているわけですが、具体的には担当課長から答弁させます。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君） お答えいたします。

新年度に向けまして、現在戸建て住宅につきましては5件程度、町のほうで借り上げを計画しております。これにつきましては特化するわけではございませんけれども、特に杉並区の皆様、移住に興味を持っておられる方々を対象に、まずは5年以内をもってお試しの移住

をしてみたいという事で、その建物となります。

また、廃業いたしました温泉、旅館ですね、これについても1件、現在借りておるところでございますが、新年度に向けまして地域おこし協力隊員を、また新たに1名募集をかけまして、そこで移住・定住コンシェルジュという形で、そこに1日中と申しますか1日の半分ぐらいはそこにいていただいて、訪れた方に説明をしながら、そこで短期、1週間から数カ月といったところでしょうか、住んでみてもらうというようなことも現在準備を進めておるところでございます。

また、建物の防火・防災関係の法律的なものに関する事の補修についても今、終わったところで、新年度4月からとはちょっと言えないですけども、早い時期にスタートをさせたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。

一戸建てを5戸ぐらい借りたいという話が杉並区の移住セミナーを行ったから、その関係で行いたいという話でございましたけれども、それ以外の方も、もしあったら貸してあげたらいいのかなと考えますから、そういう特化した枠ではなくても、それ以外の方にも考えていけたらいいのではないかなと、地区によっては通りの半分以上が空き家の家も通りによってはありますから、そういうものを考えたときに、やはりこういういい家があるのに何で貸してあげないのかなと、それは中に仏壇があったり荷物が入っているからという話もございますけれども、それをきちんとリフォームした段階で貸せるようになるよという形を言ってあげれば、考えられる方もおられるんでしょうから、これからもうまくこの町として借り上げをできたらやってあげたらどうかなと考えますので、それもまた検討しておいていただくようお願いいたします。

次の質問に入ります。

地域産業の活性化という形で質問させていただきます。

例年3月議会では地場産業の活性化という形で質問させていただいています。やはり先ほども定住化の話もございましたけれども、人がいなくなるのは高齢化ばかりではなくて、やはりよそへ人が流れていくという形がございます。そういうことを考えたときに、どの産業でも皆さん発展してもらわなきゃ困るわけですから、その活性化事業としてどのようなこと

を行っているのか、1次産業、2次産業、3次産業ありますけれども、その基本となるこの大きな産業について町長はどのように考えておられるのかお伺いたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

今日の農林水産漁業を取り巻く環境は、高齢化、人口減少及び後継者不足などにより、農林水産物の生産量や販売額とも減少傾向にあります。本町では、安全・安心な食材の確保や食育、さらには行政及び関係団体の支援による新規就業者が徐々に定着しつつあり、以前と異なる状況があらわれつつあります。

まず、農業であります。高齢化や後継者不足、鳥獣被害などもあり年々衰退の傾向にありましたが、農業振興会の地道な活動や農林水産物直売所湯の花の隆盛などに伴い、生産販売及び消費の地産地消が確立されつつあり、今後においても、さらなる発展の兆しがうかがえるわけであります。

また、林業については近年森林機能等が見直される中、町内では2つの事業所が起業し、森林整備地域活動交付金事業を活用した事業展開がなされており、環境保全とともに若者の雇用確保など、積極的に取り組まれております。

水産業では、つくり育てる漁業の確立を目指し、アワビ、伊勢エビ、マダイの稚魚、稚貝などの放流事業を継続することにより、安定した水揚げを維持し、漁業所得の向上に努めております。

また、平成27年度には温泉水を活用したアワビの実証実験への支援を行うなど、南伊豆漁業南伊豆支所と連携しながら、海洋、沿岸域における付加価値の高い拠点づくりを推進しております。

このように今後における農林水産業においては、幅広い消費者ニーズ等の変化に対応しながら、まだまだ発展することは可能であると認識しているところであります。加えて、商工会が実施する商店街空き店舗対策事業等への支援や本町観光協会への法人化に伴い、幅広い事業展開への支援などを通じ、さらなる地域活性化に取り組むとともに、第5次南伊豆町総合計画のほか、南伊豆町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく中で、地域資源を活用した地域産業の振興、新たな産業創出に向けて施策の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 端的に言っていただき、ありがとうございます。

この地域産業、どうやってもっとよくしていくかという形を一生懸命総合戦略、あるいはそのほかのもので考えていくという話でございましたけれども、どの業種も、1次産業、2次産業も3次産業も、その業種が活性化しないことには町民も大変喜んでこないのではないかなと、住んでよかった町にするためにも産業が発展するようにしないことには、先ほどの定住促進だといえども住んでいる人が楽しくなければ、あるいは生活が楽しいとか、あるいはうれしいとか、そういうものがないことには、よそからも人が来ないし、あるいは生活が成り立たなければ人は出ていく形になるわけですから、生活が成り立たないということはその産業、あるいはその業種は衰退していくということですから、そういうものを伸ばす方向、言っていただきましたけれども、これをまたしっかりやっていただきたいなと思います。

その中で住んでよかった町、住んでいてよかったということを言うためには、家の周りが草ぼうぼうでは困ると、要するに周りの土地、住宅地、あるいは山林もございませう。あるいは農地もございませう。そういうものがやはり草が生えて遊休農地化、あるいは耕作放棄の形になっているわけですが、こういうものについての対策、取り組み等をこれからどういうふうに考えていっていただけるのか、お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

遊休農地については、毎回ご質問がありますけれども、やはり遊休農地、耕作放棄地解消に向けた取り組みにつきましては、鳥獣被害対策の面からも重要な施策であることから、新規就農者などの担い手対策、農地集積による産地化、景観作物の栽培などを通じて遊休農地の適正化と活用及び耕作放棄地の解消を図ってまいりたいと考えております。

また、耕作放棄地対策としましては、自走式草刈り機の貸し出しも実施しておりますが、今後もPR、周知に努めるとともに、農地情報管理システムを活用した所有者の特定、農地の適正管理などを進め、耕作放棄地抑止対策にも力を入れて取り組んでまいります。

なお、町内においては昨年からは耕作放棄地を活用したオリーブの植栽、栽培を始めた農業者もおり、今後の事業拡大に向けた意欲も伺っておりますので、よりよい方向に進んでいただきたいと考えております。

また、町有地の適正管理において試験的な試みとしてヤギによる除草管理に取り組んだところではありますが、一定の成果も見られることから、引き続き検証を進め、可能であれば遊休農地、耕作放棄地対策への導入につなげていきたいと考えております。

今後も改正された農業振興地域整備計画に沿った中で、適正な農地取り扱い運用等による事業推進に努めてまいりたい、このように考えている次第であります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 農地、あるいは土地、それぞれ所有者がいるわけで、管理してもらわなければいけないわけで、その所有者に対して町として草を刈っていただけませんか、あるいは管理していただけませんかという町外所有者もいるわけなんですけれども、そういうことについて要請文書等が出される予定なのか、出してあるのか、それをどういうふうに行っているのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

昔、消費者ローンの関係でよく固定資産税のあれのときに、そういうものがあるんだったら解決しますよみたいなパンフレットを入れた市町もあったわけですし、そういうことを含めて検討は可能かなと。実際、今やっているかどうかはちょっと担当課長のほうから答弁させます。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

農地所有者への指導というか通知につきましては、農業委員会を通じた中で働きかけというか、そういうことをやっていきたいと思っています。ただ、ほかの市町で、あと町内にいない方についてはシルバー人材センターを活用するとか、そういう指導の中でやってもらうような格好で考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） それと、ふるさと寄附のお礼のメニューの1つとしまして、そういうこちらにいない方というか存在していない方についての土地については、シルバー

とかを通じた中でそういう適正な管理をできるメニューもございますので、そういうものも活用というかPRもしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 一生懸命やっているという話でございますけれども、もう一つは、やはり町長が言われたように固定資産の納付通知書の中にパンフレットを1つ入れるという形も必要ではないのかなと。それで今、課長も言われましたように、ふるさと納税をやっただけであれば草刈りをやってあげますよと、あるいは極端なことを言いますと、墓地の管理もしてあげますよという形をメニューに加えたらどうかな。シルバー人材センターに行っただけであればいいわけですから、そういうものを考えていければ固定資産台帳の納付書に草刈りをお願いしたいよと、その中にふるさと納税の通知の中にはこういうメニューがありますという形を説明してあげたらどうかなと思うんですが、それに対しての考え等はどうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

非常にいい考えだと思います。ぜひ検討させていただきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 町長、ありがとうございます。そういう形で、ぜひともやっていただけたら住んでいる方々も大変助かってくるのではないかと考えますので、よろしく願いいたします。

それで、3番目の町内企業の育成、支援の取り組み、推進はという形でお伺いいたします。

この活性化をどのように考えていくのかと、やはり先ほどから言っていますように、活性化しないことにはどんどん衰退していきだけの町になってしまいますから、やはり光る南伊豆町とするためにも活性化していかなければいけないわけですから、それについてどのように考えておられるのかと、やはりそういうものは先ほども言っています町内経営者と事業所、4番目ですね、町内経営者と事業所の減少をどのように考えているのか。やはりそれは両方同じような形でございますから、まとめて質問いたしますけれども、この減少を食いとめ、

また育成していくと、その辺に対して支援はどういうふうを考えているのか、まとめてお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

町内事業所への支援といたしましては、小口資金や短期経営改善資金の借り入れに対する利子補給のほか、商工会との連携による事業者育成に努めているところであります。

また、商工会が実施する販路拡大事業やブランド特産品開発事業、商店街等空き家店舗対策事業などに対しましても、補助金等による財政的支援を実施しており、観光分野におけるみなみの桜と菜の花まつりや夜桜流れ星などの各種イベントに対しても同様であります。

今後においても商工会並びに観光協会など、関係する諸団体と連携しながら地域産業の育成、支援に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

加えて町の総合戦略実現プランやタウンプロモーションなども念頭に、杉並区との広域連携事業や海外へのトップセールスやインバウンド事業の強化など、あらゆる資源を有機的に組み合わせた中で、さらに地域産業の活性化を推進してまいりたい、このように考えているわけであります。

また、減少をどのように考えるかということですが、町内の事業所では経営者の高齢化や後継者不足により、事業の縮小や廃業となるケースが散見するわけであります。事業所等の衰退は町の活力維持が困難になるだけでなく、町民の生活にも少なからず支障を来し、とりわけ高齢者等の買い物弱者への影響が懸念されるところであります。このようなことから、本町の地域産業を担い、盛り上げていく人材や企業を確保し、育成することが極めて重要であると考えております。

今後も商工会を初め、諸団体や関係事業者との連携により空き家店舗対策事業の推進や町有地利活用等による企業誘致を加速させ、自然エネルギー等による新産業、新規産業の創造などに向けて鋭意取り組んでまいりたい、このように考えている次第です。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 一生懸命取り組んでいただいて、町を活性化させていただきたいと思っております。

次に、みなみの桜と菜の花まつりについてお伺いたします。

今年はどうのように盛り上がっているのかと、前年比どのくらいとかをまずお伺したいんですけども、まだ全部終わっていませんから、中間時点での交流人口の変化から見るこれからの取り組みをどのように考えておられるのかをお伺いたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

今年で18回目となる、みなみの桜と菜の花まつりは本町における一大観光イベントとして定着いたしました。ことしは年末年始の平均気温が平年に比べ3度ほど高かったことが影響し、桜の花芽の開花が促進され、昨年に比べ1週間ほどから10日ほど早く満開を迎えました。また、菜の花の生育状況もよく、イベント開催前からのお問い合わせも多く、菜の花畑で撮影をされている来訪者の姿を多く目にいたしましたわけでございます。

観光協会ではイベント開催前に、東京・上野駅や横浜駅での誘客キャンペーン、各種メディアによるPR活動を展開し、祭り開催後には菜の花結婚式や夜桜マラソン大会などといった桜と菜の花をコラボした、我が町特有のイベントを情報発信してまいりました。さらに期間の終盤には、毎年ご好評いただいております夜桜流れ星も予定されておりますので、この桜まつりがさらなる地域経済の活性化につながっていくよう期待するものであります。

今後における課題といたしましては、継続的なイベントであるがゆえのマンネリ化が懸念されるところでありますが、本町に特化したオンリーワンによる新たなイベントの創造、ほかに類を見ない観光商品の開発を進め、さらなる集客数の獲得に向けて観光協会と連携して取り組んでまいります。

なお、みなみの桜と菜の花まつりの現在までの入り込み状況等、詳しいことにつきましては担当課長から答弁させます。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

第18回みなみの桜と菜の花まつりの入り込み状況ということでございますが、先ほど町長がお話ししましたように、今年はやはり桜の開花が早かったという中で、車の出入り数につきましても例年に比べれば早くから多い状況になっております。

そういった中で車台数を見ますと、乗用車につきましては21日現在で6,600台を超える台数で、昨年の同時期に比べると2倍というか200%増ということになっております。

それで、あとバスなんですけれども、観光バスのほうはやはり1月に起きましたスキーバスツアー等々の事故も起因した中で、旅行会社がバスツアーを企画等もするんですが、募集の20名とかに達しなくて企画できないと、出向できないという部分もありまして、去年は総数ですと274台でしたけれども、今年とについてというか、それは21日現在ではまだ54台ぐらいしか来てなかったと。最近というか今週に入りまして、ちょっとバスもふえているみたいなことは話は聞いておりますけれども、一応ですから、来場的には今のところは6万人は超えている来客はあるということで伺っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） なかなか頑張ってるやっっている。桜まつり、菜の花まつりもやっているわけなんですけれども、来場者ふえているという形だと思いますけれども、ことしについては少しは多いという話でございますけれども、桜と菜の花と多分駐車場が別々にあるものですから、それぞれカウントしていると思うんですけれども、その比率等はわからなかったあれなんですけれども、わかったら教えていただきたいと思いますが。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

駐車場台数の割合ですが、一応交流館のほうは全体の56%ぐらいになります。天白が14%ぐらいですね。出会橋が18%ぐらいということで、交流館につきましてはメイン会場でありますし、湯の花売店のほうでも日曜日にいろいろなイベントもやっていただいているという中で、かなりそこで割合的には多いということでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 菜の花のほうはどのくらい来ているのかと、駐車場のほうは、それについてはわかったらお願いしたいんですが。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） 菜の花につきましては、一応出会橋部分が全体の18%です。

あとはバスのほうはやはり交流館が75%で、あと菜の花畑のところに借りています民間のバスの駐車が13%ということでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） ありがとうございます。

桜のほうへ大体8割方車が来ていると、それで、菜の花のほうに簡単に言うと2割の方が車で寄っているという形だと、車の台数だけでいくと、大ざっぱな形でいくと、そういう判断ができるのかなと思いますけれども、そういう形で桜まつり頑張っているわけですが、これまたもっと人が来てもらう方法、方向も今、町長が新たなイベント等も考えていきたいという話がありましたけれども、何か新たな取り組み、これから考えていくという話だと思えるのですが、桜まつりどうやってもっと頑張るよという言葉は言っていたらどうかなと思ひまして、もう1回答お願いしますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

まだまだ交流人口がふえていくというのは非常に大切なことだと思いますし、何か新しい方策を考えていかななくてはいけないとは思っております。

ただ、今の状況の中でホテル、旅館さんなんかはそれなりの利用客がいられると思いますし、また民宿等の利用客も多いと思います。そういう方たちをもっともっとふやす、単なる交流人口だけではなくてそういう形での交流人口、町の経済に活性化というか町の経済を資する、活性化するような、そういう方たちをふやしていきたいなど。そのためにどのようなことを考えていけばいいのか、いろいろとまたお知恵があったら拝借をしたいし、例えば伊勢えびまつりなんかのときも、ふるさと寄附の中でのインセンティブをつける、感謝券ですか、そういう形の中で大分利用してくれる方が多かったとか、いろいろありますもので、桜まつりに関してもそういうことを含めて今後考えていきたい、このように思っています。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。

頑張っていたきたいんですが、1つちょっと来年に向けて、ちょっとまずいかなという話がこの間、夜桜マラソンであったわけですね。私も応援で1時間ほど外で雨、傘差して立

っていましたが、走っている人が一生懸命走っていた。その中で私聞かれたんですけども、走っているランナーに「これ何周なんですか」と、何周と言われても私も全然知らないから、1時間は走っているんだから、わかんないんだけど、聞かれたときにはもう7時半を回った段階で、人も少なくなった段階で女性の方が一生懸命走っていたという形がございます。

この夜桜マラソンのこの間の経緯について、これから対策をどのように考えていくのか、それについてのご答弁をいただきたいと思いますが。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

委託業者というか事業者のほうのいろいろと昨年もトラブルがあり、今年もトラブルがあったということで、いわゆる参加者に非常に迷惑をかけてきたということで、非常に苦慮しております。来年度はそういう形がないような万全な体制をとっていくために、どうしたらいいか、行政とその業者、事業を推進する主体的にやる業者のほうとの話し合いをしっかりとしながら、今年のようなこと、昨年のようなことがないような事業運営、本当にこの夜桜マラソンというのは何か非常にいいイベントだなと私は思っています。あるときは雪がちらちら降ったところで行われたときもありますし、桜の花の下を駆け抜けるというのは非常にマラソンランナーにとってもいいのかな。ただ夜であり、足元が悪い中でのイベントですもので、この辺も含めてしっかりした体制、検討をしていきたい、このように思っています。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 夜桜マラソンについては、しっかりやっていただくよう、ここで何かんだ言っても仕方ない話ですから、しっかりしたものをやっていただくようお願いいたします。

続きまして、石廊崎の再開発、活性化の考え、今後どのように進める予定でいるのかという形でお伺いいたします。

施政方針や行政報告の中で石廊崎ジャングルパークの跡地利用についての報告がございました。これをどういうふうにかけているのかという質問を一生懸命きこうと考えてあったんですけども、たまたまきのうの朝、町のホームページを見たら町のジャングルパーク跡地再

開発基本設計、実施設計に伴う公募型プロポーザル実施についてというホームページがございました。これがあって、ああ、何だという形でいろいろ見ました。その中で、このプロポーザル設計、実施設計に伴う目的、それで目的見たら、提案してもらおうというものがございました。そうやって見たときに、この町としてのものは、ただ、ジャングルパーク跡地を再開発するしか書いてないわけですよ。そうしますと、これまで石廊崎の活性化策として100人委員会じゃなくて、何とか委員会みたいなものを作って、いろいろ分科会でやっていたと思うんですよ、石廊崎を再開発するにはどうしたらいいかとかという話を分科会みたいな形でやっていたと思うんですけれども、そういうものとの整合性が出てこないのではないかなと。

なぜこんなことを言うかということ、例の杉並区の特養老人ホームを昔の中央公民館のところにつくるわけですけれども、それと健康福祉センターをつくるわけですけれども、それはやはり分科会で絵まで描いた。そのものをやはりプロポーザル、絵まで描いた特養老人ホームでは何かいろいろ画いてもらいました。だけれども、プロポーザルするときその絵とか、こういうものもいいという提案が町民の方々は一生懸命会合をやって絵を描いてくれたものが、業者には全然行っていないという話を答弁で受けましたので、今回このプロポーザル、開発設計、基本設計等にこういう石廊崎活性化委員会みたいなものがありましたけれども、それについての報告書みたいなものは提供するのもしないのか、それをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

石廊崎のジャングルパーク跡地につきましてはワークショップをやり、審議会の答申をいただいたわけです。

ただ、具体的な事業を計画するときやはりあそこは国立公園であり、伊豆西南海岸であり、非常にいろいろな制約が、規制が多いということが審議会の最終場面でわかってきたわけです。千葉大学の池邊このみ先生という、いわゆる文化財とか環境に対する非常に造形の深い先生が来られて、ほとんど今までワークショップでやってきたこととか、そういうことを具体的に取り入れるということは非常に難しいんじゃないかという意見がありました。その中で具体的に何ができるのか、皆さんの意見の中で具体的に何ができるのかといたら、あの岬の先での結婚式、こういうことは可能なのではないかというような意見をいただいたわけです。

そういう中で今般、石廊崎ともいろいろと話し合いをしながら新しい石廊崎のあり方をどういうふうにしていったらいいかということ話し合っていました。そのワークショップの内容とか答申の内容、そのことを含めまして石廊崎区と話をし、灯台周辺に100台規模の駐車場をつくるか、そういう形の話し合いをしてきたわけであります。

またさらに進入路、道路ですか、これは和解の調書の中での約束事でありまして、これもやっつけていかなければならないと、そういう実施設計をするための、業者を選定するためにプロポーザルをやるということでございます。

詳しいことに関しましては、担当課長から説明させます。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君） お答えいたします。

答申書につきましては、26年度末に町長に対して答申をいただいたという形のところでございます。

その中で中心になったものといいますが、あの場所をもう自然公園的な活用をしていく。そして、みんなが集まりたくなるような、何度でも来たくなるような場所にしていくというコンセプトでございました。そのコンセプトを継続可能な経営形態のものにすることという検討を、今年1年間やってまいったところでございます。その中で、どうしても駐車場の配置の問題等で現行ある地域の駐車場が、そのことによって閉鎖に追い込まれることもありませんし、そうやってまいりますと、俗に言います上と下に2カ所に駐車場をつかって、同一経営者がその2つを経営していくことで経費を獲得しまして、その後のソフト事業ですね、例えば結婚式であったり、例えばご当地井どんフェアといったようなことにつきましても原資が必要となります。また、あの場所をきれいに、常にきれいに整備していくことについてもお金が、人件費がかかってくるわけですので、それをまず駐車場を安定経営することで獲得した上で、さらに上乘せとして何ができるかということの基本として考えているところでございます。

そして、その経営に当たっては、やはり地縁になります地域、区のほうで、自治会のほうでやりたいというお話をいただいておりますので、早急に設計者のほうを、ただ、まだこれは新年度予算でございますので、これからやりますのは、3月中に行いますのはプロポーザルで契約の相手方候補者を決めておくという形になります。そして、本議会において予算の可決をいただきまして、新年度に入ってから契約をするという形になります。否決になれば当然契約はできないということも、今回の公募の指標にはうたってあるところでございます。

また、まだまだ今後なんですけれども、それでは、その経営について区のほうで株式会社的なものをつくっていきたいということでもございましたけれども、まだまだでは、そのノウハウがどこまであるかということについては難しい部分もございます。その中で商工会には経営指導員が多数配置されておるはずでございます。いろいろな形で経営も数字的に押さえながら、どういう経営をしていけば続けていけるのかということも見えてきている。そういうことを仕事にしているはずで。なので区の皆さん、また設計者、また町、そして中でも商工会には青年部もございますので、再スタートに当たっての彩りを与えていただける部分は当然若手に担っていただいて、インターネット配信等も頑張ってください、そういった予定になっております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 一生懸命やって、この石廊崎をよいものにしていただきたいと思うんですけれども、やはりでも、ワークショップをやった提案書、答申書ですね、そういうものをこういうものがあるという形でやはりこの公開型プロポーザルで行うわけですけれども、やはりそういうものを資料提供としてやっていくのが必要ではないかなと、それを私は必要に思います。ですから、それはぜひ資料提供をやっていただけると思うもんですから、次の質問に行ってもよろしいでしょうか。では、やっていただけると私は解釈しましたので、お願いいたします。

次に、時間も押し迫ってきました。少し飛ばしまして、8番目の海水浴場の国際認証（ブルーフラッグ）取得に向けた取り組みと考えるについてお伺いいたします。

弓ヶ浜は渚100選に選ばれて全国有名なわけですけれども、これをまたステップアップしていくために、このブルーフラッグを取得したらどうかなと。国際的には有名な制度だそうですから、それで日本ではまだ取得していないという話は聞いております。そういうものを考えていったらどうかなと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 清水議員、8番だけの質問ですか。

〔「8番だけ」と言う人あり〕

○町長（梅本和熙君） 7番のほうはよろしいんですか。

〔「うん、時間がないから」と言う人あり〕

○町長（梅本和熙君）　　そうですか。わかりました。お答えいたします。

当町の美しい海水浴場は後世に残すべき大切な宝であり、そのための環境保全や環境教育などは、今後さらに推進すべき重要事項であると考えております。特に弓ヶ浜海水浴場につきましては、日本の森・滝・渚全国協議会による日本の渚100選や環境省による快水浴場百選の1つとして選定されており、海岸の環境保全と海岸を拠点とするにぎわいづくりにつなげていくために、日本一美しい豊かな砂浜海岸のまち協議会に加盟いたしました。これらの取り組みはブルーフラッグの認定基準にも通じるものでありますが、認定、認証の取得につきましては、地元関係者との十分な協議の上に検討してまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　　清水清一君。

〔7番　清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君）　　地元も同意が必要ですから大変ですけれども、このブルーフラッグをよそでやっているところも、これから推進して日本で最初の認定を受けるんだという形を言っているところもありますし、世界中で4,000カ所のビーチが指定されているという中では、やはりアジアのほうでは、まず認証をされているところはないわけですから、これを進めていくのは南伊豆の名前を売って町の観光の資源の1つになってくるのではないかなと考えます。これはぜひともやっていく必要があるのではないかなと。手続にも大変だと思いますけれども、町長、一応検討して担当課に調査するというような答弁いただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　　お答えいたします。

今、議員のおっしゃるとおりに担当課に検討させ、地元との協議等を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　　清水清一君。

〔7番　清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君）　　わかりました。

そういう形で、ぜひともこのブルーフラッグの制度は大変いいという形で、これが経済的

にもつながっていくんではないかなという形で、これが載っていたのは日経新聞に載っていたわけですね。ですから、やはり経済的にもこれはいい話だという話だろうと思うものですから、ぜひともやっていただきたいと思います。

では、あと最後に、町長が答えたかったという7番目の湯煙りの町としての温泉活用はという、過疎計画はすみません、時間がないもので、次回に委員会のほうでやらせていただきますけれども、この温泉活用をどのように考えていくのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

下賀茂温泉は古くから湯煙りにたなびく湯治場として、旅館やホテルなどで主に浴用として利用されてまいりました。近年においても湯量の低下やスケール堆積に伴う温泉管理面においても、維持、保全にかかる経費捻出に苦慮しているのが実態でありまして、歴史のある温泉地としての存続が危機的状況にあると憂慮をするものであります。各旅館、ホテル等では、それぞれ趣向を凝らした誘客戦略を持って臨んでいると認識しておりますが、誘客に直結した情報提供のほか、魅力ある商品開発やサービスの提供が不可欠であると思われまので、温泉組合、旅館、ホテル、観光協会などの関係団体との連携を図りながら、地熱資源の利活用とあわせて鋭意取り組んでまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。

下賀茂温泉をうまく活用して、よい町をつくっていただきたいと思います。

以上で清水清一の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君の質問を終わります。

ここで10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎諮第1号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） これより議案審議に入ります。

諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（稲葉勝男君） 朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 諮第1号の提案理由を申し上げます。

南伊豆町において法務大臣から委嘱されている人権擁護委員は5名ですが、うち1名が平成27年11月30日をもって退任されました。

候補者の推薦については、人権擁護委員会法第6条第3項により、市町村長は法務大臣に対し、市町村議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある者で、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないと規定されております。

今回推薦する南伊豆町青市1104番地の5、加藤生喜氏は、これらの諸要件を兼ね備えた方であると思料されますので、議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は平成28年4月1日から3年となっております。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

諮第1号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、諮第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎報第1号の上程、説明、質疑

○議長（稲葉勝男君） 報第1号 専決処分の報告について（南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 報第1号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税分野における個人番号の利用について、平成27年12月18日付総務省自治税務局通知、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しについてにより、個人番号の利用の取り扱いについて一部見直しがされたことから、平成27年3月31日に専決処分し、6月定例会でご報告いたしました南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成27年条例第12号）及び12月定例会で議決いただきました南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第23号）について、改正規定の施行日である平

成28年1月1日以前に一部を改正する必要が生じたため、町長の専決処分に関する条例第1条第1項第5号の規定により、12月28日付をもって専決処分いたしました。

改正内容は、条例第12条の改正規定中、第51条第2項で規定している町民税の減免申請書の記載事項及び条例第23号の改正規定中、第139条の3第2項第1号で規定している特別土地保有税の減免申請書の記載事項から、それぞれの個人番号の規定を削除するものです。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第2号の上程、説明、質疑

○議長（稲葉勝男君） 報第2号 専決処分の報告について（南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 報第2号の提案理由を申し上げます。

本議案も、報第1号と同様に、地方税分野における個人番号の利用の取り扱いについて一部が見直しされることによるもので、12月定例会で議決いただきました南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第24号）について、改正規定の施行日である平成28年1月1日以前に改正する必要が生じたため、町長の専決処分に関する条例第1条第1項第5号の規定により、12月28日付で専決処分をいたしました。

改正内容は、第25条第2項第1号で規定している国民健康保険税の減免申請書の記載事項から個人番号の規定を削除するものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第3号の上程、説明、質疑

○議長（稲葉勝男君） 報第3号 専決処分の報告について（南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 報第3号の提案理由を申し上げます。

本議案も、報第1号、報第2号と同様に、地方税分野における個人番号の取り扱いについて、その一部が見直しされることによるもので、平成27年12月定例会で議決いただいた南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例（平成27年条例第25条）について、改正規定の施行日である平成28年1月1日以前に改正する必要性が生じたため、町長の専決処分に関する条例第1条第1項第5号の規定により、12月28日付で専決処分いたしました。

改正内容は、第10条第2項で規定している徴収猶予申請書及び第11条第2項で規定する減免申請書の記載事項から個人番号の規定を削除するものです。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第4号の上程、説明、質疑

○議長（稲葉勝男君） 報第4号 専決処分の報告について（南伊豆町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） 報第4号の提案理由を申し上げます。

本議案は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）が平成27年9月4日公布され、これにより農業委員会等に関する法律の一部改正が行われ、平成28年4月1日から施行されます。また、この一部改正により農業委員会等に関する法律第29条に規定されていた内容が法第35条に条ずれしたため改正を行うものです。

なお、当条例は法律の改正に伴う引用条項の整理を行うための改正で、町長の専決処分に関する条例第1条第1項第5号の規定により、平成28年1月8日付専決処分をいたしました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎議第1号～議第7号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第1号 南伊豆町南崎財産区管理委員会委員の選任について、議第2号 南伊豆町南崎財産区管理委員会委員の選任について、議第3号 南伊豆町南崎財産区管理委員会委員の選任について、議第4号 南伊豆町南崎財産区管理委員会委員の選任について、議第5号 南伊豆町南崎財産区管理委員会委員の選任について、議第6号 南伊豆町南崎財産区管理委員会委員の選任について及び議第7号 南伊豆町南崎財産区管理委員会委員の選任についてを一括議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（稲葉勝男君） 朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） 議第1号から議第7号議案までは南崎財産区管理委員会委員の任期が、平成28年3月31日で満了することに伴います7人の委員の選任議案でありますので、提案理由を一括で申し上げます。

財産区管理委員は、地方自治法第296条の2及び南伊豆町南崎財産区管理委員会条例第3条の規定に基づき選任され、財産区の管理運営を行うものです。つきましては、南崎財産区の管理運営に精通しております石廊崎25番地の2、渡邊満、石廊崎27番地、楠重吉、石廊崎26番地、鈴木宏文、大瀬338番地、菊池源夫、大瀬540番地の1、菊池和夫、下流46番地の1、平山常藏、下流106番地、平山一仁を各管理委員として選任いたしたくご提案申し上げます。

なお、履歴につきましては別紙のとおりでございますのでごらんください。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は議案番号を述べ、質疑をしていただきたいと思います。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論のある方は議案番号を述べ、討論をしていただきたいと思います。

原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第1号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第1号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第2号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第2号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第3号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第3号議案は原案のとおり可決することに決定しました。
採決します。

議第4号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第4号議案は原案のとおり可決することに決定しました。
採決します。

議第5号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第5号議案は原案のとおり可決することに決定しました。
採決します。

議第6号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第6号議案は原案のとおり可決することに決定しました。
採決します。

議第7号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第7号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第8号～議第14号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第8号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について、議第9号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について、議第10号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について、議第11号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について、議第12

号 南伊豆町三坂財産区管理委員会委員の選任について、議第13号 南伊豆町三坂財産区管理委員会委員の選任について及び議第14号 南伊豆町三坂財産区管理委員会委員の選任についてを一括議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（稲葉勝男君） 朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第8号から議第14号議案までは三坂財産区管理委員会委員の任期が、平成28年3月31日で満了することに伴い7人の委員の選任議案でありますので、提案理由を一括で申し上げます。

財産区管理委員は、地方自治法第296条の2及び南伊豆町三坂財産区管理委員会条例第3条の規定に基づき選任され、財産区の管理運営を行うものです。つきましては、三坂財産区の管理運営に精通しております入間395番地の1、外岡満治、入間724番地の3、里中長平、入間898番地、外岡茂徳、入間1274番地、山本昇孝、入間1301番地の1、高野馨、一色304番地、黒田宏、一色458番地の11、黒田要を管理委員会委員として選任いたしたくご提案申し上げます。

なお、履歴につきましては別紙のとおりでございますのでごらんください。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は議案番号を述べ、質疑をしていただきたいと思います。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論のある方は議案番号を述べ、討論をしていただきたいと思います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第8号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第8号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第9号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第9号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第10号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第10号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第11号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第11号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第12号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第12号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第13号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第13号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第14号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第14号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第15号 南伊豆町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第15号の提案理由を申し上げます。

本議案は、多様化、高度化する住民ニーズへの対応及び住民生活に密着した組織体制の構築を目指すとともに、国の重要施策である地方創生に向けた事務事業体制の充実強化を図るものです。また、機構改革の詳細につきましては、施政方針でも述べたとおりでございますが、本改正をもって第2条に定める7課のうち、企画調整課を企画課に、建設課を地域整備課に、産業観光課を商工観光課に改めるもので、平成28年度から実施するものです。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） いまひとつ、企画の地方創生室の創設ということはちょっとわからないでもないんですが、いわゆる産業観光課の一部、農林水産係を地域整備課に行くということ、これらの意図するところと狙いというんですかね、いわゆる町政の政策上はどのような議論をなされて決められてきたのか、この点を今後の町政執行の戦略とあわせて狙いをお答えしていただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

いわゆる産業観光課というのは、観光も産業といえば産業なんですけれども、観光というのは、ある意味では独立した形があるわけでありまして、どうもしっくりいかないと、それで商工観光課という形で、産業課のほうには農林水産という形を、いわゆる産業関係の農林水産に関しましては地域整備課でいろいろな諸事務を扱う、こういう形の中で業務を平準化していくというか、そういう形を考えたわけでありまして。産業観光課というと何か非常に私とすると言葉がわかりにくい、余りにも広過ぎるという部分を感じて、このような形の計画にしたわけでございます。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） かつては農林水産課という課があって、その後の変遷の中で産業観光課という形態になってきたわけですが、中山間地域の全体としては農林水産、1次産業のいわゆる基幹産業としての役割という点から農林水産課というのが多くのところで課としての位置づけをされてきたわけですが、改めて農林水産のこの位置づけということに関して、この分野での産業振興ということについての位置づけはどのようにされて地域整備課という中に入れられたのか、その点お答えしていただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

位置づけという言葉が非常にわかりにくいお言葉で、どういう意味を言われているのかわからないんですけれども、やはりいわゆる事業を推進していく、事務事業を推進していく上で、こういうもとの建設課、それと農林水産関係が一体的にやる部分というのは非常に多い、関連する事業が多い、そういう形の中でこういう形を考えたわけでありまして。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） なぜ今のことを言うかというのと、一般質問でもTPPなんかの話をしましたけれども、現状が大変とか過去より衰退しているという位置づけがあっても、これはもう政治の影響なんでやむを得ないとしても、客観的、本質的に農林水産という1次産業の位置づけというのは、基幹産業という位置づけで私は非常に重要なものだという認識を持っているんですね。同時に、この間言葉として余り好きではないんですが、6次産業という観光と農林水産、1次産業を結びつけた取り組みが声高に叫ばれて、この数年やられてきているという点で、こうした商工観光と分けた場合に、6次産業化の連携、推進という点はどのように今後考えていこうとされているのか、その点はいかがですか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） 何も6次産業化するのに連携がとれないというわけではなくて、いわゆる縦の組織ではなくて、横串も当然入るような組織であります。そのような考え方に関しては全然見解が相違している、このように思います。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 別に否定しているわけではないんで、相違ということで、進めていく、前進させていく、発展させていくという観点からどのような構想であるかということで、違いを私、際立たせているわけではないんでご理解していただいて、ぜひ頑張ってくださいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（橋本元治君） 町長の答弁のほうに補足をさせていただきます。

施政方針のほうでも若干町長のほうからも触れました、ご案内のとおり地籍調査がこれからやはり入ってくるというところがございます。圧倒的に本町の場合に、やはり技術職というのも少ないというところがございます。そういう兼ね合い、あるいは縦貫道の残土の関係もやはり入ってくるというところで、かなりの部分で技術的な部分というのもございます。おっしゃるとおり、当然これは1、2、3次産業合わせて6次産業ということも当然あって、観光とは当然セットといいますかリンクしてくるところがあるかと思います。それも先ほど町長が申しあげましたように、当然隣の課ということになりますが、観光とのタイアップ、産業との商工とのタイアップということは当然これ連携がなされるというところでご理解をいただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

○8番（漆田 修君） 行政機構図を拝見いたしました、非常に苦肉の策だなどは実は感じております。国においても地方創生省ができて、各ラインの既存の省庁との業務のすり合わせ、どこまで例えば創生省が権限が及ぶか、縦横の繊維ですね、一つの布に考えると、縦に対する横のラインが従来の企画が担当していった地方創生室に相当するもの、要するに、それを今まち・ひと・しごとという地方創生省の全国の自治体に対するばらまきの予算ですよ。早い意味で言うと、八百屋に商品をだつと並べて、大安売りだ、皆さんこの中から選んで、自分の自治体に合ったやつを選んでくださいよと、それだけの気持ちで今、地方創生省の位置づけが、そういうような見方をほとんどの方が、これはインテリの方々もそういう見方をしている方が多いです。

その中で、例えば問題は企画立案が地方創生室であるところまで行って、実際の実施が各省庁の、例えば今回で言いますと地域整備課であるとか、そういったところに移行しますね、実務が、そのときの例えばその実務が円滑にうまくいくのかどうか、その辺の職務の規定がきちりなされているのか、それが実はその機構改革の大きなポイントであろうかと思えます。

先ほど同僚議員が言いました、それは副次的なものなんですね。要するに、こういうものも6次産業もできるよというのは副次的な意味合いですが、その辺の考えは副町長がいいのかな、ちょっとあつたら答えてくれませんか。

○議長（稲葉勝男君） 副町長。

○副町長（松本恒明君） お答えいたします。

地方創生室をつくりましたことは、従前の行政のやり方として町があつて、県があつて、国があつてというようなやり方でしたが、この地方創生、また杉並との連携に関しまして、また町長が就任して以降、地熱利用ということで非常に国との直接交渉の機会が多くなりました。杉並区との直接交渉も多くなりました。その中で一番感じたのはスピード化であります。要は今までは、ある意味県に頼って、県にお願いして国へ申請してくださいというようなやり方だったんですが、直接、経産省、もしくは内閣府、私も先日行ってきましたけれども、町長も先頭に立ってやってきます。非常にハードなネゴシエーションをしてくるわけです。

そういった中で企画は企画でどんどんと時代の変化に基づいて新たな企画をしていく中で、企画の課長を初めとした職員の機能がパンク状態になっていることも事実であります。そういったこととスピード化と、世の中待ってくれませんかものでスピード化を図っていくということにつきまして、この地方創生室を設けて室長の即決即断、町長直轄のような即決即断の

スピード感を図っていくと、そういったことで地方創生を勝ち抜いていくんだというような強い決意のあらわれだと私は考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

○8番（漆田 修君） そのおっしゃることよくわかるんですね。例えば具体的な例を1つ挙げますと、さきの杉並との関係でC C R Cの話がございましたね。実はそれを話を進めていく過程で2つの問題点がありました。生活保護者の問題、途中から例えば住民票、その当該地に移転した場合の処遇の扱い、これは従来からのその会合における議論というのは、企画でなくて担当の健康福祉課がそれに当たったんですね。それは私も承知しております。それについては、さきの臨時国会でその2つの案件は通過したので、その問題はなくなったんですね。それと同じようなことが、このC C R C以外のことにおいてもラインの部局と、あるいはその企画の今回の地方創生室との関係が円滑にどこから、例えば実際に業務に移したときに、それがうまく円滑に行くかというところ、その辺はきっちりもうこの組織をつくった段階で、もうでき上がっているという理解でよろしいんですね。

○議長（稲葉勝男君） 副町長。

○副町長（松本恒明君） なかなか線を引いて1足す1が2になるようなラインはなかなか引きにくいんですが、ただ、この課の設置条例の改正に伴いまして、3月までに今度は規則で係の業務分担等の規定を整備していきます。そういったことで、まず表面上は解決できるということと、このC C R Cに限らず特養とか、いろいろなこと、広域的な連携につきましては事あるごとにワーキンググループとかプロジェクトの規定も整備しましたので、もう既に健康福祉課、企画、建設、産業観光、絶えず担当課、関係する課長を初め、係長は絶えず集まって打ち合わせをして情報の共有化を図っているところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

○8番（漆田 修君） 了解しました。私それでよろしいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第15号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第15号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第16号 南伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） 議第16号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成26年6月13日に行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、関係条例や改正等を行うものです。

改正行政不服審査法では、1、不服申し立て構造の見直しによる不服申し立ての種類が原則審査請求に一元化されたこと。2、審査請求人等の手続保障が拡充され、口頭意見陳述において審査請求人等が処分庁等に対する質問が可能となったこと及び提出書類等の閲覧範囲の拡充と謄写が可能になったことなどが、当該例規に影響するため改正を行うものであります。また当改正に合わせて、名称及び引用条項の修正も一部行っております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第16号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第16号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第17号 南伊豆町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） 議第17号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成26年6月13日に行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日から施行されるに伴い、関係条例の改正等を行うものです。

行政不服審査法では、1、不服申し立て構造の見直しによる不服申し立ての種類が原則審査請求に一元化されたこと。2、審査請求人等の手続保障が拡充され、口頭意見陳述において審査請求人等が処分庁等に対する質問が可能になったこと及び提出書類等の閲覧範囲の拡充と謄写が可能になったことなどが、当該例規に影響するため改正を行うものであります。また、当改正に合わせて字句の修正も一部行っております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○7番（清水清一君） 個人情報保護の条例でございますけれども、こういうこれまで不服申し立てみたいなのは年何回ぐらいあったのかと、回数等がわかりましたらお教え願えますか。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（橋本元治君） お答えをいたします。

私の知る範囲ではございません。よろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第17号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第17号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第18号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第18号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成26年6月13日に行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の改正を行うものです。

改正行政不服審査法では、1、不服申し立て構造の見直しによる不服申し立ての種類が原則審査請求に一元されたこと。2、審査請求期間が60日から3カ月に延長されたこと。3、審査請求人等による各種記録、資料の謄写が可能になったこと。4、手続の方法等を行政不服審査法に合わせる必要があることなどが影響するため、関係例規集を改正するものです。

なお、手数料の金額につきましては、印刷に要する経費、町内の店舗及び近隣市町の動向を勘案し、単色刷りの場合は10円、多色刷りの場合は50円と設定しております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第18号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第18号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第19号 南伊豆町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） 議第19号の提案理由を申し上げます。

年々増加傾向にあるふるさと寄附については、ふるさと寄附条例第2条により寄附金の使途、指定等を規定しております。このような中で近年における町財政の厳しい現状に鑑み、ふるさと寄附金のさらなる有効活用をめどに、使途、指定に関する条項を魅力あるまちづくりの事業として集約するものです。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第19号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第19号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第20号 南伊豆町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例制定

についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第20号の提案理由を申し上げます。

本議案は、議第19号で上程いたしました、ふるさと寄附条例の一部改正に伴うもので、本条例第2条に係る条文の整理を行うものです。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第20号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第20号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第21号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第21号の提案理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の一部改正により、担い手の農地利用の集積集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化を推進するため新たに農地利用最適化推進委員が新設されます。このため本条例で定める必要があることから、新たに追加するもので、報酬額を日額4,500円、半日額3,000円とするものです。また、賀茂郡障害者認定審査会委員（医師、その他委員）は、賀茂地区障害者認定審査会共同設置規約第3条の規定により、平成28年度から南伊豆町が当審査会の事務局となるため新たに追加するもので

あります。

金額は審査会立ち上げ時に医師会等と協議して、医師 2 万円、その他の委員を 1 万 1,000 円とし、これらは賀茂地区で統一した金額としております。加えて、不法投棄監視員は非常勤の特別職員であります。報償費として支出しており、報酬に切りかえる必要があるため新たに追加したもので、金額は報償として支出していた金額と同額の年額 1 万 4,000 円としております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第 21 号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第 21 号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第 22 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第 22 号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第22号の提案理由を申し上げます。

本議案は、2015年人事院勧告により、官民格差等に基づく給与水準の改定が求められ、平成28年1月20日、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が可決成立したことに伴い、当町においても一般職の給与条例の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

〔総務課長 橋本元治君登壇〕

○総務課長（橋本元治君） 議第22号についてご説明をさせていただきます。

本議案につきましては、平成27年8月6日の人事院勧告に基づき、本年1月20日、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律、平成258年法律第1号が可決成立したことに伴うものでございます。

本議案及び資料ナンバー12としてお配りしてございます、新旧対照表とあわせてごらんをいただければというふうに思います。

この条例は、2本立てとなっておりまして、第1条は平成27年4月1日適用、第2条は平成28年4月1日施行の内容となっております。

まず、改正条例第1条でございますが、平成27年人事院勧告に基づき12月の勤勉手当の支給率を100分の75から85へ、0.1カ月増額するものでございます。

なお、適用時期につきましては附則第1項にあるとおり、平成27年4月1日といたします。

新旧対照表では、第1条による改正として勤勉手当、第15条の6でございまして、さきに記載の下線部分が改正後となっております。

次に、改正条例第2条でございますが、第3条、第4条の4及び別表2の改正につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律、平成26年法律第34号により職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる、等級別基準職務表を条例で定めることとなったため、現行で定める級別職務分類表を等級別基準職務表に改めるものでございます。

次に、第10条の3、第15条の6及び別表1についてでございますが、これは人事院勧告による改正となります。

第10条の3、単身赴任手当では公務が民間を下回っている状況を踏まえ、基準額を7,000円引き上げ、加算額を2万5,000円引き上げるものでございます。

第15条の6では、改正条例第1条によりまして12月支給分の勤勉手当を0.1カ月分増額しましたが、平成28年4月1日以降はその0.1カ月分を2回に分けて支給することとなるため、100分の10増加した分を100分の5ずつに分けるため100分の85を100分の80とするものでございます。

別表1の給料表の改定につきましては、平成26年人事院勧告の給与制度の総合的見直しによるものでございます。給与制度の総合的見直しにつきましては、賀茂郡内5町では実施が見送られてございましたが、県内他市町との平準化を勘案し、平成28年4月1日から実施することといたしました。給料表の金額につきましては、平成26年の総合的見直しにより示された給与表に平成27年人事院勧告による月例給の改定を反映させたものとなっております。今回の給料表の改定によりまして、若年層は引き上げ、中間層以上は引き下げとなりますが、激変緩和措置といたしまして給料が下回った場合は、附則第3項にご案内のとおり、平成30年3月31日までの2年間、現給保障することとしてございます。

なお、職員115人のうち83人が給料表上減額となります。このため現給保障の対象となるということでございます。

最後に、第15条の5では、上位法の改正に伴い条文の整理を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第22号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第22号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第23号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） 議第23号の提案理由を申し上げます。

本議案は、2015年人事院勧告により、官民格差等に基づく給与水準の改定が求められ、平成28年1月20日、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が可決成立したことに伴い、当町においても常勤特別職の給与条例の改正を行うものです。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

[総務課長 橋本元治君登壇]

○総務課長（橋本元治君） 議第23号についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、平成27年8月6日の人事院勧告に基づき本年1月20日、特別職の

職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律、平成28年法律第2号が可決成立したことに伴うものでございまして、先ほどご審議いただきました議第22号に関連するものでございます。

本議案及び資料ナンバー13としてお配りしてございます、新旧対照表とあわせてごらんください。

改正条例第1条は、改正元条例第5条の期末手当について、12月支給分の率を100分の217.5から227.5に変更するものでございます。

なお、この適用時期は附則第2項のとおりでございます。このため、既に支給済みの12月の支給額は内払いとなり、差額につきましては年度内に支給することとなります。

また、改正条例第2条では、12月で加算した0.1カ月分を28年度においては6月と12月の支給に振り分けるため、6月には0.05月分を加算し、12月分では27年度で0.1カ月分加算したため0.05カ月分差し引くこととしたものでございます。

なお、この措置は平成28年度以降のこととなりますので、附則第1項に規定のとおり、28年4月1日から施行となります。

特別職の給料に関しましては、南伊豆町特別職報酬等審議会に諮問し、答申を得ることになってございますが、当該手当につきましてはその規定のないことから、諮問対象外とされているところでございます。

また、これまでも一般職と同様に改定をお願いをしまいりましたので、今回も同様に上程をさせていただくものでございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第23号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第23号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第24号 南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） 議第24号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成27年4月1日施行の地方税法の一部を改正する法律、平成27年法律第2号により地方税法が改正されたことに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正するもので、猶予制度の見直し等の納税環境の整備に係る規定を追加することが主な内容となっております。

詳細につきましては、町民課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

[町民課長 渡辺雅之君登壇]

○町民課長（渡辺雅之君） 議第24号 南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定について説明をさせていただきます。

納税につきましては、納期限内納付が原則であり、滞納者に対しましては厳正に対処することで納税者との公平性を確保する必要があります。しかし、納税者によっては災害などによって納付できない場合や財産の換価を直ちに実施することで、その事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがある場合もございます。このため、平成27年度税制改正におきまして地方税法が改正をされ、納税者の負担の軽減を図るとともに滞納の早期段階での計画的な納付を確保する観点から、平成26年度税制改正における国税の見直しと同様に、新たに納税者の申請に基づく換価の猶予制度が設けられるとともに、従来からあります徴収の猶予及び職権による換価の猶予について所要の見直しが行われました。これに伴いまして、条例で定めることとされました申請手続等の項目について、国税及び静岡県税の取り扱いに準じて定めるものでございます。

改正の概要でございますが、換価の猶予につきましては、滞納処分の手続が既に進行している段階での猶予でございます。滞納の原因は滞納者自身にあります。現時点で納税に対する誠実な意思が認められるので、差し押さえ処分後の換価措置を猶予するもので、このうち職権による換価の猶予につきましては今回、担保の徴取基準の緩和及び分割納付の規定整備等、提出書類を条例に規定するものでございます。

また、納税者の申請による換価の猶予につきましては、徴収の猶予と同様に申請制度が新設をされ、要件としていつときに納付することにより事業継続、生活維持困難となるおそれがあり、他に町税及び国民健康保険税の滞納がない納税者で、また、納税について誠実な意思を有するとき、納期限から6カ月以内において申請ができるものでございます。

条例の規定につきましては、申請期限、担保の徴取基準、分割納付の規定整備、申請書類の記載事項及び提出書類を規定するものでございます。

これに対しまして、徴収の猶予は滞納処分の着手前の段階での猶予でございます。災害、盗難、病気など、納税者の責任はほとんどなく不可抗力によって新たに滞納となる場合、また、事業の休廃止などにより新たに滞納になりそうな場合に、申請によって徴収を猶予できる制度で、今回担保の徴取基準の緩和及び分割納付の規定整備と申請書の記載事項及び添付書類を条例に規定するものでございます。

改正の内容につきましては、お手元にお配りしてございます資料ナンバー14の新旧対照表により主な点について説明をさせていただきます。

資料ナンバー14、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例、新旧対照表をごらんください。

新旧対照表につきましては、左側が改正後、右側が改正前の条文で、アンダーラインを引いてある部分が改正する箇所となっております。

では、1 ページ目でございますが、第 8 条の徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付または分割納入の方法でございますが、地方税法におきまして徴収の猶予に係る徴収金の納付方法については、地方団体の条例で定めることとなったため、規定を追加をするものでございます。

第 1 項は、徴収の猶予をする場合における当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を分割して納付し、または納入する方法について条例で規定をするもので、徴収の猶予に係る徴収金については分割納付または分割納入とする規定でございます。

第 2 項でございますが、徴収の猶予に係る徴収金を分割して納付させる場合においては、当該分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を定めるものとする規定するものです。

第 3 項は、徴収の猶予を受けた者がその納付期限までに納付することができないことにつき、やむを得ない理由があると認めるときは分割納付の各納付期限ごとの納付金額を変更することができるものと規定をするものでございます。

第 4 項でございますが、第 2 項の規定によりまして分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を定めたときは、その旨、当該徴収の猶予を受けた者に通知をしなければならないと規定をするものでございます。

2 ページをごらんください。

第 5 項でございますが、第 3 項の規定により分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を変更した場合は、その旨、当該変更を受けた者に通知をしなければならないと規定をするものでございます。

次に、第 9 条の徴収の猶予の申請手続等でございますが、これも地方税法に徴収の猶予の手続について規定をされ、申請書の記載事項及び添付書類については地方団体の条例で定めることとなったため、規定を追加するものでございます。徴収の猶予を申請する場合の申請書類の記載事項は、第 1 号から順にいつきに納付することができない事情の詳細、納付すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額、猶予を受けようとする金額、猶予を受けようとする期間、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3カ月を超える場合には、提供しようとする担保の種類、数量、価格及び所在、その担保に関して参考となるべき事項、その他町長が必要と認め

る事項でございます。

3 ページをごらんください。

第2項では、申請書への添付書類を規定しておりまして、第1号から順に添付書類につきましては、いつときに納付することができない事実を証する書類、財産目録、その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類、猶予を受けようとする日、前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が三月を超える場合には担保の提供に関し、必要となる書類、その他町長が必要と認める書類でございます。

4 ページをごらんください。

次に、第11条、職権による換価の猶予の手續等でございますが、これも地方税法に職権による換価の猶予の手續等について規定をされておりますが、分割納付の方法や書類の提出については地方団体の条例で定めることとなったため、条例に規定を追加するもので、分割納付の方法については毎月の分割納付または分割納入とし、やむを得ない事情がある場合は随時の納付または納入とするもので、そのほかにつきましては徴収の猶予の規定を準用してございます。

第3項で規定する提出を求めることができる書類は、第1号から順に第9条第2項第2号から第4号を準用する項目として、財産目録、その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類、猶予を受けようとする日、前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入、支出の見込みを明らかにする書類、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が三月を超える場合には担保の提供に関し、必要となる書類、分割納付をさせるために必要となる書類、その他町長が必要と認める書類でございます。

次に、5 ページをごらんください。

第12条の申請による換価の猶予の申請手續等でございますが、これも地方税法におきまして申請による換価の猶予の手續等について規定をされておりまして、分割納付の方法や申請期限、申請書への記載事項及び添付書類等については地方団体の条例で定めることとなったため、規定を追加するものでございます。

分割納付の方法については、毎月の分割納付または分割納入とし、やむを得ない事情がある場合は随時の納付または納入とするもので、そのほかにつきましては徴収の猶予の規定を準用してございます。

申請期限につきましては、徴収金の納期限から六月以内にされた申請に基づき、滞納処分

による財産の換価を猶予することができる」と規定をしております。

第4項に申請書への記載事項を規定をしております、第1号から順に、いつときに納付することにより事業の継続または生活の維持が困難となる事情の詳細、第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号を準用する項目として、納付すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額、猶予を受けようとする金額、猶予を受けようとする期間、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が三月を超える場合には提供しようとする担保の種類、数量、価格及び所在、その担保に関し、参考となるべき事項、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額、その他町長が必要と認める事項でございます。

また、第5項で規定をしております申請書への添付書類でございますが、第1号から順に第9条第2項第2号から第4号を準用する項目として、財産目録、その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類、猶予を受けようとする日、前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が三月を超える場合には担保の提供に関し、必要となる書類、その他町長が必要と認める書類でございます。

6ページをごらんください。

第13条でございますが、担保を徴する必要がある場合について規定をしております。地方税法におきまして、担保を徴する必要がある場合について、地方団体が条例で定めることとなったため規定を追加するもので、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が三月以内である場合または担保を徴することができない特別な事情がある場合と規定をします。

第18条として、第18条の2、第23条の3項につきましては、所要の条文整理でございます。最後になりますが、改正条文の附則の説明をさせていただきます。

議案に付してあります南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例をごらんください。

改正条文2枚めくっていただきますと、附則第1条となっております、施行期日でございますが、第1条によりまして、この条例は平成28年4月1日から施行いたします。

以下、附則第2条は経過措置になっておりまして、徴収猶予に係る規定は平成28年4月1日以後に申請される徴収の猶予について適用し、職権による換価の猶予に係る規定につきましては平成28年4月1日以後にされる換価について、申請による換価の猶予に係る規定につきましては平成28年4月1日以後に納期限が到来するものについて、それぞれ適用をするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○7番（清水清一君） 資料のほうですね、資料の2ページの一番下のほうですけども、猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合と書いてありますけれども、6ですね、9条の6で書いてありますけれども、そのときに担保の種類とか書いてあります。数量、金額等ありますけれども、これは担保は土地とか建物になった場合はどう評価するのかという形をお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町民課長。

○町民課長（渡辺雅之君） お答えいたします。

担保の関係でございますが、担保の評価につきましては不動産鑑定士を入れまして評価をいたします。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） わかりました。

それで、そうしますと、担保にするという形は、では、登記するという形でしょうか。これは登記、評価しただけで、それを売られたら関係なくなっちゃう可能性も出てきますので、これは登記、猶予した場合は登記すると土地に、土地が要するに物件として来た場合は、登記を行うという形になってくるのでしょうか。その場合、どういう名目なんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町民課長。

○町民課長（渡辺雅之君） 徴収の猶予については、まだ差し押さえをしている前の段階であります。換価の猶予につきましては、差し押さえをしている段階でありますので当然登記はします。徴収の猶予につきましても、まだ私ども事例は1件もございませんが、登記はするようになるかと思えます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。
採決します。

議第24号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第24号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩とします。

○町長（梅本和熙君） 議長、休憩の時間をできれば1時10分までにして、公務あります。

○議長（稲葉勝男君） では、失礼しました。町長公務のため1時10分から開会します。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時10分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第25号 南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） 議第25号の提案理由を申し上げます。

本議案は、介護保険法の一部改正に伴い、介護保険制度の予防給付のうち訪問介護、通所介護が地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に移行されることから、南伊豆町における実施の時期を定めるものです。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 黒田三千弥君登壇〕

○健康福祉課長（黒田三千弥君） 議第25号の説明をさせていただきます。

本改正の趣旨でございますが、介護保険第115条の45第1項に規定してございます、介護予防・日常生活支援総合事業、以下、総合事業と言わせていただきます。でございますが、今、町長が提案説明で申されたとおり、介護保険制度上の市町村が行う地域支援事業となります。これは市町村が中心となって地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とするものでございます。

先般、26年成り立ちました地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、要支援者等の多様な生活支援ニーズについて、従来予防給付として介護保険上提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村の実施する総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限生かしつつ、介護予防訪問介護等と住民等が参画するような多様なサービスを総合的に提供する仕組みとすることと見直すことになった背景がございます。

今回条例の一部改正でございますが、お手元に資料として新旧対照表が配られておりますので、その資料をもとにご説明申し上げます。

資料ナンバー15をお開きください。

資料ナンバー15、下段のほうでございますが、附則でございます。改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置をうたっております。右、旧でございますが、アンダーラインを引いております。第6条でございますが、平成27年4月1日から町長が定める日までの間に行わず、当該日の翌日から行うものとするということ

で、昨年3月の定例議会で介護保険条例の一部を改正し、議決いただきました。その部分を左、新のアンダーライン部分でございます。平成27年4月1日から平成28年3月31日までは行わず、平成28年4月1日から行うものとするという改正にさせていただきます。すなわち、さきの整備に係る法律等で総合事業の施行日は平成27年4月1日と定められておりましたが、市町村による実施は平成29年4月まで、3月末までですけれども、猶予できるとされておりました。それで介護保険条例の旧にうたってございます文言を、南伊豆町におきましては1年早めまして前倒しをさせていただきます。平成28年4月1日から実施というふうに変えさせていただきたく今回ご提案をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくどうぞお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○7番（清水清一君） この介護予防・生活支援の体制整備という形で、ほかの市町村から見れば1年早くこの体制が整ったという形だと思いますけれども、その整ったのは一生懸命担当課がやったのもありまじょうし、あると思うんですけれども、この整ってどういうことをやるのか、簡単にお教え願えたらお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） お答えいたします。

この体制につきましては、2点ほど私どものほうは考えてございます。

まず1点は、従来事業所、例えば通所の事業所等でヘルパー、事業所等で要支援1、要支援2の方にヘルパーさんですと自宅に赴いてサービスを提供する。通所ですとデイサービスと申しますが、そこでサービスを提供する。その事業所さんが継続して同じサービスができるようなみなし指定をいたしまして事業の継続、激減を、大きく変わることはないように対応をいたします。

もう1点は、これは予算でご審議いただくところでございますが、介護ボランティア制度を創設いたしまして、住民の方が要はそのヘルパーさん等にかわってサービスを提供できるような仕組みを行います。それにつきましては、当然ボランティアさんなものですから、無償というのが原則でございますが、介護ポイントをおつけいたしまして、年間5,000円程度のお礼と申しますか、報償的なものをおつけするというような格好で考えてございます。

2点が私どもの考えている体制と、十分なものというふうには認識してございませんが、

より1年間かけまして体制を充実するという考えでございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第25号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第25号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第26号 南伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第26号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成26年6月に地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が公布され、平成28年4月1日に介護保険法が改正されることに伴い、小規模な通所介護事業所は市町村が指定監督する地域密着型サービスに位置づけら

れることとなったため、事業所の指定、介護保険法上のサービスの基準等について条例で定めるものです。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 黒田三千弥君登壇〕

○健康福祉課長（黒田三千弥君） 議第26号の説明を行わせていただきます。

同じく、お手元に配付してございます新旧対照表、資料ナンバー16及び改正条文の両方で説明させていただきます。

本条例の一部改正の趣旨でございますが、この元条例は平成25年に条例を新規に策定し、ご決議いただきました。地域密着型サービスの指定ということが、要は市町村におりてきたものですから、その条例整備が必要ということで定められるものでございます。

実は、本町にはこのサービスに対応する事業所はございません。しかしながら、整備制定が必要でございました。そこに今回一部改正をするということは、新たに通所介護、俗にデイサービスと申しますが、デイサービスのうち利用定員が18歳以下の小規模な通所介護事業所が新たに地域密着型サービスに移行するというに伴って、この一部改正を提案させていただくものでございます。

本町には現在、4事業所がこれに当たることとなります。従来は静岡県が指定等で基準もつくってございましたが、介護保険制度の改正により、述べましたように市町村が整備基準等を定める必要になりましたので、本提案となったことでございます。

それでは、改正部分についての説明を行います。

資料ナンバー16のめくっていただきまして3ページ目でございますが、新のほうの中段、10章に新たに地域密着型通所介護として4節から成る203条から221条までの条文を追加させていただきます。

それでは、追加に関するものについて少し詳しくご説明いたします。ページを再度めくってください。5ページ目になります。

左側、最下段、10章、地域密着型通所介護の記述でございます。第1節、基本方針203条、以下、次のページ、2節、人員に関する基準、人員に関する基準、つまり通所、指定の地域

密着型通所介護の事業を行う者が事業所ごとに置くべく従業者について定めるものでございます。

続きまして、次の次のページ、9ページ目になろうかと思えます。

設備に関する基準、3節でございます。地域密着型通所介護事業所に備えるべき設備、備品等についての定めでございます。食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室、消火設備、その他非常災害に際して必要な設備、指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等の記述がそれぞれ各条に記述がございます。

続きまして、10ページでございます。

4節、運営に関する基準でございます。ここは207条から221条まででございますが、それぞれ運営に関し、どうすべきかという記述になってございます。その中で特に1点説明をさせていただきます。

218条、すみません、お聞きください。

ページの一番下のほうになります、218条、地域との連携等という見出しのところでございますが、ここが事業者、町ではございませんで、事業者はそのサービスの提供に当たっては利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員、包括の職員等々を構成員とする協議会を設置して、六月に1回、半年に1回、活動状況等を報告し、会議等による評価、会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないということで、この記述がされてございます。町が協議会等を設置するものでなく事業者がやりなさいということでございます。それには、当然その内容の検討等、公明、公平と、そういうことをチェックすることになろうかと思えます。

この最後になりますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は介護保険法の改正される28年4月1日から適用ということでございます。さっき4件と申しましたですけれども、日常的には今、20人定員のところを下げますよというようなことで新たにうちのほうの指定該当になる事業所としたい質問が出ております。再度繰り返しますが、この体制により該当になる事業所は、現在のところ4事業所が該当となる予定でございます。

説明は以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思えますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第26号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第26号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第27号 南伊豆町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第27号の提案理由を申し上げます。

本議案は、議第26号でも申し上げましたが、平成26年6月に地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が公布され、平成28年4月1日に介護保険法が改正されることに伴い、小規模な通所介護事業所は市町村が指定監督する地域密着型サービスに位置づけられることとなったため介護予サービス事業所の指定、介護

保険法上のサービスの基準等について条例で定めるものです。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 黒田三千弥君登壇〕

○健康福祉課長（黒田三千弥君） 議第27号の説明をさせていただきます。

説明資料、新旧対照表、資料ナンバー17をお開きください。

17をめくってもらいまして、次のページでございます。

改正の趣旨でございますが、先ほど来申しましているように、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、平成26年法律第83号が公布され、28年4月1日に介護保険法が改正されます。その中で、ここに記述してございます介護予防認知症対応型通所介護の事業内容につきまして、先ほど第26号の改正で事業所が運営会議を開きますよというような説明をさせていただきましたが、この認知症対応型の通所介護の事業所に運営推進会議を設置することを位置づけなければならなくなりました。先ほど来申しましているように、通所介護の中でも認知症対応型の通所介護という事業メニューは本町にはございません。しかしながら、今後そういう事業所ができる想定された場合には、そういう位置づけをしなければいけませんので今回の改正に至ったものでございます。

記述39条、従来、39条は2項立てでございました。そこに従来の1項、2項を3項、4項に繰り下げ、1項、2項に新しく運営推進会議の設置に関するもの1項と、前項の報告、評価、要望、助言等の記録の記載、2項を追加し、新たに5項として記述のとおりのおたい込みをしなければならなくなりましたので、そこを改正と新規とすることにいたしました。

また、次のページに旧3章ということで介護予防小規模多機能型居宅介護ということで記述がございますとおり、そこに従来は地域との連携の記述62条がございましたが、今回の改正で39条に地域との連携の記述をうたい込みましたので、その記述を削除するというところでございます。

大きな改正部分は以上でございます。説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第27号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第27号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第28号 南伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） 議第28号の提案理由を申し上げます。

本議案は、近年において散見する資源ごみの持ち去り行為に対処するため、一般廃棄物の収集または運搬の禁止等についての条項を新たに設けるものです。

詳細につきましては、生活環境課長から説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 飯田満寿雄君登壇〕

○生活環境課長（飯田満寿雄君） 議第28号 南伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について説明させていただきます。

本町におきまして、平成13年度からごみの分別回収を実施し、資源として再生利用する資源循環型社会に向けて積極的に取り組んでまいりました。近年、町が回収するはずだった古新聞、古雑誌などが集積所より持ち去る行為が多発しております。町民等からその旨の情報が寄せられる状況にあります。持ち去り行為は公共事業の信頼性や行政の信用にかかわる問題であると同時に、経済的な損失につながるものであります。

このことから、資源ごみを含む全ての一般廃棄物について持ち去ることを禁止することにより、行政と住民との信頼関係の確立に努めるとともに、公衆衛生の保全を図るため、南伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものであります。

今回の主な改正点につきましては、一般廃棄物の排出方法、一般廃棄物の収集または運搬の禁止等について規定しました。

お手元にお配りしてございます資料ナンバー18の新旧対照表により説明させていただきます。資料ナンバー18の新旧対照表をごらんください。

新旧対照表につきましては、左側が改正後、右側が改正前の条文となっており、下線部分が改正する箇所、新となっておるものが新たに追加した条文となっております。

第2条で定める処理区域について、第3条に本町の区域内と規定したことにより削除いたしました。新たに3条の2におきまして、可燃ごみについては指定袋に収納する規定を設けたことから規定いたしました。

3条につきまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条にのっとり改正いたしました。3条では一般廃棄物処理計画について定め、第3条2項では基本計画、実施計画について定め、3項では告示について規定いたしました。第3条の2では一般廃棄物の排出方法について規定し、第3条の3では一般廃棄物の収集または運搬の禁止等について規定し、第4条、第5条、第6条の規定のうち、前条文に本町占有者等を規定したことにより、削除、改

正するものであります。

別表第1、第8条関係では、可燃ごみの規定に一般の規定がないことから一般を削除するものであります。

施行日ではありますが、この条例は平成28年4月1日から施行させていただきたいものでございます。

以上で議第28号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第28号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第28号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第29号 南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定につ

いてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第29号の提案理由を申し上げます。

本議案は、南伊豆町水道事業給水条例第27条、特別な場合の料金算定について、南伊豆町下水道条例第14条、使用料の算定方法との乖離が認められるため改正するものです。

詳細につきましては、生活環境課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 飯田満寿雄君登壇〕

○生活環境課長（飯田満寿雄君） 議第29号 南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について説明させていただきます。

特別な場合の料金算定について、現行では日数並びに使用水量についての規定が必ずしも公平となっておらず、また、公共下水道使用料の算定方法とも乖離しているため、南伊豆町下水道条例第14条第4項の規定に統一し、公平、公正な料金算定とするため南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正するものであります。

お手元にお配りしてございます資料ナンバー19の新旧対照表により説明させていただきます。資料ナンバー19の新旧対照表をごらんください。

新旧対照表につきましては、左側が改正後、右側が改正前の条文となり、下線部分が改正する箇所となっております。

第27条で定める特別な場合の料金算定について、使用日数や使用料金の分岐点を考慮いたしまして、月の途中において水道の使用の移動があった場合において、使用月の算定、使用期間、使用水量についての規定し、その要件にあった場合、基本使用料を半額とする規定を設けるものであります。

施行日であります、この条例は平成28年4月1日から施行をさせていただきたいものであります。

以上で議第29号の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたしま

す。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第29号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第29号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（稲葉勝男君） 本日の議事が終了しましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦勞さまでございました。

散会 午後 1時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成 28 年 3 月定例町議会

(第 3 日 2 月 29 日)

平成28年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第3号)

平成28年2月29日(月)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第30号 南伊豆町行政不服審査会条例制定について
- 日程第 3 議第31号 南伊豆町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定について
- 日程第 4 議第32号 南伊豆町営温泉施設整備基金条例制定について
- 日程第 5 議第33号 南伊豆町クリーンセンター建設工事委託変更契約の締結について
- 日程第 6 議第34号 南伊豆町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第 7 議第35号 平成27年度南伊豆町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 8 議第36号 平成27年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議第37号 平成27年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議第38号 平成27年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議第39号 平成27年度南伊豆町南上財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議第40号 平成27年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議第41号 平成27年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議第42号 平成27年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議第43号 平成27年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議第44号 平成27年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議第45号 平成27年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議第46号 平成28年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第19 議第47号 平成28年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第20 議第48号 平成28年度南伊豆町介護保険特別会計予算

- 日程第 2 1 議第 4 9 号 平成 2 8 年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第 2 2 議第 5 0 号 平成 2 8 年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
 日程第 2 3 議第 5 1 号 平成 2 8 年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
 日程第 2 4 議第 5 2 号 平成 2 8 年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
 日程第 2 5 議第 5 3 号 平成 2 8 年度南伊豆町土地取得特別会計予算
 日程第 2 6 議第 5 4 号 平成 2 8 年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
 日程第 2 7 議第 5 5 号 平成 2 8 年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算
 日程第 2 8 議第 5 6 号 平成 2 8 年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算
 日程第 2 9 議第 5 7 号 平成 2 8 年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算
 日程第 3 0 議第 5 8 号 平成 2 8 年度南伊豆町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 0 まで議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	岡 部 克 仁 君	2 番	渡 邊 哲 君
3 番	比野下 文 男 君	4 番	加 畑 毅 君
5 番	長 田 美喜彦 君	6 番	稲 葉 勝 男 君
7 番	清 水 清 一 君	8 番	漆 田 修 君
9 番	齋 藤 要 君	1 0 番	渡 邊 嘉 郎 君
1 1 番	横 嶋 隆 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	梅 本 和 熙 君	副 町 長	松 本 恒 明 君
教 育 長	小 澤 義 一 君	総 務 課 長	橋 本 元 治 君
企画調整課長	菰 田 一 郎 君	建 設 課 長	鈴 木 重 光 君
産業観光課長	齋 藤 重 広 君	町 民 課 長	渡 辺 雅 之 君
健康福祉課長	黒 田 三 千 弥 君	教 育 委 員 会 長	大 野 孝 行 君
		事 務 局 長	

生活環境課長 飯田満寿雄君 会計管理者 鈴木豊美君
総務係長 山本広樹君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 大年美文 主 幹 渡辺信枝

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（稲葉勝男君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成28年3月南伊豆町議会定例会本会議第3日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（稲葉勝男君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

8番議員 漆 田 修 君

9番議員 齋 藤 要 君

◎議第30号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） これより議案審議に入ります。

議第30号 南伊豆町行政不服審査会条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） おはようございます。

議第30号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成26年6月13日に現行法を全部改正した行政不服審査法が公布され、平成28年4月1日から施行されます。本法では、不服申し立て構造の見直しで、不服申し立ての種類を、原則審査請求に一元化するとともに、第三者の立場から、審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックする行政不服審査会の諮問手続が導入されることに伴い、法第81条の第2項の規定に基づく執行機関の附属機関を設置する条例を定めるものであります。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本元治君） 議第30号の提案説明を申し上げます。

本条例制定の趣旨でございますが、先ほど町長からもございましたが、平成26年6月13日に現行法を全部改正した行政不服審査法が公布され、平成28年4月1日から施行されます。同法では、不服申し立て構造の見直しで、不服申し立ての種類を、原則審査請求に一元化するとともに、第三者の立場から審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックする行政不服審査会への諮問手続が導入されたことに伴い、法第81条第2項の規定に基づく執行機関の附属機関を設置するための条例を制定するものでございます。

制度概要でございますが、1点目としては、不服申し立て構造の見直しとして、不服申し立ての種類を、原則審査請求に一本化するものであるということ。2点目では、公平性の向上でございます。現職に関与していない審査庁の職員が審査手続を行うという審査員制度の導入でございます。これは、第三者の立場から審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックするほか、行政不服審査会への諮問手続を導入したものでございます。また、口頭意見陳述における処分庁等への質問、提出書類等の謄写が可能とするものでございます。

本制度の使いやすさの向上といたしましては、審査請求期間を60日から3カ月に延長し、迅速性の確保等においては、標準審査期間、争点等の整理手続、情報提供、公表の努力義務化などとしてございます。

また、救済手続の充実・拡大につきましては、裁決時にあわせて申請容認処分をとる措置を新設し、申請拒否処分や不作為、違法不当がある場合、処分等の求め、行政指導の中止等の求めなどの手続を新設するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

漆田修君。

○8番（漆田 修君） 8番、漆田。

行政指導等の適切な云々とありましたね。それは、具体的にどういう事態が考えられるか、ちょっと知る限りでお答えいただきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（橋本元治君） 行政指導の、はい。

基本的に本条例については、不服申し立て等があった場合に、私どものほうで、第三者機関として審査会というものを開きます。というのが、この法81条の第2項の規定に基づくもので、私どもの各自治体のほうで審査会をつくるというのが趣旨でございます。ですから、申し立てが発生したときに、第三者的な立場で利害関係のない職員が事務サイドをとってということの中で対応するというものでございます。

判断としては、当然この町の審査会が判断をするということの中で実証をするという、一連の流れとしてはそういう形でございます。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

○8番（漆田 修君） 課長、もう一つ。総務課長にちょっと確認なんですが、法第68条は既に変更、改正済みですよ、本法のほうは。したがって、例えば各自治体ごとで持っている旧来の行政不服審査法そのものを本法に合わせて改正してくださいというのが趣旨でしょ、今回のやつは。

今回、本来これはいろんな議論されましたけれども、結局、沖縄問題なんですよ、本法改正になったのは。それを具体的に各こんな小さな村や町に当てはめた場合に、そういうさっき私が申し上げたような行政指導とは、具体的にはどういうことが当てはまりますかということ聞いたわけですから、本法が改正されたのであれば、これはしょうがないんですが、そこだけちょっとはっきりさせていただきたいんです。お答えいただければ、後ほどでも結構です。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（橋本元治君） お答えをいたします。

行政不服審査法が国の法律のほうで全部改正をされたということですので、当然これは、

私どものほうのものも全て、言い方は荒っぽいですけれども、がらがらぼんですから、全く新しいものをつくらせていただくと、そういうことでございます。

よろしいでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） 議員のおっしゃっていること、行政指導というのは簡単な話が、例えば住民票の請求をしたときに、この記載ちょっとだめですよ、直しなさいというのも行政指導だと思います。そのやり方がおもしろくないといって行政不服という形じゃないかと思えます。そういう意味じゃないですか。だから、行政指導のあり方とか。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

○8番（漆田 修君） 申しわけないが、それは、もう既に承知済みなんです、そういうことは。従来の事案においても、旧法法律における行政不服審査法というのは適用可能なんです。そういう意味ではないと思えます。結局、担当の課長が一番よく理解していると思うんですが、ですから、そういうことでは、町長がおっしゃるような答弁だと、旧法でも従来それでやってきましたので、そういうことじゃないと思えます。全部を入れかえるということですよ、課長、そうだね。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（橋本元治君） お答えいたします。

冒頭で申し上げましたように、6月13日に現行法が全部改正をされたということでございまして、当然全て変わって新しい法律になりましたので、改正されましたので、それに伴って私どものほうも条例改正をさせていただくということでございます。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

○8番（漆田 修君） 担当課長、それ大変いい答え。そのとおりなんです。その背景は、先ほど言いました例の沖縄問題です。そういうことを、私はちょっと言いたかったんです。それと行政指導のあり方についての関連についての並行的な質問でありました。私はこれで結構です。了解しました。

○議長（稲葉勝男君） 質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。よって、質疑を終わります。

本議案を第1常任委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第30号議案は第1常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第31号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第31号 南伊豆町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第31号の提案理由を申し上げます。

本議案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正に伴い、南伊豆町農業委員会の委員及び今回新設される農地利用最適化推進委員の定数を定める必要があり、南伊豆町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定するものです。

なお、この条例の制定に伴い、南伊豆町農業委員会委員のうち、選挙による委員会定数条例（昭和31年7月30日条例第20号）は廃止することになります。

詳細につきましては、産業観光課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） それでは、議第31号の内容につきまして説明をさせていただきます。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成27年8月28日に成立し、同年9月4日に公布されました。これに伴いまして、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）につきましては、農地利用の最適化を促進するため農業委員会の委員の選出方法の変更や、新たに農地利用最適化推進委員の設置などの改正が行われ、平成28年4月1日から施行されることになりました。

本案は、今回の法改正に伴い、本町においても農業委員会の委員及び今回新設される農地利用最適化推進委員の定数を定める必要があるため、南伊豆町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定するものでございます。

お手元の議案に付してございます条例案をもとにご説明をさせていただきます。

第1条につきましては、条例制定の目的が記載されておまして、今回の法改正により、農業委員会の委員の選出方法が、公選法から市町村議会の同意を得て市町村長が任命する任命制となります。また、新設される農地利用最適化推進委員は、農業委員会が農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識のある者を推薦、公募して委嘱するものでありますが、委員と兼ねることはできません。

次に、第2条につきましては、農業委員会の委員の定数を11人とするものであります。農委法第8条第2項の規定により、算出される本町の定数の上限は14人となりますが、従来の区域割りや地域の実情などを考慮した結果、11人とするものであります。

次に、第3条につきましては、農地利用最適化推進委員の定数を7人とするものであり、人数につきましては、農委法第18条第2項の規定により算出したものであります。なお、推進委員の業務としましては、農地の集積・集約化を進めるための地域農業者との話し合いの推進や、農地の利用状況調査、遊休農地の利用意向調査、中間管理機構への貸し付けの働きかけなどを行っていただくものでございます。

次に、法改正による施行日ですが、平成28年4月1日と規定されておりますが、現行の委員の任期満了までに限り、従前の例により在任することができるため、本町での新組織への移行期間は平成28年7月31日となります。また、委員の公選制が廃止され、市町村長による選任制となるため、既存の南伊豆町農業委員会委員のうち、選挙による委員定数条例（昭和31年条例第20号）は廃止するものでございます。

以上で議第31号の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本議案を第2常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第31号議案は、第2常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第32号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第32号 南伊豆町営温泉施設整備基金条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第32号の提案理由を申し上げます。

本議案は、町営温泉施設利用料の一部を今後の町営温泉施設整備及び改修等の財源に充てるため、南伊豆町営温泉施設整備基金条例を制定するものです。

詳細につきましては、産業観光課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） それでは、議第32号の内容につきまして、説明をさせていただきます。

本案は、町営温泉施設である銀の湯会館とみなと湯の利用料の一部を指定管理者から徴し、今後の町営温泉施設整備及び改修等の財源として積み立てていくものであります。なお、指定管理者からは、前年度実績に基づき徴することとなっており、1人当たりの単価につきましては、年度協定書の締結の際に決定するものとなります。

以上で、議第32号の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

たします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本議案を第2常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第32号議案は、第2常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第33号 南伊豆町クリーンセンター建設工事委託変更契約の締結についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第33号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成27年6月11日に日本下水道事業団と協定を締結した南伊豆町クリーンセンター建設工事委託の変更について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

変更の主なものは、好気槽2槽の防食塗装工の追加によるものです。

詳細につきましては、生活環境課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（飯田満寿雄君） 議第33号 南伊豆町クリーンセンター建設工事委託変更契約の締結について、ご説明させていただきます。

本案は、平成27年6月11日契約額9,600万円で日本下水道事業団と締結した南伊豆町クリーンセンター建設工事委託契約につきまして、嫌気槽及び好気槽の内部防食工のため超高压洗浄による処理槽躯体部のコンクリート部分の劣化除去処理作業を行っていたところ、劣化除去部分の厚さが想定より少なく、事業費の減額が予想されることになりました。施設の健全度を早急に回復し、持続可能な安定した施設としたいことから、次年度以降予定しておりました事業のうち、好気槽2槽の内部防食工を前倒しして行いたいものであります。

また、この作業により、各処理槽においてステンレス製の流入管に腐食が進んでおり、交換が必要となり、不測の日数を要することから、工期についても平成28年5月31日に変更したいものであります。

議第33号の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） ほかに、討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第33号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第33号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第34号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第34号 南伊豆町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第34号の提案理由を申し上げます。

本町過疎地域自立促進計画は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき策定され、平成22年度から平成27年度までの5カ年による過疎地域自立促進計画となっております。また、同計画についても、町道成持吉祥線の県代行事業を初めとした地域振興に係る社会資本の整備及び維持管理に努めてまいりました。このような中、東日本大震災の発生により、過疎対策事業の遅延を想定し、平成24年6月に過疎地域自立促進特別措置法が改正され、5年間の期間延長がなされたことにより、平成28年3月31日までの有効期限が平成33年3月31日までとなりました。このため、引き続き地域の自立促進を目指すものとして平成28年度から平成32年度までの次期計画案を作成いたしました。

本計画案は、静岡県過疎地域自立促進方針に基づき作成し、静岡県との事前協議を得たものであります。

よって、法第6条の規定に基づき本会議の議決を求めるものです。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

漆田修君。

○8番（漆田 修君） いいです。

○議長（稲葉勝男君） よろしいですか。

質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本議案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第34号議案は第1常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第35号 平成27年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第35号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算額2億8,097万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億9,945万7,000円とするものであります。

歳出の主なものは、地域づくり推進事業のうち、ふるさと寄附金記念品代に1億9,000万円、地方創生加速化交付金事業に8,479万1,000円を見込み、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業に5,631万7,000円を計上するものです。

また、これらの歳出に対応する財源として、町税1,584万3,000円、国庫支出金2億164万7,000円、ふるさと寄附金2億3,000万円などをそれぞれ追加するものです。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしく願いします。

すみません。ふるさと寄附金記念品代につきましては、先ほど間違えて申し上げましたので、訂正いたします。1億1,900万円でございます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本元治君） 議第35号の内容説明を申し上げます。

平成27年度南伊豆町一般会計予算補正予算（第4号）をごらんください。

1ページをお開きください。

第1条により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,097万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億9,945万7,000円としたいものでございます。

また、第2条で定める地方自治法第213条第1項の規定に基づく繰越明許費につきましては、予算書10ページにお示しの第2表繰越明許費のとおり3億5,447万1,000円としたいものでございます。その主なものは、国の平成27年度補正予算に係る臨時福祉給付金及び地方創生加速化交付金等ございまして、同繰越明許費に係る説明資料といたしまして、別つづりにてお配りをしてございますので、ご確認をお願いいたしたいと思っております。

第3条では、地方債に係る限度額の変更について規定したものでございまして、予算書12、13ページにお示しのとおりでございます。

それでは、予算の内容についてご説明申し上げますが、年度末における最終補正に伴い、歳入歳出ともに各事務事業執行による更正額の調整が主な補正理由となっておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

歳出から、主なものについてご説明を申し上げます。

予算書の30ページ、31ページからごらんください。

2款総務費を1億8,186万4,000円増額し、11億7,650万8,000円としたいものでございます。主なものでは、1項12目地域づくり推進費を2億4,536万4,000円増額し、ふるさと寄附金返礼品となる記念品代に1億1,900万円、地方創生加速化交付金事業に8,479万1,000円を計上いたしました。また、1項15目基金費については6,277万3,000円を減額し、5,022万7,000円といたしましたが、財政調整基金積立金及びふるさと応援基金の調整によるものでございます。

次に、38、39ページをごらんください。

3款1項1目社会福祉総務費を5,472万1,000円増額し、4億3,274万9,000円としたいものでございます。主なものでは、19節負担金、補助及び交付金でございまして、国の補正予算に伴う年金生活者等支援臨時福祉給付金等5,400万円などでございます。

44、45ページをごらんください。

4款衛生費では2,339万2,000円を減額し、6億27万5,000円としたいもので、主なものは、1項4目環境衛生費の浄化槽設置整備事業費補助金等で598万1,000円のほか、2項1目清掃総務費の清掃センター包括運転管理業務委託における実績生産に伴う更生減540万円などになってございます。

次に、48、49ページでございますが、5款農林水産業費では1,851万3,000円を減額し、1億1,949万1,000円としたいもので、2項1目林業振興費の森林整備地域活動支援推進事業補助金398万7,000円のほか、3項6目海岸保全施設整備事業費の水産物供給基盤機能保全計画策定業務委託料に係る入札差金として1,000万円を更正減とするものでございます。

52、53ページをごらんください。

7款土木費では、入札差金等による更正減で1,100万5,000円を減額し、5億1,952万円としたいものでございます。内訳といたしましては、2項道路橋梁費で602万6,000円、3項河川費で231万3,000円、5項都市計画費で293万6,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、56、57ページをごらんください。

8款消防費では1億5,889万8,000円を減額し、5億1,284万9,000円としたいもので、主なものは1項5目災害対策費のうち、三坂防災センター建設費1億1,500万円及び緊急地震津波対策事業基金の清算に伴う返還金6,200万円などでございます。

次ページの9款教育費につきましては、当該事務事業に係る更正減として1,842万3,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入における主なものについてご説明を申し上げます。

予算書18、19ページをごらんください。

1款町税を1,584万3,000円増額し、8億9,854万5,000円としたいもので、固定資産税、町たばこ税、入湯税の増額を見込んだものでございます。

次ページの10款1項1目地方交付税では1億8,641万円を増額し、21億68万6,000円としたいもので全額普通交付税でございます。

また、14款国庫支出金につきましては2億164万7,000円を増額し、6億750万8,000円としたいもので、2項1目民生費国庫補助金を5,557万9,000円増額し、6目総務費国庫補助金8,532万3,000円のほか、11目消防費国庫補助金を6,000万円、それぞれ増額するものでございます。

次に、予算書24、25ページをお願いいたします。

17款寄附金でございますが、2億3,000万2,000円を増額し、3億4,000万5,000円としたい

もので、ふるさと寄附金 2 億3,000万円と社会福祉事業寄附金を見込んだものでございます。

このことから、18款繰入金については、3 億1,431万8,000円を減額し 1 億2,396万3,000円といたしました。

予算書16、17ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんください。このページは、同明細書の歳出の部になりますが、本補正予算の総額 2 億8,097万7,000円を加えまして、歳出合計額を55億9,945万7,000円としたいものでございまして、本補正額の財源内訳にもお示しのとおり、特定財源を除く一般財源は5,610万6,000円となっております。

議第35号に係ります詳細の説明は以上でございます。ご審議ほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに、討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第35号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第35号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第36号 平成27年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第36号の提案理由を申し上げます。

本議案は、医療費実績を勘案した保険給付費の歳出調整及び共同事業拠出金確定による歳出調整並びに共同事業交付金確定による歳入調整などが主な補正の内容となっております。

歳出については、保険給付費を2,902万1,000円増額し、共同事業拠出金を845万9,000円減額するものです。

また、歳入につきましては、国民健康保険税を467万5,000円、国庫支出金1,075万7,000円、県支出金103万3,000円、共同事業交付金3,647万1,000円をそれぞれ減額し、療養給付費交付金を488万1,000円、繰入金541万3,000円、繰越金6,140万5,000円、諸収入179万9,000円をそれぞれ増額するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,056万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を18億2,384万2,000円とするものです。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） 議第36号の内容説明を申し上げます。

歳出からご説明を申し上げます。

14ページ、15ページをお開きください。

2款給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費につきまして1,500万円、2目退職被保険者等療養給付費300万円を年間使用額の推計から増額させていただくものです。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費1,000万円、2目退職被保険者等高額療養費60万円を療養給付費同様、年間必要額を推計することにより増額するものでございます。

次に、7款1項共同事業拠出金でございますが、1目高額医療費共同事業医療費拠出金を

172万円、4目保険財政共同安定化事業拠出金を673万9,000円、拠出金の確定に伴いそれぞれ減額するものでございます。

歳出については、以上でございます。

続きまして、歳入の主なものを説明いたします。

10ページ、11ページをお開きください。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税につきましては、467万5,000円を減額し、2億8,879万2,000円としたいもので、1目一般被保険者国民健康保険税、2目退職被保険者等国民健康保険税を年間収入見込み額によりそれぞれ減額するものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金ですが、交付見込み額を推計した結果1,147万7,000円を減額し、2億4,873万7,000円としたいものであり、1節現年度分の減額でございます。内容は、説明欄に記載のとおりでございます。2目高額医療費共同事業負担金であります。高額医療費共同事業拠出金額が確定したことにより43万円を減額し771万5,000円としたいものでございます。2項国庫補助金、1目財政調整交付金ですが、116万2,000円を増額し、8,853万2,000円としたいもので普通調整交付金の増額によるものでございます。

4款1項1目療養給付費交付金ですが、こちらは退職者医療に係る交付金でございます。退職者被保険者等の療養給付費を増額補正したため交付金についても増額となるため、488万1,000円を増額し、6,177万2,000円としたいものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

8款1項1目高額医療費共同事業交付金でございますが、279万7,000円を減額し、2,320万3,000円としたいもので、交付額の確定に伴い減額するものでございます。次に、2目保険財政共同安定化事業交付金は3,367万4,000円を減額し、2億9,554万9,000円とするもので、こちらも交付額の確定に伴う減額でございます。

次に、10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金でございますが、541万3,000円を増額し、1億1,658万円としたいもので、その内容につきましては説明の欄に記載のとおりでございます。

歳入については、以上でございます。

8ページ、9ページにお戻りください。

最下段をごらんください。

歳出合計でございますが、補正前の額18億328万円、補正額2,056万2,000円、計18億2,384

万2,000円。補正額の財源内訳でございますが、特定財源の国県支出金マイナスの1,179万円、その他マイナス3,139万1,000円、一般財源6,374万3,000円となっております。

以上で、内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくどうぞお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） ほかに、討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第36号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第36号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第37号 平成27年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第37号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,199万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,894万7,000円とするものです。

歳出につきましては、第3・四半期までの実績のもとに2款保険給付費を5,659万9,000円減額し、4款地域支援事業費10万3,000円、7款諸支出金を1,449万8,000円それぞれ増額するものです。

また、歳入につきましては、歳出の保険給付費に対する国庫支出金1,747万4,000円、社会保険診療報酬支払基金からの法定負担分1,863万1,000円、県支出金744万7,000円をそれぞれ減額し、一般会計からの繰入金を155万4,000円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） 議第37号の内容説明を申し上げます。

歳出から、主なものをご説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開きください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、また2項介護予防サービス等諸費につきまして、第3・四半期までの実績により年間必要額を推計し、それぞれ19節負担金、補助及び交付金を記載の金額につきまして補正をお願いするものでございます。

続きまして、14、15ページをお開きください。

5項特定入所者介護サービス等費につきましても同様に、第3・四半期までの実績により282万2,000円の減額をお願いするものでございます。

7款諸支出金、2項償還金及び還付加算金、1目償還金につきまして、平成26年度国・県負担金並びに地域支援事業交付金の確定により、返還金を1,449万8,000円を増額させていただくものでございます。

歳出の主なものは以上でございます。

続きまして、歳入の主なものの説明をいたします。

10ページ、11ページをお開きください。

4款1項国庫負担金、1目介護給付費負担金でございますが、交付額が確定したことにより339万4,000円を減額し、1億8,701万7,000円としたいものです。また、2項国庫補助金、1目調整交付金につきましても、交付見込み額の推計により1,408万円減額させていただき、7,200万円とさせていただくものでございます。

次に、5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金でございますが、交付額の確定したことにより1,845万円減額し、2億8,442万5,000円としたいものでございます。

6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金でございますが、同じく交付金の確定により744万7,000円を減額し、1億5,355万6,000円としたいものでございます。

次に、9款繰入金、1項一般会計繰入金でございますが、低所得者保険料軽減負担金繰入金として155万4,000円増額し、2,031万2,000円としたいものでございます。

8ページ、9ページに戻っていただきます。

最下段をごらんください。

歳出合計でございますが、補正前の額11億3,094万5,000円、補正額マイナスの4,199万8,000円、計10億8,894万7,000円。補正額の財源内訳でございますが、特定財源の国県支出金マイナスの2,339万円、その他マイナス1,863万1,000円、一般財源2万3,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議ほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに、討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第37号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第37号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第38号 平成27年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第38号の提案理由を申し上げます。

本議案は、保険基盤安定繰入金の確定に伴う、歳入歳出予算の調整が主な補正の内容となっております。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金95万9,000円を減額し、歳入では繰入金95万9,000円を減額するもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ95万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億664万8,000円とするものです。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） 議第38号の内容説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。

12ページ、13ページをごらんください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、95万9,000円を減額し、1

億359万7,000円としたいものでございます。内容は、19節負担金、補助及び交付金の保険料負担金を保険基盤安定繰入金の確定により減額するものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

10ページ、11ページをお開きください。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金を95万9,000円減額し、3,234万1,000円としたいものでございます。保険基盤安定繰入金の確定による減額でございます。

8ページ、9ページにお戻りください。

最下段をごらんください。

歳出合計でございますが、補正前の額1億760万7,000円、補正額マイナスの95万9,000円、計1億664万8,000円。補正額の財源内訳でございますが、一般財源マイナスの95万9,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに、討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第38号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第38号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第39号 平成27年度南伊豆町南上財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第39号の提案理由を申し上げます。

本議案は、前年度繰越金及びこれに伴う財政調整基金積立金の調整によるものです。

歳出につきましては、積立金を16万2,000円増額し、歳入においても繰越金を同額増額するもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35万8,000円とするものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに、討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第39号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第39号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第40号 平成27年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） 議第40号の提案理由を申し上げます。

本議案は、三坂地区防災センターの整備に伴う財政調整基金からの繰り入れと、一般会計の繰り出しによる歳入歳出の調整によるものです。

歳出につきましては、一般会計繰出金を1,500万円増額し、財政調整基金積立金を1,000円減額するものです。

また、歳入においては、財政調整基金繰入金を1,499万9,000円増額するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,499万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2,279万7,000円とするものです。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） ほかに、討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第40号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第40号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第41号 平成27年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） 議第41号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算額4,611万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,472万9,000円とするものです。

歳出の主なものは、事業費の確定等に伴う更正減とし、南伊豆町クリーンセンター電気設備更新工事及び下水道管渠更新工事などの工事請負費2,680万円のほか、上水道等移設補償費1,380万円などを減額するものです。

また、歳入の主なものについては、国庫補助金2,200万円、町債1,620万円などを減額するものです。

このほか、予算書第2条に定める繰越金明許費を1,000万円とし、第3条に定める地方債の限度額を9,780万円とするものです。

詳細につきましては、生活環境課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（飯田満寿雄君） 議第41号の内容についてご説明をさせていただきます。

予算書の1ページをごらんください。

第1条でございますが、本特別会計歳入歳出の総額からそれぞれ4,611万6,000円を減額して、予算の総額を4億1,472万9,000円としたいものであります。

また、2条では、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費を1,000万円といたしました。

第3条の地方債限度額の補正につきましては、当年度事業確定に伴う借入額の更正減でございます。

予算書の16、17ページをごらんください。

補正予算書第1条に係る歳出明細でございますが、第1款下水道費を4,269万1,000円減額するものです。これらは全て1項1目の公共下水道建設費でございます。これは、人事異動に伴う給料費確定による更正増のほかクリーンセンター改築更新実施設計業務委託に係る契約差金、国庫補助事業確定配管運搬処理委託料及び事業確定による上水道等移設補償費を減額補正するものでございます。

また、第2款業務費を342万5,000円減額するものです。1項1目総務管理費におきまして、人事異動に伴う給与費等の確定による更正減及び下水道基幹システムの改修に要する経費の増額のほか、2款2項1目管渠費におきまして、事業確定に伴う委託料、工事請負費を減額補正するものでございます。この工事請負費の減額補正につきましては、予算要求時点で見えていたものを、下田土木事務所により施工していただいたことによる事業量の減少や、入札差金によるものであります。

戻っていただきまして、14ページ、15ページをごらんください。

歳入につきましては、事業の確定及び事業変更等に伴い、下水道使用料国庫支出金、繰入金のほか、移設補償費に係る収入及び下水道料債を減額補正させていただくものでございます。

補正4号の説明は、以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに、討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第41号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第41号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を開会いたします。

◎発言の訂正

○議長（稲葉勝男君） 先ほど、議第41号についての内容説明で生活環境課長のほうから訂正の申し出がありましたので、許可いたします。

生活環境課長。

○生活環境課長（飯田満寿雄君） 先ほどの答弁の中で、補正2号と申すべきところを、補正4号と言ってしまいましたので、訂正のほうをお願いいたします。

申しわけございませんでした。

◎議第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） それでは、議第42号 平成27年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第42号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算額510万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,433万6,000円とするものです。

歳出については、使用料の増加に伴う施設管理委託料30万円を増額し、事業費の確定に伴う子浦漁業集落環境整備事業費を540万円減額するものです。

また、歳入では分担金35万7,000円、一般会計繰入金113万3,000円、国庫補助金215万円、県補助金86万円、下水道事業債90万円をそれぞれ減額し、施設使用料30万円を増額するものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに、討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第42号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第42号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第43号 平成27年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第43号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算額6万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ841万6,000円とするものです。

歳出では、使用料の増加に伴い施設管理委託料6万円を増額し、歳入においても同様に使用料6万円を増額するものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） ほかに、討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第43号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第43号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第44号 平成27年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） 議第44号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算額10万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,882万9,000円とするものです。

歳出では、使用料の増加に伴い施設管理委託料10万円を増額し、歳入においても同様に使

用料10万円を増額するものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○7番（清水清一君） 7番、清水。

この使用料が、先ほどの議案もそうだったんですけれども、使用料がふえているということなんですけれども、今、空き家がふえてきている段階でこうやって使用料がふえていくということは、どういう状況で使用料がふえてきたのかなど。要するに、観光客がいっぱい来たからふえてきたのか、あるいはメーターのせいではよくなったからふえてきたのか。多分、この後、水道の料金のほうも値上げになってくると、収入がふえてきたということになっているふうに見ましたけれども、このふえてきた理由はどういうものが考えられるのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

夏季の観光客の入り込みが多かったためだということでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに、討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第44号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第44号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第45号 平成27年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第45号の提案理由を申し上げます。

本議案は、水道事業会計の収益的収入及び支出のうち、営業費用を423万8,000円更生減し、水道事業費用の総額を3億1,973万3,000円とするものです。

また、営業収益を270万円増額し、営業外収益を29万2,000円減額するもので、水道事業収益の総額を3億3,304万7,000円とするものです。

資本的収入及び支出では、建設改良費を3,188万1,000円減額し、資本的支出の総額を3億1,622万円とするものです。

また、収入では、他会計繰入金を130万8,000円、国県補助金を1,207万6,000円、企業債1,600万円をそれぞれ減額し、資本的収入の総額を1億3,435万3,000円とするものです。

詳細につきましては、生活環境課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（飯田満寿雄君） それでは、議第45号 平成27年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

予算書3条に係る収益的収入及び支出のうち、支出の収入から順次ご説明させていただきます。

16ページをごらんください。

1 款水道事業収益を240万8,000円増額し、3 億3,304万7,000円とするものでございます。内訳といたしまして、1 款営業収益、1 目給水収益を490万円増額し、2 億4,997万7,000円としたいものです。これは、料金改定により上水道料金、簡易水道料金を増額するものでございます。2 目受託工事収益を100万円減額し、439万8,000円としたいものです。これは、事業量の見直しにより、新設給水工事収益等を減額するものでございます。

2 項営業外収益、5 目他会計補助金を29万2,000円減額し、4,243万3,000円としたいものです。これは、事業の確定及び児童手当等の変動により増額するものでございます。

次に、17ページをごらんください。

支出についてご説明させていただきます。

1 款水道事業費用を423万8,000円減額し、3 億1,973万3,000円とするものでございます。

内訳といたしまして、1 項営業費用、1 目原水浄水送水配水給水費を265万5,000円減額し、3,973万3,000円としたいものです。これは、契約差金及び電気料金価格の下落により減額するものでございます。2 目受託工事費を77万円減額し、462万8,000円としたいものです。これは、事業量の見直しにより新設給水工事請負費等を減額するものでございます。3 目総係費を4万1,000円増額し、8,389万2,000円としたいものです。これは、人事に伴う手当の更正増でございます。4 目簡易水道費を100万円減額し、2,262万円としたいものです。これは、事業確定による材料費の減額、電気料金価格の下落により減額するものでございます。5 目減価償却費を14万6,000円増額し、1 億3,515万2,000円としたいものです。これは、水利権の発生及び滅菌機等の償却資産の取得により、減価償却費を増額するものでございます。

次に、18ページをごらんください。

資本的収入及び支出のうち、収入についてご説明させていただきます。

1 款資本的収入を2,938万4,000円減額し、1 億3,435万3,000円とするものでございます。

内訳といたしまして、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金を130万8,000円減額し、1,399万2,000円としたいものです。これは、石井浄水場耐震診断業務委託の契約差金による減額であります。2 項国県補助金、1 目国県補助金を1,207万6,000円減額し、3,067万4,000円としたいものです。これは、事業の確定により減額するものであります。3 項企業債、1 目企業債を1,600万円減額し、4,560万円としたいものです。これは、南上簡易水道整備に要する事業確定により減額するものでございます。

次に、19ページをお開きください。

支出についてご説明させていただきます。

1 款資本的支出を3,188万1,000円減額し、3 億1,622万円とするものでございます。内訳といたしまして、1 項建設改良費、1 目水道施設改良費を3,188万1,000円減額し、2 億4,754万7,000円としたいものです。これは、事業確定による委託料工事請負費の減額によるものでございます。

以上で、内容説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに、討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第45号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第45号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第46号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第46号 平成28年度南伊豆町一般会計予算を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第46号の提案理由を申し上げます。

本案は、予算編成方針で申し上げましたとおりでありますので、各科目別の内容につきましては、総務課長から説明させます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

また、この後の提案議案であります。議第47号から議第58号までの各特別会計予算及び水道事業会計につきましても同様でありますので、それぞれの担当課長から説明させます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本元治君） 議第46号の詳細説明をさせていただきます。

28年度南伊豆町一般会計予算案についてのご説明をさせていただきます。

予算書1ページのほうをごらんください。

第1条に記載とおり、歳入歳出の総額を57億8,300万円といたしました。また、第2条では、地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為を定めたもので、予算書6ページにお示しの第2表、債務負担行為のとおりでございます。第3条で定める地方債につきましては、予算書7ページの第3表によるものとし、起債の目的、限度額、利率、償還方法等はご案内のとおりでございます。総額8億8,620万円を予定しております。また、第4条により、一時借入金の限度額を6億円といたしました。

次に、一般会計歳入歳出予算の概要について申し上げます。

予算書34、35ページの歳出からごらんください。

第1款議会費につきましては、町議会の運営活動に要する経費として6,315万6,000円を計上いたしました。

次ページ、36ページから63ページまでになりますが、第2款総務費につきましては17億1,948万4,000円を計上いたしました。その主なものといたしましては、ふるさと寄附金返礼品等記念品代で2億円、交流移住促進事業及び石廊崎ジャングルパーク跡地再開発設計委託料に係る業務委託料等で5,358万2,000円、同じく石廊崎シセン道路新設改良工事で6,000万円、地熱資源開発事業に5億1,077万9,000円などを見込んでおります。

予算書64ページから79ページまでの第3款民生費につきましては、15億4,680万5,000円を

計上いたしました。その主なものは、自立支援介護給付費で1億3,206万円、健康福祉センター等建設工事費に4億1,000万円、後期高齢者医療費事務で1億5,415万8,000円、児童福祉施設費2億1,607万1,000円、子育て支援費に1億4,037万4,000円のほか、介護保険特別会計繰出金1億5,425万5,000円などでございます。

80から89ページまでとなっております第4款衛生費につきましては、6億905万円を計上いたしました。その主なものは、各種ワクチン医薬材料費、予防接種委託料等の感染症予防事務に1,675万9,000円、老人保健ヘルス事業2,469万5,000円、下田メディカルセンター負担金ほかで8,436万1,000円、清掃センター包括運転管理業務1億7,388万円、南豆衛生プラント組合負担金6,679万7,000円などでございます。

次ページより99ページまでの第5款農林水産業費につきましては、1億3,203万3,000円を計上いたしました。その主なものは、農業振興事業における遊休農地美化業務委託料に324万円、有害鳥獣対策事業で858万9,000円、森林整備事業1,593万2,000円のほか、水産業振興事業として稚貝・稚魚放流事業補助金225万円などでございます。

100ページから105ページまでの第6款商工費につきましては、1億5,063万7,000円を計上いたしました。その主なものは、観光振興事業として宣伝委託料3,372万8,000円、湯の花観光交流館指定管理委託料557万円、伊豆半島ジオパーク構想推進事業費補助金で240万円、青野川利活用観光活性化事業補助金300万円のほか、町営温泉施設指定管理委託料400万円などでございます。

次ページ106ページより115ページまでの第7款土木費につきましては、5億2,838万3,000円を計上いたしました。その主なものは、道路改良事業に1億9,420万1,000円、橋梁長寿命化事業3,900万円、河川維持事業1,284万5,000円、港湾管理事務2,209万4,000円、公共下水道事業特別会計繰出金1億4,223万2,000円及び町営住宅長寿命化事業1,236万円などでございます。

次ページから121ページまでの第8款消防費につきましては、2億8,338万円を計上いたしました。その主なものは、広域消防組合負担金1億8,658万2,000円、消防団関係事務に2,670万円、消防施設管理費1,053万7,000円、防災備品及び三坂地区防災拠点施設の外構整備費を含む大規模地震対策事業4,071万6,000円などでございます。

次ページより147ページまでの第9款教育費につきましては、2億9,866万3,000円を計上いたしました。その主なものは、事務局費で4,504万3,000円、小学校管理及び教育振興費で1億2,608万2,000円、中学校管理及び教育振興費で7,106万6,000円、社会教育事務費1,770

万5,000円のほか図書館費1,383万7,000円などがございます。

また、148、149ページの第10款災害復旧費には607万円を計上し、第11款公債費では720万4,000円減の4億3,533万4,000円とし、第2款予備費を前年度と同額の1,000万円といたしました。このことによりまして、歳出合計額の比較では、1億8,500万円の増となり、特定財源を除く一般財源の総額では35億427万4,000円といたしました。

続きまして、予算書12、13ページの歳入をごらんください。

1款町税につきましては、前年度比379万円減の8億7,891万2,000円を計上いたしました。町民税、固定資産税の減収が見込まれる中、軽自動車税、たばこ税、入湯税の伸びを見込んだものでございます。

次ページの6款地方消費税交付金については、社会保障財源分も含め600万円増の1億5,500万円を見込み、10款地方交付税では、特別交付税1億6,800万円を含む5,426万円増の18億9,300万円を計上いたしました。

また、21ページの14款国庫支出金では、事業量の変動に伴い1億8,019万2,000円減の8億278万2,000円を見込み、26、27ページの17款寄附金につきましては、ふるさと寄附金の増額予想から2億9,010万円増の4億10万3,000円といたしました。

このため、18款繰入金は、3億838万円減の5,780万7,000円を予定し、19款繰越金を前年度と同額の1億7,000万円といたしました。

予算書10、11ページの歳入歳出予算事項別明細書による歳出の款別一覧表をごらんください。

一般会計歳出予算の総額では57億8,300万円でございます。過去最高額となっております。また、このことから、予算の財源内訳では、特定財源を除いた一般財源を35億427万4,000円としたいものでございます。

平成28年度一般会計予算案の概要の説明につきましては、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○7番（清水清一君） 7番、清水。

予算書の39ページでございます。各種補助金5,000万円ございますけれども、例年これまでこういう5,000万円とかありましたけれども、これまで予算審議の前に、当初説明資料の

中に各団体の補助金一覧表というものがあつたんですけれども、今回、説明資料の中にないという形でございますので、予算委員会までに説明資料をつけておいていただきたいと思いますのですが、いかがですか。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（橋本元治君） 5,000万円の資料の関係につきましては、大変申しわけありません。作ってございまして、今日、お配りする予定だったんですけれども、既に作成してございますので、また、配付をさせていただきます。

○議長（稲葉勝男君） 質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第46号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第47号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第47号 平成28年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） 議第47号の内容説明を申し上げます。

歳出の主なものからご説明申し上げます。

184ページ、185ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、679万3,000円を計上いたしてございます。主なものは、13節委託料でございまして、国民健康保険制度改正に伴うシステム改修委託料300万円を計上してございます。

2款保険給付費、1項療養諸費でございますが、被保険者の構成の変化や医療費の動向、

診療報酬の改定等の影響を勘案し、保険給付費を予算計上してございます。

次のページをお開きください。

1目一般被保険者療養給付費9億1,700万円、前年度比で2,300万円の増額となりました。同じように2目退職被保険者等療養給付費、前年度比300万円の増、3目一般被保険者療養費は、前年度比マイナスの130万円でございます。以上、全て負担金補助交付金で予算計上してございます。

次に、2項1目一般被保険者高額療養費1億4,500万円、2目退職被保険者等高額療養費500万円、いずれも19節の負担金、補助及び交付金でございます。

次のページをごらんください。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金546万円を計上いたしてございます。1件当たり42万円、13件を見込ませていただきました。

次の5項葬祭費160万円でございますが、1件5万円で32件分を計上してございます。

続きまして、3款1項1目後期高齢者支援金等でございますが、1億8,547万3,000円を計上いたしました。

次に、190ページ、191ページをお願いいたします。

6款1項1目介護納付金でございますが、7,545万5,000円を計上いたしました。

続いて、7款1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金、80万円を超えるものでございますが、3,924万8,000円です。これは、国保連合会が実施しております再保険事業拠出金でございます。続いて、4目保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、1円から80万円の部分を再保険する拠出金でございます。

続きまして、8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費842万8,000円でございますが、これの主なもの、申しわけないですが、ページをめくっていただいて、193ページの説明欄に記載してございますが、特定健診委託料の730万4,000円でございます。2項保険事業費、1目保健衛生普及費738万1,000円でございますが、主なものはレセプト点検を臨時職員をお願いしているものでございまして、その賃金、成人病検診等の補助金142万2,000円、人間ドック受診費の補助250万円でございます。

次に、194ページ、195ページをお開きください。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金でございますが、120万円を計上してございます。これは、過年度分の保険税の還付金でございます。

歳出の最後でございますが、12款1項1目予備費は、昨年と同額の500万円を計上いたし

ました。

続きまして、歳入の主なものをご説明申し上げます。

176ページ、177ページにお戻りください。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税2億7,343万8,000円を計上してございます。内訳としましては、医療給付の現年度分課税分、2節の後期高齢者支援金等の現年度分、3節介護納付金の現年度分、4節介護医療の滞納繰越分。続いて、それぞれの金額でございます。続いて、2目退職被保険者等国民健康保険税、内訳は1節の医療給付の現年度分、2節後期高齢者支援金等の現年度分、介護納付金の現年度分のそれぞれの金額となっております。

次に、一つ飛びまして、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金でございます。2億4,536万1,000円を計上してございます。内訳としまして、右のページの記載欄のとおりでございまして、現年度分療養給付金1億6,472万円。

ページをおめくりください。

179ページ、説明欄に記載してございますように、介護納付負担金2,414万5,000円、後期高齢者支援金負担金が5,649万4,000円となっております。

次の左にページなりますけれども、高額医療費共同事業負担金でございますが、981万1,000円、3目の特定健診等負担金179万8,000円でございます。2項国庫補助金、1目財政調整補助金交付金でございますが、9,137万8,000円を計上してございます。その中に、先ほど申しましたシステム改修への補助金300万円、同額を計上してございます。

次に、5款でございます。1項1目前期高齢者65歳から74歳の交付金は5億56万2,000円でございます。6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金981万1,000円、2目特定健診負担金179万8,000円、2項県補助金、1目財政調整交付金6,796万1,000円でございます。内訳は普通調整交付金4,686万1,000円でございます。

180ページに移りまして、2節の特別調整交付金でございますが、2,110万円となっております。

8款1項1目高額医療費共同事業交付金を2,100万円、2目保険財政共同安定化事業費交付金を3億4,091万9,000円を計上してございます。

一つ飛びまして10款でございますが、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金でございますが、1億1,723万7,000円を計上してございます。内訳は、それぞれの金額、基盤安定、職員給与等、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金、その他繰入金となつてご

ざいます。

11款1項繰越金でございます。

次のページに移っていただきます。

3,800万円を計上してございます。前年度とその他の繰越金でございます。

以上が主なものでございます。

それでは、174ページ、175ページの下段をごらんください。

歳出合計、本年度予算額17億9,348万1,000円、前年度予算額17億5,655万5,000円、比較3,692万6,000円の増でございます。財源内訳でございますが、特定財源といたしまして、国県支出金を4億3,091万5,000円、その他9億1,520万5,000円、一般財源4億4,736万1,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第47号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第48号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第48号 平成28年度南伊豆町介護保険特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） 議第48号介護保険特別会計予算の内容説明を申し上げます。

同じく歳出の主なものからご説明申し上げます。

ページが212ページ、213ページでございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、394万9,000円を計上してございます。主なものは、負担金補助交付金として賀茂郡の介護認定審査会の負担金125万8,000円でございます。

続いて、2項介護認定審査会、2目認定調査費等でございますが、760万4,000円でございます。認定調査の臨時職員3名の賃金340万4,000円、12節の役務費、主治医意見書の作成料360万円となっております。

次に、2款でございます。保険給付費1項介護サービス等諸費等々でございます。1目の居宅のサービス給付費でございますが、4億2,830万円。

次のページをお願いいたします。

19節の負担金、補助交付金の居宅介護サービス給付費負担金として計上したものが主なものでございます。

続きまして、3目地域密着型サービス費に2,507万9,000円でございますが、これは、認知症対応型の共同生活介護給付、つまりグループホームという表現で一般的に使われておりますが、そこに対する利用者の給付額でございます。

5目施設サービス給付でございますが、4億3,714万円を計上してございます。特別養護老人ホーム、老人保健施設等の施設を利用してサービスを利用する方の給付に対応するものでございます。

7目福祉用具の購入費、8目介護住宅改修等々にそれぞれ金額を計上してございます。

9目居宅介護サービス計画給付費、要介護認定者のケアプランを作成していただくためにお支払いするものでございます。4,735万3,000円を計上してございます。

次に、2項介護予防サービス、介護サービスと予防サービスの違いでございます。1目介護予防サービス給付、要支援者1に対するものでございます。1,459万7,000円でございます。この減額につきましては、条例でご提案申し上げましたように、新しい総合事業を導入するために、こちらの給付は下がってございます。

次に、次のページをお願いします。

3目地域密着型介護予防サービス給付、グループホームに対する要支援者に対するものでございます。

6目住宅改修、介護予防サービスの計画、7目、それぞれ介護と同じような予算措置の介護予防に対するものでございます。次に、4項1目でございます。高額介護サービス費1,880万円を計上してございます。5項1目特定入所者介護サービス費に5,235万円を計上してございます。これは、低所得者の食費、居住費を保険のほうで負担するものでございます。次のページをごらんください。

4款地域支援事業、1項1目介護予防生活支援サービス事業費でございます。地域支援事業は従来からございましたが、重ねてご説明申し上げますと、28年の4月から導入を予定してございます介護予防日常生活支援総合事業、新しい総合事業というふうに表現しますが、1,285万1,000円でございます。主なものは、219ページに説明欄に記載のとおり、13節委託料、介護予防食事サービス事業委託料574万8,000円、新しい総合サービス給付費、第1号事業費710万3,000円でございます。

次に、2目の介護予防ケアマネジメント事業費229万5,000円でございますが、介護予防のケアマネジメント委託料として新しい総合事業のケアプラン作成の委託料189万1,000円が主なものでございます。

2項1目一般介護予防事業費でございます。965万1,000円でございますが、これは、一般高齢者を対象とする事業で、説明に記載の委託事業の委託料が主なものでございます。

3項包括的支援事業、任意事業、1目包括的支援継続的ケアマネジメント支援事業費2,199万5,000円でございますが、これは、地域包括支援センター職員3名分の人件費でございます。

220、221ページをお願いいたします。

次に、3目の在宅医療介護連携推進事業費でございます。平成28年度から1市5町で賀茂圏域の地域の拠点となる医療機関に医療・介護連携体制の構築事業として委託する本町負担の分の委託料102万9,000円でございます。

224ページ、225ページをお開きください。

8款1項1目予備費でございますが、昨年と同様、100万円を計上いたしてございます。歳出は以上でございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

206、207ページをお開きください。

1款保険料、1項介護保険料、1目一般被保険者、1号被保険者介護保険料でございますが、2億1,220万円を見込みました。

次に、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付金でございますが、1節現年度分として1億8,393万7,000円、2項の国庫補助金、1目調整交付金でございますが、7,688万9,000円を計上してございます。

次に、2目の地域支援事業交付金介護予防日常生活支援事業を446万7,000円、3目地域支援事業交付金包括的支援事業分を802万9,000円をそれぞれ計上してございます。

5款につきましては、診療報酬支払基金からの交付金でございますが、国で申し述べたようなそれぞれの同じような金額が実施できてまいります。

6款の県支出金でございます。これも同じように事業費がそれぞれ予算計上歳入を見てございます。

次のページをお願いいたします。中段の繰入金でございます。これは、町からの繰入金を、一般会計からの繰入金を歳入として予算計上をそれぞれしてございます、

次に、210ページ、211ページをごらんください。

歳入最後となりますけれども、11款諸収入、3項雑入、5目雑入ですけれども、248万1,000円でございます。内容については、説明欄に記載のとおり、各種介護予防事業等の利用者負担金を計上してございます。

以上が歳入の主なものでございます。

それでは、204ページ、205ページ下段をごらんください。

歳出合計、本年度予算額11億3,307万1,000円、前年度予算額11億2,699万8,000円、比較マイナスの2,362万7,000円の減、本年度予算額の財源内訳でございますが、特定財源の国県支出金4億3,564万円、その他3億29万9,000円、一般財源3億6,743万2,000円となっております。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第48号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第49号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第49号 平成28年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） 続きまして、議第49号の内容説明を申し上げます。

同じように、歳出からご説明申し上げます。

242ページ、243ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、123万7,000円を計上してございます。主なものは、システムの保守、パソコンの賃借料等でございます。

次に、2項1目徴収費でございますが、105万1,000円で、これは、事務処理上の委託処理の88万1,000円が主なものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合会納付金でございますが、1億834万8,000円でございます。内訳は保険料負担金が1億276万円、事務費負担金が558万8,000円となっております。

3款の諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金でございますが、償還金利子割引料、23節でございます。保険料の還付金30万円を計上してございます。

次に、歳入でございます。

238ページ、239ページをお開きください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料でございますが、6,932万4,000円を計上してございます。内訳は、特別徴収保険料、5,736万1,000円、普通徴収保険料1,174万9,000円でございます。滞納分21万4,000円でございます。

飛びまして、次に4款繰入金でございます。一般会計繰入金でございますが、1目事務費

繰入金786万2,000円、2目保険基盤安定繰入金3,343万5,000円を計上してございます。

6款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金30万円を計上してございます。

それでは、236ページ、237ページにお戻りください。

歳出合計でございますが、本年度予算額1億1,095万7,000円、前年度予算額1億807万9,000円、比較287万8,000円の増でございます。内訳でございます。全て一般財源で1億1,095万7,000円でございます。

以上で内容説明を終了させていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第49号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第50号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第50号 平成28年度南伊豆町南上財産区特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本元治君） 議第50号 平成28年度南伊豆町南上財産区特別会計予算案につきまして、ご説明させていただきます。

予算書249ページをお開きください。

第1条でお示しのとおり、歳入歳出予算の総額につきましては56万8,000円としたいものでございます。

予算書の258、259ページをごらんください。

歳出でございます。1款1項1目一般管理費で56万8,000円でございます。全額でございます。主なものといたしましては、報酬を初め積立金30万円などとなっております。

1ページお戻りいただきまして、歳入でございますが、256、257ページでございます。

歳入につきましては、1款1項1目財産貸付収入48万1,000円、2目利子及び配当金3,000円、合わせまして48万4,000円でございます。

2款繰越金につきましては、8万4,000円でございます。合計、合わせまして歳入歳出の総額が56万8,000円でございます。

詳細の説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第50号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第51号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第51号 平成28年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本元治君） 議第51号 平成28年度南伊豆町南埴財産区特別会計予算案につきまして、ご案内させていただきます。

議案書263ページをお開きください。

歳入歳出予算第1条でお示しのとおり、歳入歳出予算額の総額を43万6,000円としたいものでございます。

予算書272、273に歳出がございます。ごらんいただきますと、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費同額43万6,000円でございます。報酬等積立金でございます。

1ページ戻っていただきますと、歳入でございます。1款1項1目繰越金、9万6,000円及び3款財産収入の34万円が内訳となっております。

説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第51号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第52号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第52号 平成28年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本元治君） 議第52号 平成28年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算案につきまして、ご説明させていただきます。

予算書277ページをごらんください。

第1条で定めるとおり、歳入歳出予算の総額を777万5,000円としたいものでございます。

詳細につきましては、286、287ページをお開きください。

まず、歳出でございます。1款1項1目一般管理費同額の777万5,000円を計上いたしました。内訳といたしましては、右欄に説明のとおりでございます。報酬及び積立金616万7,000円、繰出金145万円となっております。

1ページ戻りまして歳入でございますが、1款1項1目財産貸付収入で768万5,000円、2目利子及び配当金で2万円でございます。このほか、繰入金1,000円、それから繰越金が6万8,000円、諸収入で1,000円、科目のうちでございます。歳入歳出の合計777万5,000円としたいものでございます。

以上で、詳細説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第52号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第53号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第53号 平成28年度南伊豆町土地取得特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本元治君） 議第53号 平成28年度南伊豆町土地取得特別会計予算案について、ご案内をさせていただきます。

予算書291ページをごらんください。

第1条で定めるとおり、歳入歳出予算の総額を60万1,000円、昨年と同様でございますが、60万1,000円としたいものでございます。

内訳でございますが、300ページ、301ページの歳出のほうからご案内をさせていただきます。

2款1項1目土地開発基金繰出金60万1,000円、予算額と同額でございます。

1ページ戻りまして、歳入でございます。1款1項1目財産貸付収入60万円、3目利子及び配当金1,000円でございます。計60万1,000円でございます。

歳入歳出の総額60万1,000円で計上させていただきました。

詳細説明につきましては、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第53号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第54号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第54号 平成28年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（飯田満寿雄君） それでは、議第54号 平成28年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

予算書の303ページをごらんください。

平成28年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算につきましては、本議案にお示しのとおり、1条から4条までの定めに従い上程するものでございます。

1条に係る歳入歳出予算の総額は4億611万6,000円としたいものでありまして、同予算の内容についてご説明させていただきます。

予算書の314ページ、315ページをごらんください。

歳出からお願いいたします。

1款下水道費、1項1目公共下水道建設費では、本年度予算額を2億4,323万4,000円としたいものです。前年度に比べまして5,037万円の減額でございます。主なものといたしまして、職員2名の人件費のほか13節委託料の1億7,800万円でありまして、管渠工事に伴う配管運搬処理委託料100万円、南伊豆クリーンセンターの一部耐震化800万円、電気設備更新1,200万円並びに処理槽に係る改築更新工事1億5,000万円及び公共下水道事業管理計画策定業務委託料700万円でございます。このほか、14節使用料及び賃借料では、複写機、自動車、積載システムなどの賃借料等で141万2,000円を計上し、15節工事請負費には、下賀茂処理区管渠工事4,000万円、町単独下水道附帯工事200万円を見込んでおります。また、22節補償、補填及び賠償金600万円につきましては、これら管渠埋設工事に伴う移設補償費でございます。

316ページ、317ページをごらんください。

2款1項業務費、1目総務管理費でございますが、予算額を1,524万2,000円といたしました。前年度に比べまして282万円の増額でございます。このうち801事業、下水道では職員1名分の人件費を計上し、19節負担金、補助及び交付金では、関係団体への負担金利子補給補助金のほか、窓口収納事務等の外部委託に伴う水道事業会計への負担金として557万6,000円

を計上いたしました。

802事業、下水道使用料賦課徴収事務では電算システム等における需用費、役務費のほか、システム賃借料等を見込み、27節公課費には消費税100万円を計上いたしました。803事業、下水道受益者負担金賦課徴収事務につきましても、前事業と同様に、下水道受益者負担金システム賃借料26万円を計上させていただきました。

2款業務費、2項施設管理費、1目管渠費でございます。本年度予算額を1,063万5,000円といたしました。前年度に比べまして567万6,000円の減額でございます。

318ページ、319ページをごらんください。

804事業、下水道管渠維持管理事業の主なものは、11節需用費のマンホールポンプ電気料が194万4,000円、13節委託料の管渠内面調査・清掃委託料で630万円、15節工事請負費では維持補修工事として100万円を計上いたしました。

2項2目処理場ポンプ場費では、予算額を2,824万円といたしました。前年度に比べまして8万8,000円の増額でございます。805事業、下水道管渠管理事業の主なものは、11節需用費の光熱水費で696万1,000円を予定し、施設修繕費を300万円といたしました。また13節委託料を1,735万3,000円とし、南伊豆クリーンセンター等に係る維持管理業務及びクリーンセンター汚泥運搬処理業務委託料が主なものでございます。

次に、3款1項公債費でございます。1目元金につきましては、本年度予算額8,427万7,000円で、前年度に比べまして234万1,000円の増額でございます。主なものは、クリーンセンター建設等に係る元金、償還元金でございます。2目利子では本年度予算額2,348万8,000円で、前年度に比べまして201万2,000円の減額でございます。

4款1項1目予備費でありまして、本年度予算額を100万円といたしました。

引き続きまして、歳入についてご説明させていただきます。

お手数ですが、前に戻っていただきまして、312ページ、313ページをごらんください。

まず、1款分担金及び負担金、1項1目分担金でございますが、本年度予算額を701万円と見込み、前年度に比べまして14万1,000円の減額となっております。これは、前年度と比較しまして、供用開始区域における負担金対象戸数が減少したものによるものです。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料では、予算額を4,401万1,000円としました。前年度に比べまして260万円の増加でございます。実績数値に基づいて下水道使用料を見込んだものであります。2項1目手数料は科目存置でございます。

3款1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金は1億1,685万円を見込み、前年度に比べ

まして1,165万円の減額となっております。全額社会資本整備総合交付金でありまして、管渠整備、耐震補強、電気設備更新、処理槽の改築更新、公共下水道事業、管理計画策定業務委託に係る事業の国庫補助金であります。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては1億4,223万2,000円を見込み、前年度に比べまして1,861万8,000円の減額といたしました。建設費及び公債費等に係る繰入金でございます。

7款諸収入、2項1目雑入では2万2,000円を見込みました。主なものは、施設内の電柱等の占用料等を計上しております。

8款1項町債、1目下水道債につきましては、9,600万円を予定し、前年度に比べまして1,800万円の減額となっております。下水道債4,980万円及び過疎債4,620万円を計上させていただきました。

310ページ、311ページをごらんください。

本年度予算額の歳出合計は4億611万6,000円でありまして、前年度予算額に比べまして5,280万9,000円の減額となりました。歳出合計の財源内訳としまして、国県支出金で1億1,685万円、地方債9,600万円のほか、その他特定財源7,440万8,000円及び一般財源の1億1,885万8,000円を予定しているところでございます。

326ページをごらんください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについて、前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書につきまして、事業予定額7,500万円でクリーンセンター電気設備工事委託を予定しております。電気設備につきましては、システム全体を更新しなければ機能しないことから、単年度での竣工が難しいため、翌年度の債務を負担する必要があります。このため、6,300万円を限度として計上させていただきました。

以上で内容説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第54号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第55号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第55号 平成28年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（飯田満寿雄君） それでは、議第55号 平成28年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算のご説明をさせていただきます。

340ページをごらんください。

歳出からお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目総務管理費は536万3,000円で、前年度に比べまして30万8,000円の増額でございます。主なものは、11節需用費の施設修繕費で50万円のほか、13節委託料でありまして、指定管理に伴う施設管理委託料の478万8,000円でございます。

2 款 1 項公債費は838万1,000円でごままして、前年度に比べまして20万円の増額でございます。1 目元金では594万9,000円で、町債に係る元金償還金でございます。また 2 目利子は243万2,000円でありまして、町債利子分でございます。

3 款 1 項 1 目子浦漁業集落環境整備事業費は1,100万円でごままして、供用開始から19年が経過し、機能の低下した施設の機能向上を図るための工事請負費でございます。

次に、歳入でごままして、戻っていただきまして338ページをごらんください。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目漁業集落排水事業費分担金では145万円を予定し、前年度に比べまして15万円減額となりました。施設補修のための利益者負担金25万円と、集落環境整備事業に係る負担金として、120万円を見込んでおります。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目漁業集落排水施設使用料では478万8,000円で、前年度に比べまして31万8,000円の増額を見込んでございます。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金につきましては865万7,000円で、前年度に比べまして106万円の減額でございます。主なものは、町債等の町負担分でございます。

4 款諸収入、1 項 1 目雑入は、当該施設の火災保険料に係る使用者負担金でありまして、前年度同額の4万9,000円を計上いたしました。

5 款国庫支出金、1 項 1 目農林水産業費国庫補助金につきましては、集落環境整備事業に係る補助金として500万円を見込みました。

6 款県支出金、1 項 1 目農林水産業費県補助金につきましては、集落環境整備事業に係る補助金として200万円を見込みました。

8 款町債、1 項 1 目下水道債につきましては、漁業集落環境整備のための下水道債140万円、過疎債140万円を見込んでおります。

戻っていただきまして、336ページをごらんください。

本年度予算額の歳出合計額では4,274万4,000円となりまして、前年度に比べまして469万2,000円の減額となりました。特定財源のうち、その他として使用料収入等628万7,000円のほか、一般財源繰入金865万7,000円、国県支出金700万円、地方債280万円を見込んでおります。なお、歳入に係る施設使用料並びに歳出の指定管理料につきましては、前年度実績等から推定したものを計上させていただいております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第55号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第56号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第56号 平成28年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（飯田満寿雄君） それでは、議第56号 平成28年度中木漁業集落排水事業特別会計予算についてご説明させていただきます。

352ページをごらんください。

歳出からご説明させていただきます。

1款総務費、1項1目総務管理費は503万5,000円で前年度に比べまして27万6,000円の増額でございます。主なものは、11節需用費の施設修繕費で50万円のほか、13節委託料でありまして、指定管理に伴う施設管理委託料の448万8,000円でございます。

次に、公債費は359万7,000円で、前年度同額を見込んでございます。1項1目元金では282万2,000円で、町債に係る元金償還でございます。また1項2目利子は77万5,000円でございます。町債利子分でございます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。

350ページをごらんください。

1款分担金及び負担金、1項1目漁業集落排水事業費分担金では25万円を予定して、前年同額を見込みました。

2款使用料及び手数料、1項1目漁業集落排水施設使用料では448万8,000円で、前年度に比べまして27万8,000円の増額でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、384万8,000円で前年度同額を見込んでおります。

また、5款諸収入、1項1目雑入では、当該施設の火災保険料に係る使用者負担金でありまして、前年度同額の4万6,000円を計上いたしました。

戻っていただきまして、348ページをお開きください。

本年度予算額の歳出総額では863万2,000円となりまして、前年度に比べまして27万6,000

円の増額といたしました。この財源には特定財源のうち、その他として使用料収入478万4,000円のほか、一般財源繰入金384万8,000円を見込んでおります。

内容説明は以上で終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第56号議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第57号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第57号 平成28年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（飯田満寿雄君） それでは、議第57号 平成28年度妻良漁業集落排水事業特別会計予算についてご説明させていただきます。

364ページをごらんください。

歳出からご説明させていただきます。

1款総務費、1項1目総務管理費では464万3,000円で、前年度に比べまして49万2,000円の増額でございます。主なものは、11節需用費の施設修繕費で50万円のほか、13節委託料でありまして、指定管理に伴う施設管理費委託料の406万8,000円でございます。

次に、2款1項公債費では、1,457万8,000円で、前年度同額を見込んでございます。1款1目元金では1,229万2,000円で、町債に係る元金償還金でございます。また1項2目利子は228万6,000円で、町債利子分でございます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。

戻っていただきまして、362ページ、363ページをごらんください。

1款分担金及び負担金、1項1目漁業集落排水事業費分担金では25万円を予定し、前年度同額を見込みました。

2款使用料及び手数料、1項1目漁業集落排水施設使用料では406万8,000円で、前年度に比べまして49万2,000円の増額を見込んでございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては1,482万5,000円で、前年度同額を見込んでおります。

また、5款諸収入、1項1目雑入は当該施設の火災保険料に係る使用者負担金でありまして、前年度同額の7万8,000円を計上いたしました。

戻っていただきまして、360ページ、361ページをごらんください。

本年度予算額の歳出合計額では1,922万1,000円となりまして、前年度に比べまして49万2,000円の増額といたしました。この財源には特定財源のうち、その他使用料といたしまして使用料収入439万6,000円のほか、一般財源繰入金1,482万5,000円を見込んでおります。

以上で、内容説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第57号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第58号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第58号 平成28年度南伊豆町水道事業会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（飯田満寿雄君） それでは、議第58号 平成28年度南伊豆町水道事業会計予算に係る説明をさせていただきます。

南伊豆町水道事業会計予算並びに予算に関する説明書をごらんください。

予算書の1ページから3ページまでをごらんください。

平成28年度南伊豆町水道事業会計予算につきまして、本議案にお示しのとおり、1条から9条までの定めに従い、上程するものでございます。

予算書の29ページをごらんください。

平成28年度南伊豆町水道事業会計予算実施計画説明書をお開きください。

予算書第3条に定める収益的収入及び支出のうち、収入から順次ご説明させていただきます。

1 款水道事業収益予定額では3億3,650万2,000円で、前年度と比較いたしまして586万3,000円の増額を見込んでございます。収益の大部分を占めます給水収益につきましては、平成25年度から実施いたしました料金改定に伴い2億3,819万1,000円を見込み、前年度と比較いたしまして490万6,000円の増額といたしました。給水収益の内訳でございますが、上水道料金で1億8,040万4,000円、簡易水道等料金で5,778万7,000円を見込んでいるところであります。

また、2 目受託工事収益では539万8,000円で、前年と同額を見込んでございます。主なものは、新設給水工事収益で519万8,000円を予定しております。

3 目その他営業収益では859万4,000円を予定し、主なものは、給水負担金300万円のほか、上下水道料金事務等の外部委託に伴う公共下水道特別会計からの負担金として、企業会計事務等委託料540万円を計上いたしました。

2 項営業外収益では、1 目受取利息及び配当金として預金利子を前年度と同額の7,000円を見込み、2 目雑入としまして32万8,000円を計上いたしました。3 節その他雑収益では、

認定こども園の職員等の駐車場協力金でございます。

4目消費税還付金といたしまして、570万3,000円を計上いたしました。

5目他会計補助金では4,247万で、前年度と比較いたしまして25万5,000円の減額となります。全て一般会計からの基準内及び基準外繰入金でございます。

また、6目長期前受金戻入につきましては、国県補助金及び受贈財産評価額、その他長期前受金を収益化するものでありまして、3,581万1,000円を計上いたしました。

次に、30ページをごらんください。

収益的支出についてご説明させていただきます。

1款水道事業費用予定額では3億2,889万9,000円で、前年度と比較いたしまして604万5,000円の増額となりました。内訳では1項営業費用で、1目原水浄水送水配水給水費が4,773万8,000円で、前年度と比較いたしまして535万円の増額でございます。これらの費用は上水道施設の維持管理費でございまして、機械設備等に係る点検委託料で586万8,000円、施設修繕費で1,734万6,000円のほか、動力費で2,164万4,000円、19節会費負担金では、青野大師ダム維持管理負担金を126万5,000円、37節貸倒引当金繰入額14万1,000円を計上いたしました。

2目受託工事は538万6,000円で、前年度と比較いたしまして1万2,000円の減額となりました。主なものは、新設給水工事請負費518万6,000円でございます。

3目総係費では8,306万4,000円を見込み、前年度と比較いたしまして33万円の増額といたしました。これらは事務的経費に要する職員3名分の給与等のほかに、町が管理しております水道施設全般に係る維持管理委託料として4,300万円を計上し、石井浄水場を含む上水道14施設のほか、簡易水道31施設の残塩検査、薬品補充及び調達、全施設の巡回及び保守点検、環境美化などの業務を委託するものであります。また、水道料金等管理業務委託料としまして2,180万円計上し、窓口業務、検針業務、料金算定、収納業務、開栓閉栓業務のほか、滞納整理事務やメーター管理業務を一括委託するものであります。

4目簡易水道等費では、12節委託料1,014万円を見込みました。主なものは、法定水質検査に係る業務委託料でございます。

32ページをごらんください。

14節修繕費では470万5,000円を見込み、主なものは、簡易水道施設修繕費でございます。また、15節動力費では全額電気料でございまして、777万6,000円を予定しております。

5目減価償却費は1億3,823万2,000円でありまして、前年度と比較しまして322万6,000円の増額でございます。これは主に、老朽管工事に伴う財産取得により償却が発生したものに

よるものであります。

6目資産減耗費では205万5,000円で、前年度と同額を予定しております。

また、7目その他営業費用では、メーター器等の売却原価で14万3,000円を計上いたしました。

次に、2項営業外費用でございます。1目支払利子及び企業債取扱諸費では当年度予定額2,086万8,000円で、210万6,000円の減額でございます。

2目雑支出は580万9,000円で、前年度と比べまして172万7,000円の減額でございます。これは、支払い消費税に要する費用を見込みました。

3項予備費100万円は昨年と同額でございます。

次に、33ページをごらんください。

予算書4条に係る資金的収入及び支出のうち、収入から順次ご説明させていただきます。

資金的収入の当年度予定額では1億7,945万4,000円を見込み、前年度と比べまして1,571万7,000円の増額といたしました。

1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては461万4,000円で、簡易水道建設費改良費に係る起債償還金元金の約2分の1相当額及び天神原専用水道施設改良費の補助分を見込んでございます。前年対比1,177万3,000円の減額の主な理由といたしましては、石井浄水場耐震業務委託に対する繰入金の減少によるものでございます。

2項1目国県補助金は6,346万円で、前年度と比べまして2,071万円の増額でありまして、簡易水道等施設整備事業に係る国庫及び県費補助金でございます。

3項1目企業債では1億40万円を見込み、前年度と比べまして3,880万円の増額となりました。これは簡易水道等施設整備事業に要する企業債でございまして、財政融資、金融機構資金ともに5,020万円を予定しております。

5項1目建設改良工事負担金では1,098万円を見込み、前年度と比較しまして3,202万円の減額でございます。簡易水道等施設整備事業に伴う消火栓増径負担分398万円のほか、下水道整備に伴う工事負担金600万円、その他工事負担金として100万円を見込んでおります。

次に、34ページをごらんください。

支出についてご説明させていただきます。

1款資金的支出の当年度予定額は3億2,527万円で、前年度と比べまして2,283万1,000円の減額となりました。内訳では、1項建設改良費、1目水道施設改良費で2億5,272万7,000円を予定しております。前年度に比べまして2,670万1,000円の減額となっております。主な

ものは、職員1名分の給与費のほか、持続可能な事業経営の確立を図るため南伊豆町地域水道ビジョン作成業務委託670万円並びに工事請負費2億3,633万円でありまして、南上、毛倉の簡易水道施設整備工事に1億83万円、天神原専用水道配水管布設替工事に1,000万円、下水道に伴う配水管布設替等関連工事費としまして1,650万円、湊地区配水管布設替工事500万円、その他構築物工事で300万円、簡易水道等施設整備工事1億円のほか、機械及び装置等の取りかえ工事に100万円を計上いたしました。

3目営業設備費223万9,000円は、水道基幹電算システムの更新により、検針用データ収集端末機の更新が必要となったため計上いたしました。

2項1目企業債償還金は6,030万4,000円でありまして、前年度と比較しまして163万1,000円の増額となっております。

3項1目予備費は1,000万円を計上いたしました。これは施設の老朽化による突発的な事故、故障等に対応するため増額させていただいたものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億4,581万6,000円につきましては、過年度損益勘定留保資金1億2,082万2,000円のほか、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額の1,899万4,000円で補填するものでございます。

このほか、予算書の4ページから28ページまでが予算に係る説明附属資料でありまして、会計基準の見直しに伴い追加された財務諸表もございますので、あわせて後ほどご確認いただければと思います。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第58号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎散会宣告

○議長（稲葉勝男君） 本日の議事が終了しましたので、会議を閉じます。

各委員会に付託されました議案審議のため、明日より3月16日まで休会といたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 0時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成 28 年 3 月定例町議会

(第 4 日 3 月 17 日)

平成28年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第4号)

平成28年3月17日(木)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 南伊豆町非核平和都市宣言
- 日程第 3 議第30号 南伊豆町行政不服審査会条例制定について
- 日程第 4 議第31号 南伊豆町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定について
- 日程第 5 議第32号 南伊豆町営温泉施設整備基金条例制定について
- 日程第 6 議第34号 南伊豆町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第 7 議第46号 平成28年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第 8 議第47号 平成28年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 9 議第48号 平成28年度南伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第10 議第49号 平成28年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第11 議第50号 平成28年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
- 日程第12 議第51号 平成28年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
- 日程第13 議第52号 平成28年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
- 日程第14 議第53号 平成28年度南伊豆町土地取得特別会計予算
- 日程第15 議第54号 平成28年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議第55号 平成28年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第17 議第56号 平成28年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第18 議第57号 平成28年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第19 議第58号 平成28年度南伊豆町水道事業会計予算
- 日程第20 発議第1号 核兵器廃絶平和都市宣言に関する決議
- 日程第21 発議第2号 精神障害者の交通運賃割引に関する意見書の提出について
- 日程第22 各委員会の閉会中の継続調査申出書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	岡部克仁君	2番	渡邊哲君
3番	比野下文男君	4番	加畑毅君
5番	長田美喜彦君	6番	稲葉勝男君
7番	清水清一君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	梅本和熙君	副町長	松本恒明君
教育長	小澤義一君	総務課長	橋本元治君
企画調整課長	菰田一郎君	建設課長	鈴木重光君
産業観光課長	齋藤重広君	町民課長	渡辺雅之君
健康福祉課長	黒田三千弥君	教育委員会 教育事務局長	大野孝行君
生活環境課長	飯田満寿雄君	会計管理者	鈴木豊美君
総務係長	山本広樹君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大年美文	主幹	渡辺信枝
--------	------	----	------

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（稲葉勝男君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成28年3月南伊豆町議会定例会本会議第4日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（稲葉勝男君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

8番議員 漆 田 修 君

9番議員 齋 藤 要 君

◎町長の南伊豆町非核平和都市宣言

○議長（稲葉勝男君） 日程第2、町長から南伊豆町非核平和都市宣言の申し出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） おはようございます。よろしく願いいたします。

平和都市宣言の趣旨を申し上げたいと思います。

今日、平和という言葉は、地域の平和、国家の平和、地球の平和などさまざまな意味や場面で用いられております。戦争や核兵器のない状況はもちろんであります、貧困の克服、人権の尊重、環境破壊への対処も含め、時代の変化とともに平和の概念が広がってきております。平和の持つさまざまな意味や暮らしの中から平和を求めることの尊さを踏まえて、次世代を担う子供たちのために平和で豊かな暮らしを引き継ぎ、核兵器の廃絶とともに、真の恒久平和を実現していくため、本日ここに非核平和都市として宣言するものであります。

お手元に配付いたしました南伊豆町非核平和都市宣言の朗読をもって宣言といたします。

南伊豆町非核平和都市宣言。

世界の恒久平和は、人類の共通の願いです。

先人から受け継がれてきた伝統のあるまち南伊豆町には、太平洋に開けた風光明媚な景勝地と豊かな歴史や文化に恵まれた平和な暮らしがあります。

この平和を恒久のものとするために、唯一の核被爆国として、核兵器の恐ろしさや被爆者の苦しみをかみしめ、あの惨禍を二度と繰り返すことのないよう世界の人々に強く訴え続けるとともに、全ての生命が尊重される美しい地球を次世代に引き継いでいかなければなりません。

わたしたち南伊豆町民は、非核三原則の堅持とあらゆる核兵器の廃絶を訴えるとともに、憲法の平和理念を尊重し、人々の信頼のもとで真の恒久平和の希求とその実現に力をつくすため、南伊豆町を「非核平和都市」としてここに宣言する。

平成28年3月17日、静岡県賀茂郡南伊豆町。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） これにて宣言を終わります。

◎議第30号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） これより議案審議に入ります。

議第30号 南伊豆町行政不服審査会条例制定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員会委員長。

〔第1常任委員長 清水清一君登壇〕

○第1常任委員長（清水清一君） 第1常任委員会の清水でございます。

それでは、委員会審査報告書を読まさせていただきます。

本委員会に付託されました議第30号 南伊豆町行政不服審査会条例制定については、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

開催月日及び会場、平成28年3月3日、南伊豆町役場議場。

会議時間、記載のとおりでございます。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第30号 南伊豆町行政不服審査会条例制定について。

委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

議第30号 南伊豆町行政不服審査会条例制定については、追加説明があり、行政不服審査法の改正に伴い南伊豆町の条例を制定するものである。大きな点は、これまで行政不服に対する審査請求期間が、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日だったものが、これからは3カ月とするものである。

問 町長の附属機関として、南伊豆町行政不服審査会の委員5人の人選をどのように考えているのか。

答 専門知識も必要であるので、町内だけでなく町外からも1名か2名くらい人選したい。県退職者等行政経験者も考えたい。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 委員会報告に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。
採決します。

議第30号は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第30号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第31号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第31号 南伊豆町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

第2常任委員会委員長。

〔第2常任委員長 横嶋隆二君登壇〕

○第2常任委員長（横嶋隆二君） 第2常任委員会の委員会審査報告を行います。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議第31号 南伊豆町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定については、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のために出席した町当局職員は、記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第31号 南伊豆町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定について。

委員会決定は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

審査中にあった質疑または意見要望事項。

1、議第31号についてです。南伊豆町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定について。

問 委員の定数に関連して、委員の権限強化を国に求める質問がなされた。

答 同様な思いを持っているとの答弁がなされた。

問 委員の選考について、農業に精通している人物の人選が重要との質問がなされた。

答 農協・共済組合のほか、認定農業者から公募・推薦により選考するとの答弁がなされた。

問 定数を上回った場合の対応について質問がなされた。

答 公募で定数を上回った場合、選考を行うとの答弁がなされた。

問 議案に関連して、農地法の運用についての質問がなされ、答弁があった。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 委員会報告に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 議第31号の南伊豆町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定について、反対の意見を述べさせていただきます。

これは昨年の秋に国会で、農業委員会法を含めた農業委員会並びにJA農協法の審査と関連して進められたものでありますが、一番重要なことは国の基幹産業である農業の位置づけで、農業委員会の委員を公選制の適用を外したということであります。これによって本当に農業が今後、基幹産業としての位置づけをしっかりと守れるかどうかという懸念が生じてきます。こうした点をしっかりと見据えて、本来の農業のあり方、国の基幹産業のあり方をしっかりと見つめて監視していきたいというふうに思います。

以上の立場から反対の意思を表明いたします。

○議長（稲葉勝男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第31号は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 賛成多数です。

よって、議第31号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第32号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第32号 南伊豆町営温泉施設整備基金条例制定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

第2 常任委員会委員長。

〔第2 常任委員長 横嶋隆二君登壇〕

○第2 常任委員長（横嶋隆二君） 第2 常任委員会の委員会報告を行います。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議第32号 南伊豆町営温泉施設整備基金条例制定については、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

開催月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、議会事務局、説明のため出席した町当局職員は、記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目は、議第32号 南伊豆町営温泉施設整備基金条例制定についてであります。

委員会決定は、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

議第32号 南伊豆町営温泉施設整備基金条例制定について。

問 料金からの積み立て以外に、一般会計からの積み立てを行うべきとの質問がなされた。

答 町では、観光施設整備基金を制定して対応しているとの答弁がなされた。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第32号は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第32号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第34号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第34号 南伊豆町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

第1 常任委員会委員長。

[第1 常任委員長 清水清一君登壇]

○第1 常任委員長（清水清一君） 第1 常任委員会委員長の清水でございます。

それでは、委員会審査報告書を読ませさせていただきます。

本委員会に付託されました議第34号 南伊豆町過疎地域自立促進計画の策定については、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、平成28年3月3日、南伊豆町役場議場。

会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のため出席した町当局職員、記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第34号 南伊豆町過疎地域自立促進計画の策定について。

委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項、議第34号 南伊豆町過疎地域自立促進計画の策定について。

追加説明があり、過疎計画の位置づけは南伊豆町第5次総合計画などの各目標と整合性を

保ちながら、地域振興と社会資本の計画的な整備と維持管理を実施。平成28年度から32年度の5年間で主要事業として健康福祉センター整備、上水道施設耐震化、石廊崎観光施設整備、小型動力ポンプ付積載車更新、同報無線デジタル化整備、町道整備（認定こども園周辺）が盛り込まれている。

問 計画内に、通信回線の光ファイバー敷設は入るのか。

答 入っている。

問 過疎計画と、まち・ひと・しごと総合戦略計画との整合性は。

答 過疎計画は5年間となっており、各計画を検証しながらまち・ひと・しごと総合戦略のプランを進めていきたい。

問 ふるさと寄附金用の新たな商品開発とブランド化していく必要がある。

答 寄附金も企業からくるようになる、海産物でもよいが、これから1つでもブランド商品をふやしたい。

問 石廊崎再開発は石廊崎区で新たな法人を立ち上げる予定だが、町内から不満の出ないようにしてもらいたい。

答 石廊崎再開発で区にお願いしたい。内容は新法人が考える。収入は駐車場、ほかに入場料等を検討してみたい。新法人の自立を求めている。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第34号は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第34号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第46号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第46号 平成28年度南伊豆町一般会計予算を議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 加畑 毅君登壇〕

○予算決算常任委員長（加畑 毅君） それでは、報告させていただきます。

平成28年3月17日、南伊豆町議会議長、稲葉勝男様。

予算決算常任委員会委員長、加畑毅。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議第46号 平成28年度南伊豆町一般会計予算は、審査の結果、議案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のため出席した町当局職員は、記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第46号 平成28年度南伊豆町一般会計予算。

委員会決定、議案のとおり可決することに決定です。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

第1款議会費、第2款総務費、第8款消防費、第11款交際費、第12款予備費及び関連歳入について。

問 地熱開発事業、再解析についての質問がなされた。

答 南野地区で1,500から2,000メートルの地下を確認していきます。

問 既存の温泉への影響への質問がなされた。

答 科学的に影響が出ない形でやっていきます。

問 費用4,000万円についての質問がなされた。

答 石油探索の手法のため、お金がかかります。

問 八丈島モデルについての質問がなされた。

答 八丈島モデルと同じと聞いています。

問 効果性での検証についての質問がなされた。

答 効果ある事業のため、継続していきます。

問 地権者等の理解についての質問がなされた。

答 説明会を開催して同意を求めています。

問 パシフィックコンサルタントについての質問がなされた。

答 総合コンサルタントの企業です。

問 理解促進事業、北海道、秋田の視察の効果についての質問がなされた。

答 現地視察の効果はありました。経済産業省の理解促進事業で継続していきます。

問 源泉所有者への保障についての質問がなされた。

答 話し合いを進行中、文書化して合意したいです。

問 源泉に影響があったら町で補償するのか質問がなされた。

答 町が補償することになります。科学的に99%以上の確信の上で行います。

問 既存温泉量についての質問がなされた。

答 温泉と地熱が共生できるのかを調べます。影響がないなら町民のために必要と考えます。

問 掘削場所を加納側にしない理由への質問がなされた。

答 加納側では700メートルまでは掘っています。結果がかぶらないように別の場所を掘ります。

問 今回の主体は自治体なのか質問がなされた。

答 現在は自治体、5年～10年後に実際の地熱発電所ができることになったときは、議会にお諮りしたいです。

問 リスク補償についての質問がなされた。

答 協定書での賠償等を考えています。

問 今後の計画についての質問がなされた。

答 噴気の期間は新年度で1～2週間、次に掘削になれば1年単位、その都度、承諾と申請が必要です。100を超える数の源泉のうち約半分が休止、埋没している状況でこの際それも整理していきます。発電所運営の選択肢は、町、第三セクター、企業等を考えています。発電所1カ所で約50億円が必要です。

問 各年度の予算についての質問がなされた。

答 28年度は5億程度、29年度以降は新年度の結果によります。

問 人事管理についての質問がなされた。

答 調査して改善します。

問 ふるさと寄附金についての質問がなされた。

答 担当を増員して地元の返礼品と礼状のほかに情報発信できるものを検討します。

問 町民研修についての質問がなされた。

答 きらり補助金は27年度の受付分までで、終わります。

問 ふるさと寄附金返礼品についての質問がなされた。

答 海産物産物が7割、魅力を高める趣旨で海底熟成酒も出しています。

問 AEDについての質問がなされた。

答 11地区に設置しています。

問 マイナンバーカードについての質問がなされた。

答 440枚到着しているうち142枚交付、早く届けられるように努力します。

問 三坂防災センターについての質問がなされた。

答 維持管理は町、95名収容です。

問 同報無線についての質問がなされた。

答 聞き取りにくさの問題はデジタル化の中で解消していきます。

問 百人委員会についての質問がなされた。

答 計6回開催しています。

問 CCRCについての質問がなされた。

答 ヘルスアップ事業や健康福祉を進めたまちづくりを行っていきます。

問 政策アドバイザーについての質問がなされた。

答 効果は上がっています。

問 公金運用についてマイナス金利の質問がなされた。

答 債券運用は元本保証されるものに限りです。

問 吉田地区避難についての質問がなされた。

答 中型ヘリのホイスト利用による吊り上げ方式を考えています。

問 臨時財政対策債への残高の質問がなされた。

答 毎年2億弱借り続けて20億、交付税算入率が高くよい借金と考えています。

問 お試し移住拠点づくりについての質問がなされた。

答 安全面の整備をして、清掃、修繕をして早めにオープンしたいです。

第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費及び関連歳入について。

問 ふるさと学級についての質問がなされた。

答 6年生が50名、塩尻市に行きました。

問 民生委員についての質問がなされた。

答 全ての地区に民生委員がいるわけではありませんが、世帯数等によって配置が決まっています。

問 成年後見人についての質問がなされた。

答 障害者の助成事業です。

問 南史会についての質問がなされた。

答 編さん委員の高齢化もあるが、早く完結したいです。

問 日詰遺跡についての質問がなされた。

答 日詰遺跡を引き取り有効に活用していきます。

問 放課後児童クラブについての質問がなされた。

答 空調設置の予定はない。迎えは対応しています。

問 在宅介護食事サービスについての質問がなされた。

答 一般会計と介護保険特別会計の地域支援事業をあわせた総合事業となり、要支援1、2の方が28年4月1日からの対応となります。

問 いじめ問題についての質問がなされた。

答 月1回の定例会はほぼ全員参加です。いじめについては地域ぐるみで対応していきます。

問 健康福祉センターについての質問がなされた。

答 地方創生枠で確保されるもので、100%過疎債です。

問 こども園についての質問がなされた。

答 低所得者には支援していく、給食費を無料にすることは考えていません。

問 紙収集についての質問がなされた。

答 役場駐車場以外の増設は考えていません。年間150万円の売り上げです。

問 可燃ごみ搬入についての質問がなされた。

答 料金二重取りかどうか検討します。

問 中学生バレーボール大会についての質問がなされた。

答 今まではないが杉並区も含めて検討していきます。

問 学校照明LED化についての質問がなされた。

答 東中、南伊豆中を少しずつやっています。体育館は防災関連の補助事業で相談して対応します。

問 東中学校玄関の修繕についての質問がなされた。

答 盛土工法のためへこんだ箇所の補修をしました。今回は職員室前のレンガのひずみです。

第5款農林水産業費及びその関連歳入について。

問 青野、八木山線等についての質問がなされた。

答 鈴野線は落石処理で通行可能、青野八木山線は本年度着工です。

問 吉祥町有地についての質問がなされた。

答 体験農園だけでなく8,000平方メートルの農地管理委託料です。

問 ナラ枯れについての質問がなされた。

答 生活道路の安全確保のためです。枯れてから切ります。

問 海岸保全についての質問がなされた。

答 本年度も進めています。

問 アロビ養殖事業についての質問がなされた。

答 伊豆漁協とNECです。

問 清掃委託料についての質問がなされた。

答 海中クリーン作戦を含めて、緊急時の対応のためです。

問 水産業への質問がなされた。

答 重要である、収益の上がるように養殖等も検討していきます。

問 県外者の鳥獣被害対策についての質問がなされた。

答 有害は知事許可が必要、狩猟期間なら町で出せます。

問 農振、農地転用についての質問がなされた。

答 拡大できるよう県と考えていきます。

問 鳥獣被害についての質問がなされた。

答 森林整備によってさまざまなメリットがある、少しずつ進めています。

第6款商工費及び関連歳入について。

問 NPO湯の花についての質問がなされた。

答 交渉は指定管理者である観光協会、税金を使った施設のため適正な家賃設定にと伝え

てあります。

問 インバウンド事業についての質問がなされた。

答 外国語講習の対応は考えています、外国人の採用もあり旅館は250名弱で、桜まつり期間中は個人客増です。

問 議員海外セールス事業についての質問がなされた。

答 議員にも研修とセールスは必要と考えます。

問 サイクルイベント事業についての質問がなされた。

答 ウルトラマラソンの自転車版、今後検討していきます。

問 流れ星についての質問がなされた。

答 青野川利活用観光活性化事業補助金、昨年と同額、今後夜桜ウイークとしてイベントを組みます。

問 本瀬試験場跡地についての質問がなされた。

答 本瀬亜熱帯公園は手をつけていないが、石廊崎全体開発としても検討していきます。

問 道の駅向かい側の源泉についての質問がなされた。

答 町3分の1、個人3分の2の共有です。

問 銀の湯会館についての質問がなされた。

答 対応は指定管理者に伝えます。

問 空き店舗についての質問がなされた。

答 下賀茂商店街を対象とした事業、4店舗を重点的に進めます。

第7款土木費、第10款災害復旧費及び関連歳入について。

問 青市川の工事についての質問がなされた。

答 石積みを強度にするためです。

以上になります。

○議長（稲葉勝男君） 委員会報告に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 平成28年度南伊豆町一般会計予算認定に当たり反対の討論を行いま

す。

今日、住民が置かれている状況は長引く不況のもとで、2014年4月の消費税8%への増税の影響で悉曇の状況にさらされております。中でも子育て世代は安倍政権が2015年、保育料の見直しを61年前の水準に戻したことから、保育料の増額の貧にあっております。

こうした点に照らしてみれば、行政の役割として少子化対策に逆行する国の政策に対して、少子化の要因となっている子育て世代の抜本的支援策、支援策を抜本的に強化すること、その上での定住の促進であります。また、経済産業分野では農林水産業、基幹産業である1次産業分野の生産基盤の強化と振興が求められております。町内商工業者の地域循環経済の取り組みを強化することが求められております。

しかるに、この予算は大型予算にもかかわらず、主要な点では貴重な下賀茂温泉の存亡にかかわり利害関係者の同意が取られておらず、コストパフォーマンスも再生エネルギーの中で、報告、委員会審議でもありましたように、再生エネルギーの中で極端に悪い地熱発電の推進が相変わらず進められて、今年度予算に関しては掘削が予定されているということであります。

CCRCについては否定はしませんけれども、この政策が町長がまちづくりとの関連で、明確にまちづくりの推進の方向に関して答弁がなされなかったこと、説明責任の不足を指摘したいと思います。CCRCの問題で言えば、東京一極集中の緩和の一環でありましようけれども、これが住民本位、そして南伊豆の住民のもとでしっかりと認識されてこそ成功していくと思いますが、この点ではまだ不明な点が多いことを指摘しておきます。

観光立町である観光分野に関して指摘をいたします。インバウンド議員海外セールスの予算が盛られておりました。この間、町民にはお金がないということで、なかなかいろいろな要望に関してもこれが水際でとめられてきたことがあります。このインバウンドの議員海外セールスに関連してインバウンドの実績、あるいは目標は設定されていない、実績はまだまだ始まったばかり、目標値が設定されていない、議会は執行者の検証の点からもこの予算はふさわしくないというふうに指摘をせざるを得ません。

みなみの桜と菜の花まつりに関連しては、夏季以外の目玉の誘客の事業で住民も一緒にこれを育ててまいりましたが、駐車場の有料化を積み重ねてきた結果、誘客の落ち込みが激しく、町民の中から今日では自分たちがお客さんを呼ぶのが苦痛になってきたという声が出始める状態があります。こうした点は非常に将来にわたって不安であります。お客さんをこの交通が不便なところまで迎えるという気持ちを観光誘客の基本に据えて取り組みを進めてい

くべきではないでしょうか。

こうした点を指摘しながら、南伊豆町が高齢化が進みながらもこれまでの高齢者福祉、一端を上げれば配色サービスなど郡下あるいは県下でも有数な質の高いサービスを継続した結果、健康福祉センターがない町であっても健康寿命は国の中でもトップクラス、これは世界の中でも健康寿命がトップクラスの地域づくりがなされてきたということでもあります。

また、住宅リフォーム助成制度はこの不況の中で、職人あるいは関連事業者も含めて地域内循環経済の取り組みを支える事業として政策として非常に重要なこと、こうした取り組みは評価することをつけ加えて、全体として予算が本当に実質的に住民の生活を守り、そして基幹産業をしっかりと支えるためにあることを切に願って、また私自身も一町民としても全力で奮闘することを誓って、反対の意思を表明いたします。

○議長（稲葉勝男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

加畑毅君。

○4番（加畑 毅君） 今、予算委員会の結果に対して、賛成の立場で意見をさせていただきます。

28年度予算、1市5町賀茂郡下、全部そろったところでありますけれども、非常にうちの町は今回強気の予算組みをしていると思います。50億を超える状況、60億まで届くような状況で予算組みをしているわけです。その結果から自主財源比率というのは低くなっていますが、これは逆に言うと強気の予算を組んでいるという証明になると思います。今現在、地方創生、各市町がみずから自分の地域を成り立たせていかなければならないという中で、なかなか目玉の施策が打てない中、うちの町はたくさんの目玉の企画が打っている状況だと思えます。

駐車場の件に関しましても、多くの投資をしたわけですから、これは回収するという意味では当然だと思います。町民の方、それから観光客の方からもさほどの非難というのも聞こえてはきません。これはきちっと回収すべきと私は思います。その分しっかりと賃料のアップとかを交渉しまして、回収できるように努めていただきたいと思います。

それから杉並区のこと、それから青野川の利活用のこと、石廊崎のこと、まだまだやる課題はたくさんありますけれども、ほかの市町からも注目されている町ですので、ぜひともこの予算組みで頑張っていきたいと思えますので、当局としても努力をよろしく願います。

以上になります。

○議長（稲葉勝男君） 賛成か。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） じゃ反対者の発言を許可します。

○8番（漆田 修君） 8番、漆田。

議第46号の一般会計に対する反対討論を行います。

国民生活の適切な運営と地域住民の日々の生活に直結した今回の一般会計の予算であります。ある意味では非常に反対しづらい面もございます。特に民生で衛生費、そして教育に関係する予算、これは非常に地域の要望を先取りした予算組みである。そして、一般会計からの公営企業会計への資本的支出、そして資本的支出の繰り出し、これらは昨年の上水道においの問題を改修するため、そしてインフラの整備をするためと、そういう意味では非常に評価できる面もあろうかと思えます。

私はこれから本題なんです、一般会計の約1割弱に相当するものは今回の地熱事業であります。これは町長、十分熟知した上でのことだと思うんですが、昨年の補正のときに実は企画課長もそういう答弁したと思うんですが、再解析をもう一度すると、約4,000万弱かけましてね。その再解析をした資料は議会にはその一部、断片のペーパーですが、それは配付されたと思うんですが、その前の地下の探査法の資料がございます。これは非常に分厚いもので85ページに及ぶものであります、その8割がたはほとんど足し稿で引用文なんです。ですから、初めてそれを見る方は非常にわかりやすい、バイブルみたいなドキュメントでありました。専門家が見ると、何だこれは、ほとんどパクリではないかと内心思うわけですが。

そういったことも含めて、平成24年から続いてきた地熱の理解促進事業の効果であるとか、そういう効果は確かに経済産業省宛てにことしの2月の日付でしょうか、文章が入っていましたが、そういった内容で報告されておりますが、私が前に申し上げました3Eの原則の効果性については、必要条件の十分条件なんです。その十分条件が初めて充足されて、それは納得性のある支出であるということは一般的に言われておりますが、そういったことは配慮されたのかなという感じを受けております。

そして、先ほどの反対討論をしました同僚議員のインバウンドの関係、海外の研修、これの効果についても実は私が議長の時、その前の議長もそうですが、横浜の駅で日本人相手にイベントを行いました。そして、小田急沿線でもイベントを行いました。ということは、相手は日本語が通じますから。副町長が前に予算委員会か何かで答弁したと思うんですが、

昨年は270万、今年度は350万、そしてこれは全中国、台湾だけではないんですね、南伊豆町に来町したのは。そういう意味で中国経済にも陰りがありまして為替も円安の方向にしておりますので、その辺の経済的な基調はほとんどぶれることもなく爆買の中国グループは日本には来ると思いますが、そういう意味で議会が90万の予算をつけてそこに果たす役割はどうかということは、今回私は非常に疑問視しております。

一方において、評価しながら私自身のバランスをとりますと、反対の要素が強いということなんですね。ですから、今回始めようとしている4,000万かけた再解析の中には、JOGMECに対する申請のものも入っていたということですね、あれだけの文章ができていたということは。その中に問題は、地域住民の同意を得る何がしかの文章が添付されているはずなんですね。温泉組合のことはよく例に出ますが、温泉組合は温泉の研究というか調査、その代行機関にすぎないのです。かつての温泉組合というのはそうではありませんでした。所有者の意見が非常に強くて意思がまとまっておったのですが、今は温泉組合の意向というのは判断の材料としては非常に薄いのではないかとということでもあります。

もろもろの文章を見ますと非常に難解な文章です。JOGMECに出した文章も一通り読ませてもらいました。非常に難しいことが書いてありました。であるがゆえに、素人はわかりにくいということなんですね。ですから、そういうことをもろもろ考えますと、先ほど言いました海外の議員の研修の問題、地熱の問題、そして後は補助金の減額、指定管理制度のあり方の問題までそれは波及すると思うんですが、目に見えない減額がありました。それは指定管理者の一般管理者との間のやりとりであると。それは予算上は目に見えてないんですね。それをさらに個別に探求すると、実はそこに別の思惑があってそういう金額になったということがうかがい知ることができます。

そのような意味で、私は今回の議第46号の一般予算についてはバランス、つり合いを考えた場合には、反対の要素が私自身の中では強いということです。そのような意味で、反対討論といたします。

○議長（稲葉勝男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

渡邊哲君。

○2番（渡邊 哲君） 私はこの28年度の予算に賛成する者でありまして、賛成討論を行います。

南伊豆町は厳しい財政の中、数々の問題を抱えております。石廊崎問題、健康福祉センター、CCRC問題、杉並の特養の問題、その中で何と言いましょうか、そして同僚議員が言

われました地熱の問題、インバウンドの問題、こういう問題を取り上げてみましても、町長初め町の皆さんが税の公平、そして皆さんの血税を1円も無駄にしない、そういう中での予算編成として私は認めたいのでございます。町長初め、町の皆さん、行政の皆さんが寝食を忘れてこの予算に取り組んだこの姿は、私は目に浮かぶわけでございます。

そういった中でいろんな問題はあるかもしれませんが、地熱の問題にしても100を超える源泉が半分は活用されていない。これは町の最大の財産ではありませんか、皆さん。温泉、それをいかにして活用するかという、この姿勢に対しては私は敬服するものであります。そして、インバウンドの問題に対しても、そういうことは一長一短に成果があらわれるわけではありません。議員といえども広く海外に目を向けて見識を深め、町民の皆さんの大いに役に立つ施政を研修してくる。こういうことが私は大事だと考えて、この予算に賛成するものでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 委員会報告に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第46号は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 賛成多数です。

よって、議第46号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第47号～議第49号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第47号 平成28年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算、議第48号 平成28年度南伊豆町介護保険特別会計予算及び議第49号 平成28年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 加畑 毅君登壇〕

○**予算決算常任委員長（加畑 毅君）** それでは、報告させていただきます。

平成28年3月17日、南伊豆町議会議長、稲葉勝男様。

予算決算常任委員会委員長、加畑毅。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された平成28年度特別会計予算は、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のため出席をした町当局職員は、記載のとおりでございます。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

議第47号 平成28年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算、議第48号 平成28年度南伊豆町介護保険特別会計予算、議第49号 平成28年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算。

問 国保税についての質問がなされた。

答 1人当たり8万6,395円で県下32位です。県と協議して決めるので上下するかはわかりません。

失礼しました。議事件目、付託件目を朗読させていただきます。

議第47号 平成28年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第48号 平成28年度南伊豆町介護保険特別会計予算、原案のとおり可決することに決定。

議第49号 平成28年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算、原案のとおり可決することに決定です。

以上になります。

○**議長（稲葉勝男君）** 委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○**議長（稲葉勝男君）** 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第47号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○**議長（稲葉勝男君）** 次に、議第47号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

- 11番（横嶋隆二君） 議第47号 平成28年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算に当たって賛成の討論を行います。

健康保険税制度そのものに当たっては、国がこの負担を減らしてきたおかげで自分の負担、被保険者の負担が非常に重くなっているという点、この点は批判するわけですが、この間この保険特別会計のもとで現場が本当努力してきていること、また町からも一般会計からの繰り入れも含めて35の県下の自治体の中で、少ないほうから見て1人当たり32番目という水準を保っております。また、質疑の中で、都道府県一本化された際にも意見具申をするということ、国の負担増を求めるといった点が確認されたことを評価して、賛成の意思とされます。制度の改善のために一層の努力をされることを改めてつけ加えて私の意思といたします。

以上です。

- 議長（稲葉勝男君） 次に、議第48号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

- 11番（横嶋隆二君） 議第48号 平成28年度南伊豆町介護保険特別会計予算に当たっては、反対の意思を表明いたします。

介護保険制度が導入されてしばらくたちますが、昨年度の介護保険の改正は要支援1、2の方々が保険制度からこれが除外されるということであります。また、介護報酬の設定が低くて介護職員が集まらない、あるいは介護職員の離職が進んでいると。南伊豆町では杉並区の特別養護老人ホームが準備されておりますが、マンパワーの充足の点ではこれも課題であります。今、国会では野党5党が介護報酬の増額を求めてこれを審議に付す取り組みをしておりますが、制度の改善、介護離職やあるいは被介護者の状況を真摯に改善することを強く求めて、私の反対の意思とさせていただきます。

- 議長（稲葉勝男君） 次に、議第48号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

- 議長（稲葉勝男君） 次に、議第49号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

- 議長（稲葉勝男君） 次に、議第49号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

- 議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第47号は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第47号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第48号は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 賛成多数です。

よって、議第48号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第49号は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 賛成多数です。

よって、議第49号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第50号～議第53号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第50号 平成28年度南伊豆町南上財産区特別会計予算、議第51号 平成28年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算、議第52号 平成28年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算及び議第53号 平成28年度南伊豆町土地取得特別会計予算を一括議題とします。
委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 加畑 毅君登壇〕

○予算決算常任委員長（加畑 毅君） それでは、議事件目から朗読させていただきます。

議事件目、付託件目、委員会決定です。

議第50号 平成28年度南伊豆町南上財産区特別会計予算、原案のとおり可決することに決定。

議第51号 平成28年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算、原案のとおり可決することに決定。

議第52号 平成28年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算、原案のとおり可決することに決定。

議第53号 平成28年度南伊豆町土地取得特別会計予算、原案のとおり可決することに決定。
審議中にあった質疑または意見要望事項。

議第50号 平成28年度南伊豆町南上財産区特別会計予算、議第51号 平成28年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算、議第52号 平成28年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算、議第53号 平成28年度南伊豆町土地取得特別会計予算。

問 企業誘致についての質問がなされた。

答 誘致の場所は、グラウンド寄りで売買契約は間近にきています。

以上になります。

○議長（稲葉勝男君） 委員会報告に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論のある方は議案番号を述べ討論してください。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第50号は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第50号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第51号は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第51号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

採決します。

議第52号は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第52号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第53号は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第53号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第54号～議第57号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第54号 平成28年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算、議第55号 平成28年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算、議第56号 平成28年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算及び議第57号 平成28年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 加畑 毅君登壇〕

○予算決算常任委員長（加畑 毅君） 議事件目、付託件目、委員会決定から報告させていただきます。

議第54号 平成28年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算、原案のとおり可決することに決定。

議第55号 平成28年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算、原案のとおり可決することに決定。

議第56号 平成28年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算、原案のとおり可決することに決定。

議第57号 平成28年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

議第54号 平成28年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算、議第55号 平成28年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算、議第56号 平成28年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算、議第57号 平成28年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算。

問 公共下水道について質問がなされた。

答 87.5%整備完了です。加入率も上げていきます。

以上になります。

○議長（稲葉勝男君） 委員会報告に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論のある方は議案番号を述べ討論をしてください。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので討論を終わります。

採決します。

議第54号は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第54号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第55号は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第55号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第56号は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第56号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第57号は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第57号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第58号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第58号 平成28年度南伊豆町水道事業会計予算を議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 加畑 毅君登壇〕

○予算決算常任委員長（加畑 毅君） 議事件目から朗読します。

議第58号 平成28年度南伊豆町水道事業会計予算、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

議第58号 平成28年度南伊豆町水道事業会計予算。

問 今後の耐震等についての質問がなされた。

答 補修、補強は5,000万くらい、高圧線移動等、経費がかかります。

問 当期未処分利益剰余金についての質問がなされた。

答 国県、他会計から整備した資産を償却して生まれた現金支出を伴わない収益です。

問 建設仮勘定についての質問がなされた。

答 南上、毛倉野の簡易水道の取得した資産です。

問 沈砂池についての質問がなされた。

答 改良を終え、正常な運転をしています。

問 検針票についての質問がなされた。

答 料金表記載は検討していきます。

問 石綿管についての質問がなされた。

答 南上地区で上水道は630メートル残っています。

以上になります。

○議長（稲葉勝男君） 委員会報告に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

漆田修君。

○8番（漆田 修君） あえて賛成の討論をさせていただきます。

第5次拡張工事が一応終息をみて数年たつわけではありますが、ハード的にいろんな面のひずみが出ております。特に昨年のにおいの問題であるとか、こういうインフラに直結する事業というのは、まず最優先にやるべきであろうと思っております。私自身も公営企業会計等については非常に理解があるつもりでおりますが、ぜひとも前向きに町の三役を動かして推進をしていただきたいと思います。賛成討論にかえさせていただきます。

○議長（稲葉勝男君） 次に、委員会報告に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第58号は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第58号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 発議第1号 核兵器廃絶平和都市宣言に関する決議についてを議題とします。

趣旨説明を求めます。

横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 発議第1号 核兵器廃絶平和都市宣言に関する決議。

上記の決議を、別紙のとおり地方自治法第112条及び南伊豆町会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成28年3月17日提出。

南伊豆町議会議長、稲葉勝男様。

提出者、南伊豆町議会議員、横嶋隆二。

以下、賛成者、稲葉勝男、渡邊嘉郎、長田美喜彦、加畑毅、渡邊哲、清水清一、漆田修、岡部克仁、比野下文男、齋藤要。

提出理由は、世界の恒久平和と核兵器の廃絶を求めためでございます。

決議を朗読いたします。

核兵器廃絶平和都市宣言に関する決議。

世界の恒久平和を実現することは、人類共通の願いである。

しかしながら、世界では、今も地域紛争やテロリズムなどにより、人間の生命や尊厳を踏みしめる行為が繰り返されており、特に核兵器の存在は人類の未来に深刻な脅威になっている。

私たちは、戦後70年の節目にあたり、世界で唯一の被爆国の国民として、核兵器などによる戦争への脅威をなくし、人類共通の願いである世界の恒久平和を求め、南伊豆町は核兵器

廃絶平和都市を宣言する。

以上、決議する。

平成28年3月17日、静岡県賀茂郡南伊豆町議会。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 質疑がないものと認めます。

よって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

発議第1号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号議案は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 発議第2号 精神障害者の交通運賃割引に関する意見書の提出についてを議題とします。

趣旨説明を求めます。

清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） それでは、発議第2号 精神障害者の交通運賃割引に関する意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり地方自治法第99条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成28年3月17日提出。

南伊豆町議会議長、稲葉勝男様。

提出者、南伊豆町議会議員、清水清一。

賛成者、南伊豆町議会議員、稲葉勝男、同じく渡邊哲、同じく渡邊嘉郎、同じく長田美喜彦、同じく加畑毅、同じく岡部克仁、同じく比野下文男、同じく横嶋隆二、同じく漆田修、同じく齋藤要。

提案理由。

精神障害者に対する交通運賃割引について、身体内部障害者及び知的障害者と同等に割引が実施されるように、政府が交通機関等の事業者に行行政策をすることを強く要望する意見書を提出するものです。

意見書の朗読をもってかえさせていただきます。

精神障害者の交通運賃割引に関する意見書。

障害者に対する交通運賃割引は、身体障害者が昭和25年から、知的障害者は平成3年から実施されており、現在、割引を実施している交通機関等は、JR、民間鉄道、航空、旅客船、バス、タクシーと有料道路の通行料金である。

しかし精神障害者については、平成9年～10年当時、精神障害者家族の全国団体が主としてJR運賃割引を求めて大規模な署名運動を実施した経過があるが運賃割引は実現せず、以後、全国的には一部の路線バス、民間鉄道などが割引を行うようになったが、いまだ実現には至っていない。

こうした状況を踏まえ、精神障害者に対しても身体障害者や知的障害者と同等な交通運賃割引が速やかに実現されるよう、政府が交通機関事業者に対して是正指導をするべきであると考えます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月17日。

衆議院議長、大島理森殿。

静岡県賀茂郡南伊豆町議会。

意見書提出先としては、衆議院議長、大島理森殿。その他に参議院議長、山崎正昭殿。内閣総理大臣、安倍晋三殿。国土交通大臣、石井啓一殿。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

発議第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号議案は原案のとおり可決されました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（稲葉勝男君） 日程第22 閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長初め、各常任委員会委員長及び特別委員会委員長から会議規則第75

条の規定により、お手元に配付いたしました「所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項」についてなど、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（稲葉勝男君） 本日の議事件目が終了いたしましたので、会議を閉じます。

3月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、平成28年3月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会といたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午前10時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成28年3月議会定例会審議結果

議案番号	件目	議決年月日	結果
諮第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて 加藤 生喜(かとう きよし) 氏	2月26日	同意
報第1号	専決処分の報告について (南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)	2月26日	報告
報第2号	専決処分の報告について (南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)	2月26日	報告
報第3号	専決処分の報告について (南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)	2月26日	報告
報第4号	専決処分の報告について (南伊豆町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例)	2月26日	報告
議第1号 ～7号	南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について 渡邊 満(わたなべ みつる) 氏 楠 重吉(くすのき しげよし) 氏 鈴木 宏文(すずき ひろふみ) 氏 菊池 源夫(きくち もとお) 氏 菊池 和夫(きくち かずお) 氏 平山 常藏(ひらやま つねぞう) 氏 平山 一仁(ひらやま かずひと) 氏	2月26日	原案可決
議第8号 ～14号	南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について 外岡 満治(とのおか みちはる) 氏 里中 長平(さとなか ちょうへい) 氏 外岡 茂徳(とのおか しげのり) 氏 山本 昇孝(やまもと のりたか) 氏 高野 薫(たかの かおる) 氏 黒田 宏(くろだ ひろし) 氏 黒田 要(くろだ かなめ) 氏	2月26日	原案可決
議第15号	南伊豆町課設置条例の一部を改正する条例制定について	2月26日	原案可決
議第16号	南伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例制定について	2月26日	原案可決
議第17号	南伊豆町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について	2月26日	原案可決

議案番号	件目	議決年月日	結果
議第18号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	2月26日	原案可決
議第19号	南伊豆町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例制定について	2月26日	原案可決
議第20号	南伊豆町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例制定について	2月26日	原案可決
議第21号	南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	2月26日	原案可決
議第22号	南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	2月26日	原案可決
議第23号	南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について	2月26日	原案可決
議第24号	南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定について	2月26日	原案可決
議第25号	南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	2月26日	原案可決
議第26号	南伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	2月26日	原案可決
議第27号	南伊豆町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	2月26日	原案可決
議第28号	南伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	2月26日	原案可決
議第29号	南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	2月26日	原案可決
	南伊豆町非核平和都市宣言	3月17日	宣言
議第30号	南伊豆町行政不服審査会条例制定について	3月17日	原案可決
議第31号	南伊豆町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定について	3月17日	原案可決

議案番号	件目	議決年月日	結果
議第32号	南伊豆町営温泉施設整備基金条例制定について	3月17日	原案可決
議第33号	南伊豆町クリーンセンター建設工事委託変更契約の締結について	2月26日	原案可決
議第34号	南伊豆町過疎地域自立促進計画の策定について	3月17日	原案可決
議第35号	平成27年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）	2月29日	原案可決
議第36号	平成27年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	2月29日	原案可決
議第37号	平成27年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）	2月29日	原案可決
議第38号	平成27年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	2月29日	原案可決
議第39号	平成27年度南伊豆町南上財産区特別会計補正予算（第1号）	2月29日	原案可決
議第40号	平成27年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算（第2号）	2月29日	原案可決
議第41号	平成27年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	2月29日	原案可決
議第42号	平成27年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	2月29日	原案可決
議第43号	平成27年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	2月29日	原案可決
議第44号	平成27年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	2月29日	原案可決
議第45号	平成27年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）	2月29日	原案可決
議第46号	平成28年度南伊豆町一般会計予算	3月17日	原案可決

議案番号	件目	議決年月日	結果
議第47号	平成28年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算	3月17日	原案可決
議第48号	平成28年度南伊豆町介護保険特別会計予算	3月17日	原案可決
議第49号	平成28年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算	3月17日	原案可決
議第50号	平成28年度南伊豆町南上財産区特別会計予算	3月17日	原案可決
議第51号	平成28年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算	3月17日	原案可決
議第52号	平成28年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算	3月17日	原案可決
議第53号	平成28年度南伊豆町土地取得特別会計予算	3月17日	原案可決
議第54号	平成28年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算	3月17日	原案可決
議第55号	平成28年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算	3月17日	原案可決
議第56号	平成28年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算	3月17日	原案可決
議第57号	平成28年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算	3月17日	原案可決
議第58号	平成28年度南伊豆町水道事業会計予算	3月17日	原案可決
発議第1号	核兵器廃絶平和都市宣言に関する決議	3月17日	原案可決
発議第2号	精神障害者の交通運賃割引に関する意見書の提出について	3月17日	原案可決